

## 政務調査報告

平成31年2月18日農林水産省並びに内閣官房国土強靱化推進室に出向き、政務調査を行いました。

まず、農林水産省において、今後の高齢化による人材不足と後継者に対する取り組みと、外国労働者の受け入れと今後の政府の考えについてと、林野庁の今後林業に従事する外国人に対する問題について、ご教示いただきました。

議員からは、有田川町の現状と課題について意見を述べ、それに各担当課の職員さんと、意見交換いたしました。

また、住む場所についても今後国費の投入できないかとも要望して、予定の時間が終了いたしました。

また、研修資料と担当者については、別添資料を提出させていただきます。

その後、内閣官房に赴き、国土強靱化の3か年の取り組みに、ご教示いただきました。参事官に今迄の取り組みと、新たに重点的に今後取り組むべき点を教えていただき、各議員からは、今後の東南海・南海地震についての取り組みや、異常気象に対する防災対応などの、予防防災について質問いたしました。また、インフラ整備の強化と減災対応の大切さ、今後の予算の概要などを教わりました。議員からは、有田川町の問題などを提言して、問題解決するための事業計画や予算要求の仕方などをお教えいただきました。

また、こちらについても別紙のとおり資料を添付したいと思います  
今回の研修を通じて、議員で意見交換をし、情報の新しさ、迅速な対応、大胆な政策提言を行うことの大切さを改めて考えさせられた研修とおもいました

この、報告書と別添資料の提出をもって、政務調査の報告とさせていただきます

# 農林水産省 勉強会資料

平成31年2月18日

## 1 今後の高齢化による人材不足と後継者に対する取組について

農業 . . . . . P 1

林業 . . . . . P 8

## 2 外国労働者の受入れ等今後の政府の考え方について

農業 . . . . . P 10

新たな外国人材の受入れについて . . . . . P 10

農業分野における新たな外国人材の受入れについて . . . . . P 34

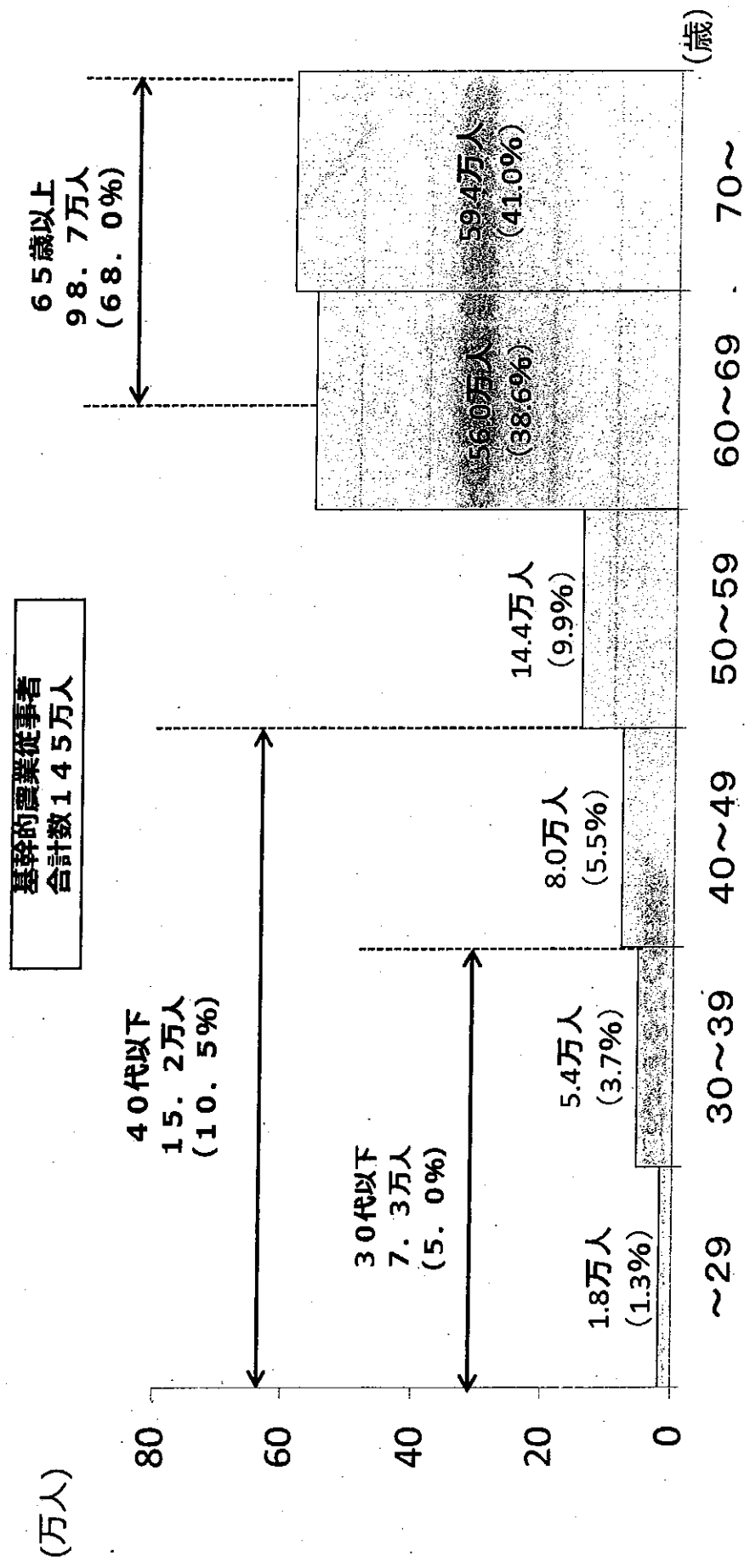
新たな外国人材受入れ制度に関するQ & A (農業) . . . . . P 47

林業 . . . . . P 52

# 我が国の農業従事者の年齢構成

- 現在、我が国の基幹的農業従事者は、65歳以上が68%、40代以下が11%（30代以下は5%）と著しくアンバランスな状況。
- 持続可能な力強い農業を実現していくためには、農業の内外からの新規就農を促進し、世代間バランスの取れた農業構造にしていくことが重要。

年齢階層別基幹的農業従事者数（平成30年概数値）



資料：農林水産省「平成30年農業構造動態調査（平成30年2月1日現在）」  
 定義：「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

# 青年就農者の確保の考え方

- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」においては、農業構造の改革のためのKPI目標として、2023年に40代以下の農業従事者数を40万人に拡大することを設定。

## 農林水産業・地域の活力創造プラン

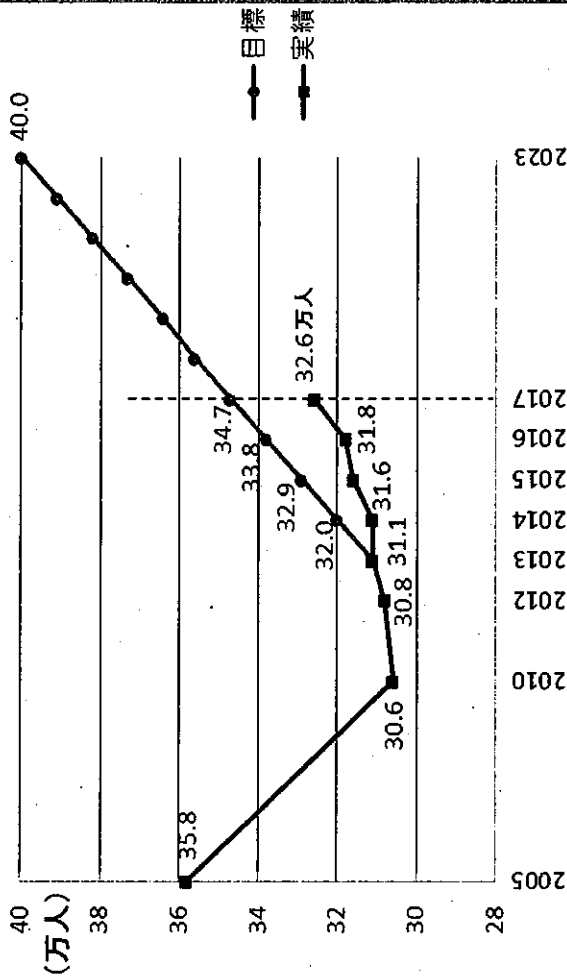
(平成30年11月改定)

- 3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減

<目標>

- 2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立
- 2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減
- 新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大
- 2023年までに、法人経営体数を5万人に増加

## 40代以下の農業従事者数の推移

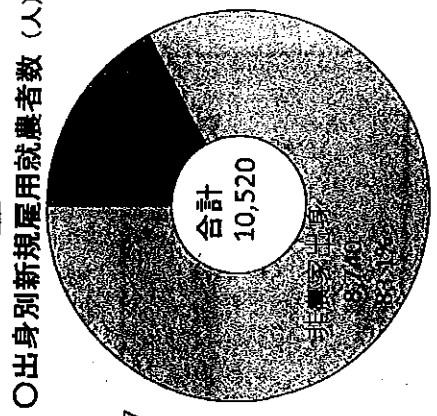
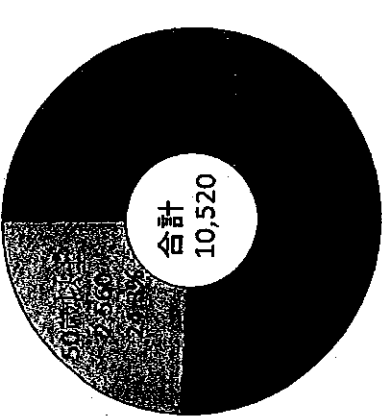
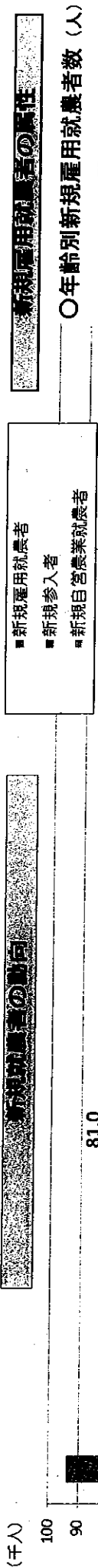


資料:農林水産省大臣官房統計部「農林業センサス」、「新規就農者調査」及び総務省統計局「国勢調査」より農林水産省作成

- ・ 目標達成のためには、基準年である平成25年(2013年)の31.1万人から、毎年約3%(8,900人)増加させることが必要。
- ・ 実績としては、毎年約1.2%(3,750人)増加(2013年～2017年の4年間の平均)。

# 新規就農者の現状①

- 新規就農者数は、平成29年で5万5,670人。その大半が、新規自営農業就農者（農家子弟であって、自家農業に就農する者）。
- 新規雇用就農者（農業法人等に雇われる形で就農する者）は、近年8千人程度で推移してきたが、平成27年からは1万人超え。年齢別では40代以下（76%）、出身別では非農家出身者（83%）が多数。
- 将来の担い手として期待される40代以下の若い就農者は、2万人前後で推移。近年、新規就農施策の効果により新規参入者が大幅に増加。



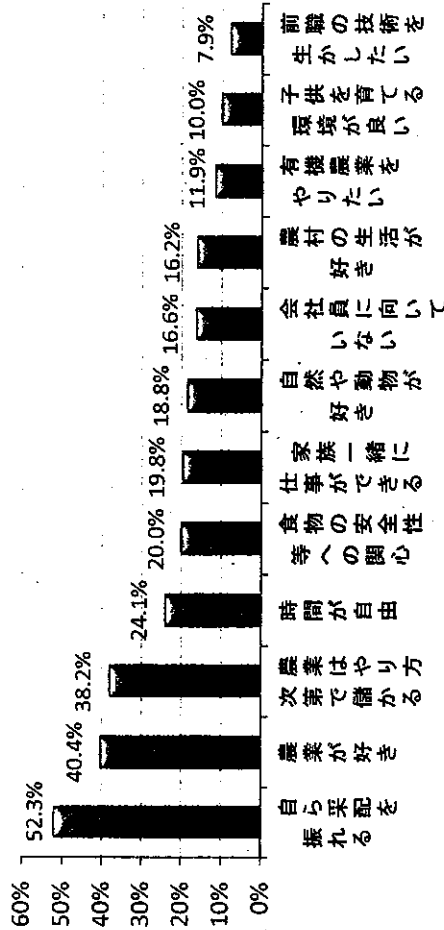
資料：農林水産省「農家就業動向調査」(S60～H2)、「農林業センサス」(H6)「農業構造動態調査」(H7～12)、「農林業センサスと農業構造動態調査の相違集計」(H16、17)、「新規就農者調査」(H18～)

注) 1. 「新規自営農業就農者」とは、農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者。  
 2. 「新規参入者」とは、調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者。平成22年の数値については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県の一部地域を除いて集計。  
 3. 「新規雇用就農者」とは、調査期日前1年間に新たに法人等に採用（年7か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者である（外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く）。  
 4. 平成17年以前の新規就農者数は、新規自営農業就農者のみ、平成18年以降は新規雇用就農者と新規参入者を含んだ値。  
 5. 平成23年以降の調査結果は、東日本大震災の影響で調査不能となった福島県の一部地域を除いて集計した数値。

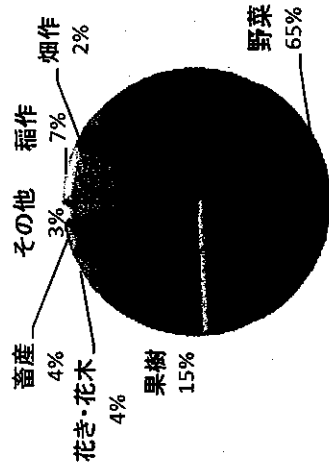
# 新規就農者の現状②

- 新規参入者の就農の理由は、「自ら采配を振れる」といったビジネスとしての魅力を感じているのが約半数。「農業、農村の生活、自然や動物が好き」など農的な生き方に魅力を感じている者も多い。
- 新規参入者の経営類型は、野菜、果樹、花木など園芸作物が約8割。土地利用型作物は約1割。
- 新規自営農業就農者の経営類型は、稲作が約6割。経営類型ごとの年代は、稲作では定年後の就農が大半を占めるが、園芸や畜産では青壮年が大半。

新規参入者の就農の理由

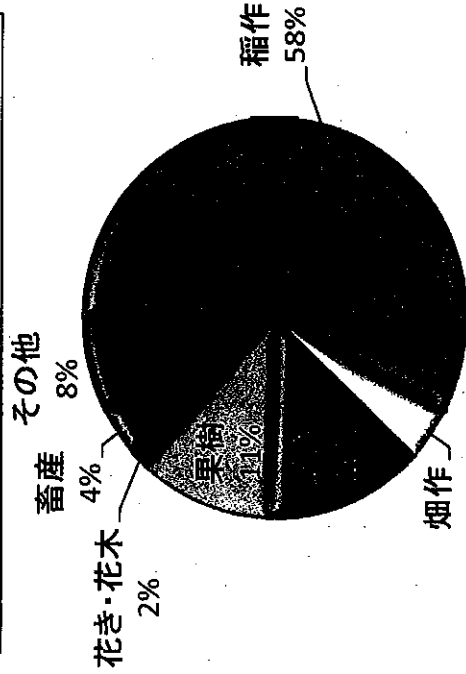


新規参入者の就農時の中心作物

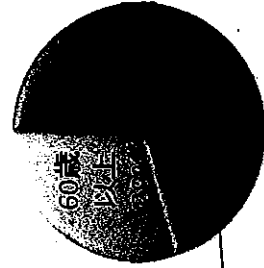


資料：新規就農者の就業実態に関する調査結果 (平成29年3月全国新規就農相談センター)

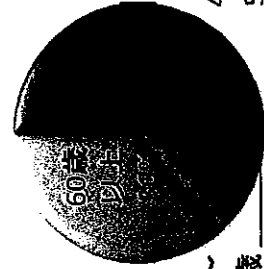
新規自営農業就農者の経営類型別



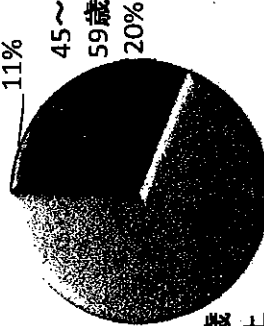
畜産



野菜



稲作

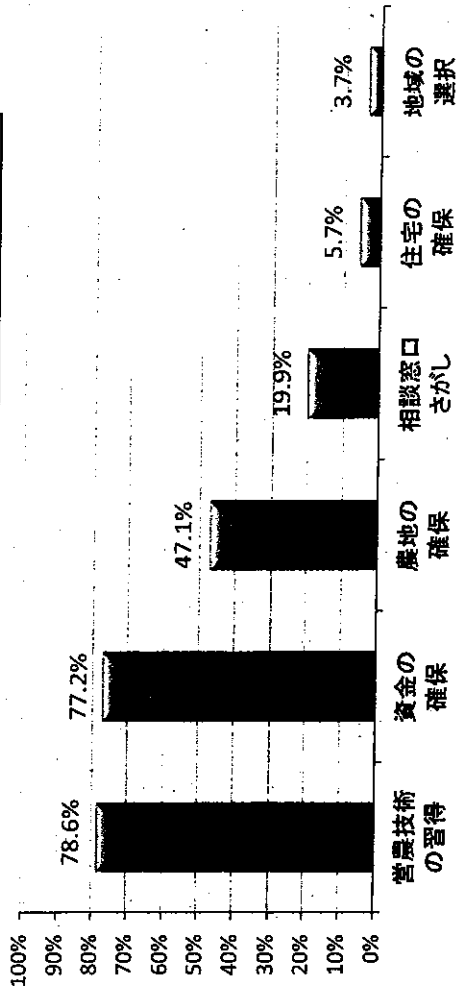


資料：農林水産省統計部「27年新規就農者調査及び2015年世界農林業センサス」(組替集計)  
注) 四捨五入により計と内訳が一致しないものがある。

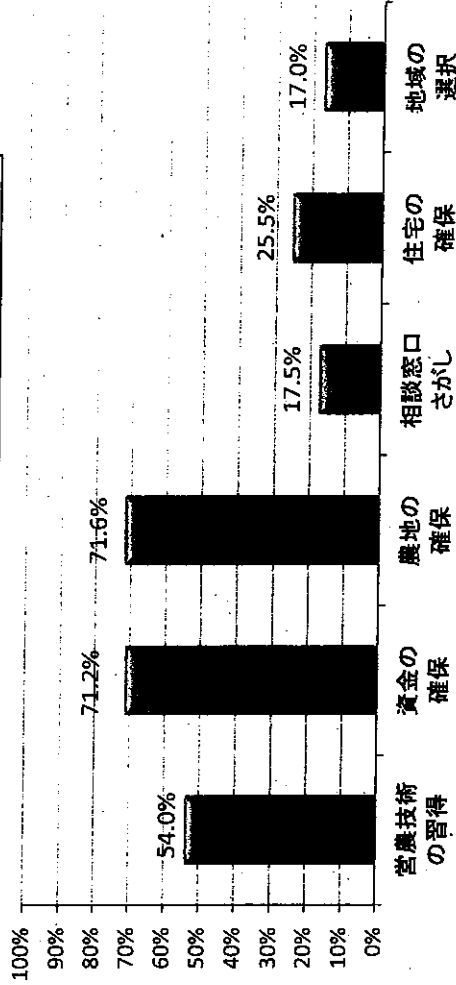
# 新規就農者の課題

- 新規自営農業就農者は「営農技術の習得」「資金の確保」「農地の確保」「資金の確保」「資金の確保」「営農技術の習得」が経営開始時の大きな課題。
- 就農しても生計が安定しないことを理由に数年以内に離農する者が多いと見込まれる。

新規自営農業就農者の経営開始時の課題



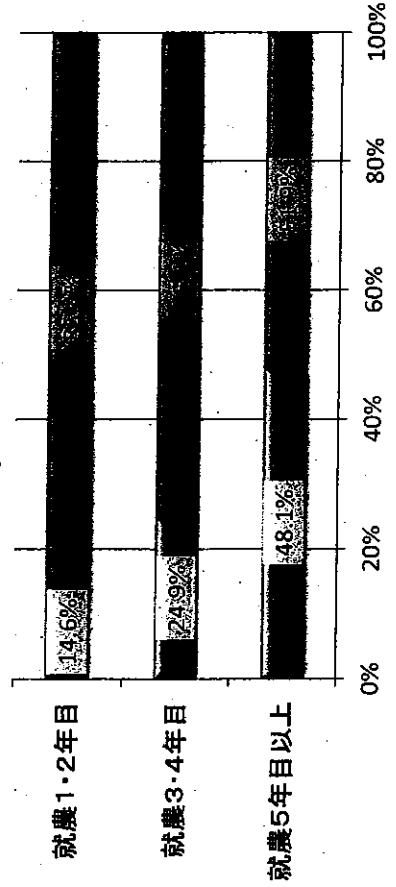
新規参入者の経営開始時の課題



資料：新規就農者の就業実態に関する調査結果  
(平成29年3月全国新規就農相談センター)

資料：新規就農者の就業実態に関する調査結果  
(平成29年3月全国新規就農相談センター)

新規参入者の生計の状況



- おおむね農業所得で生計が成り立っている
- 農業所得では生計は成り立っていない

資料：新規就農者の就業実態に関する調査結果  
(平成29年3月全国新規就農相談センター)

注：就農してから概ね10年以内の農業外からの新規就農者(新規参入者)が対象。

# 4-2 農業の新しい働き方確立支援総合対策のうち 農業人材力強化総合支援事業

【平成31年度予算概算決定額 21,003 (23,265) 百万円】

## ＜対策のポイント＞

農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業において支援する新規就農者の年齢を原則45歳未満から50歳未満まで引き上げます。  
農業次世代人材投資事業において、親元就農における農地の所有権移転義務を撤廃し、利用権設定で可とします。

## ＜政策目標＞

新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大 [平成35年度まで]

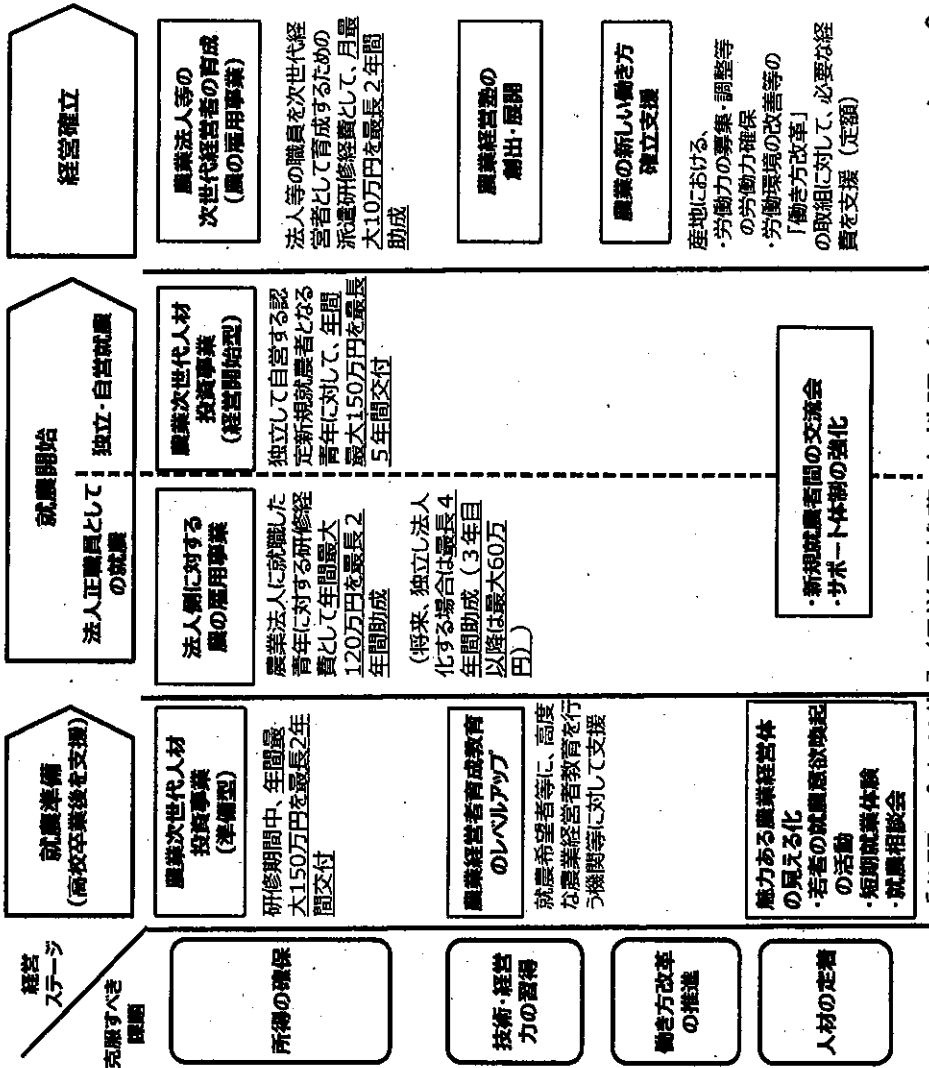
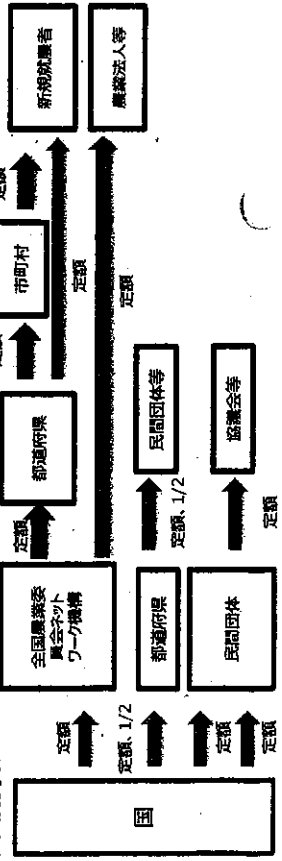
## ＜事業の内容＞

- 1. 農業次世代人材投資事業 15,470 (17,534) 百万円**
  - 次世代を担う農業者となることを志向する50歳未満の者に対し、就業準備段階や経営開始時を支援する資金を交付します。
  - 農地については、親族からの貸借が主である場合、所有権移転ではなく、利用権設定でも可とします。
- 2. 農の雇用事業 4,958 (5,058) 百万円**
  - 農業法人が50歳未満の新規就業者に対して実施する実践研修及び新規就業者に対する新たな法人設立に向けた研修等を支援します。
  - 農業法人による従業員等の派遣研修を支援します。

## 3. 農業経営確立支援事業 575 (673) 百万円

- 就農相談会や短期就業体験の実施、農業経営塾等の開講等による優れた経営感覚を備えた農業者の育成を図るための取組を支援します。
- 地域の農業関係者が、他産業や他地域等と連携して行う人材確保の取組や、「働き方改革」を促進するために行うセミナー等に要する費用を支援します。

## ＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469) 6



# 人材力強化総合支援事業のうち新規就農意欲喚起・相談等支援事業の拡充 (農業の新しい働き方確立支援)

○ 農業就業者の減少や高齢化が進行する中、農作業ピークにおける労働力の不足が規模拡大を進める上でのネックとなっているが、今後、生産年齢人口の減少に伴い、他産業との人材確保の競争がさらに厳しくなることは確実である。

○ このため、農業分野の働き方の改革に取り組みながら、短期労働力の確保を進めるよう、

- ・産地における人材確保に向けて、労働環境の整備を進めつつ、様々な働き方のニーズを有する人材を開拓する取組
  - ・単独の産地では対応しきれない農作業ピーク時の労働力不足を解消するため、他産地、他産業との連携に係る取組
- について支援。

## 産地における働き方改革・人材の新規開拓支援

41,277千円(一)(12地区程度)

・子育て中の女性や高齢者、他産業従事者等の多様な人材の確保に取り組みつつ、人材募集や労働環境の改善に係る民間のノウハウを活用して、働き方改革と労働力確保を一体的に推進する産地を支援。

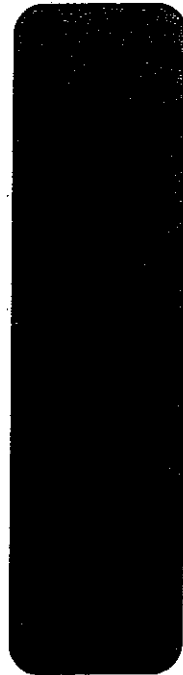
### 働き方改革・人材の新規開拓に取り組む産地

1. 産地における人材確保に向けて、各産地・各産地団体の労働時間・休日・給与方法の見直しや多様な働き方の導入等の働き方改革・労働環境の整備を推進

2. 単独の産地での対応しきれない農作業ピーク時の労働力不足について、産地間の連携を行うことで、多様な人材の活躍促進と安定した労働環境の提供を図る。産地間・産地間の連携に係る取組を支援

#### 【取組内容】

- ① 関係者による取組体制の整備、② 労働力に関する実地調査、③ 労働力の募集・育成、④ 産地(民間)のノウハウを活用した働き方改革の実践、⑤ 各産地における働き方改革・労働環境の改善(農作業に関するハードウェアの導入等)、⑥ 他産業との連携に係る取組、⑦ 産地間・産地間の連携推進(人材派遣・人材交流・作業員貸出)



事業実施主体

民間団体等

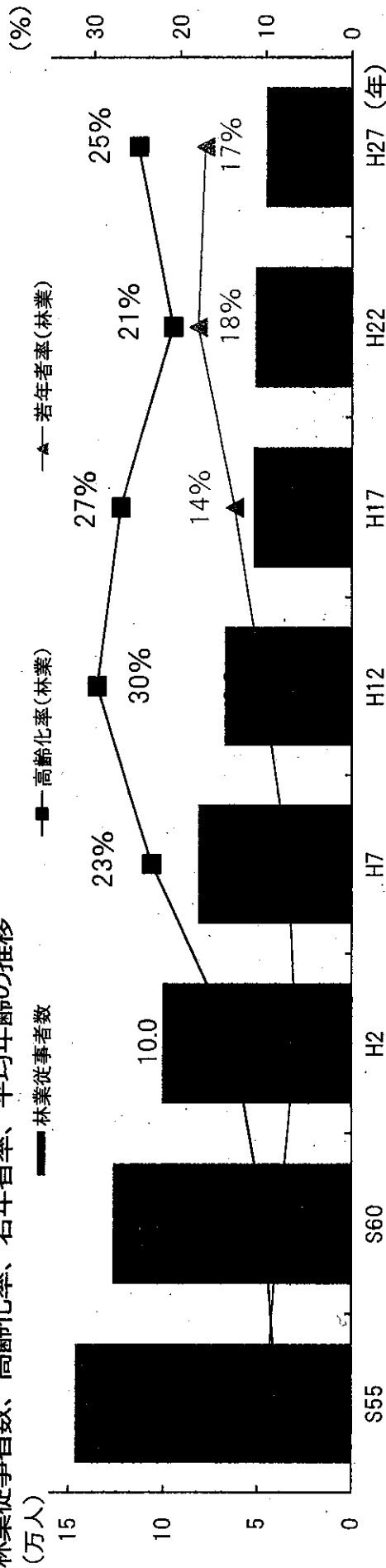
事業実施フロー



# 林業労働力の現状等

- ◆ 林業従事者数は長期的に減少しているが、H27年は4.5万人。平均年齢は若返り傾向。
- ◆ 「緑の雇用」業により、それまで年間2千人強であったものが3千人強まで増加。

■ 林業従事者数、若年者率、高齢化率、平均年齢の推移

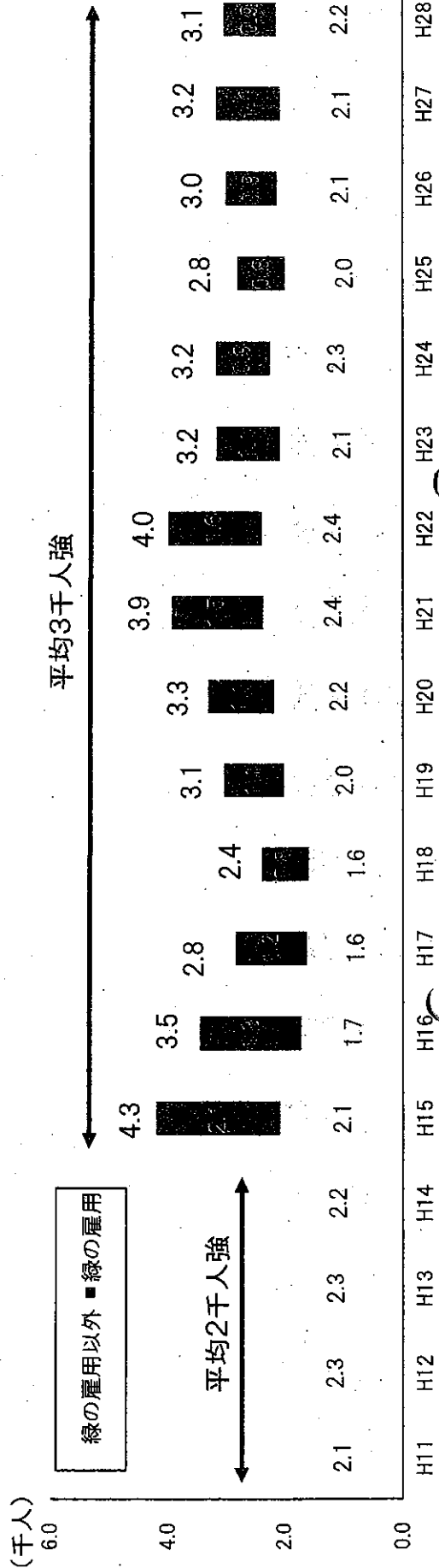


資料：総務省「国勢調査」

注：高齢化率とは、従事者数に占める65歳以上の者の割合。若年者率とは、従事者数に占める35歳未満の者の割合。

( ) 書きは、林業従事者の平均年齢(H7以前は林野庁試算による)。

■ 林業の新規就業者数の推移



資料：林野庁業務資料

# 「緑の人づくり」総合支援対策（拡充）

平成31年度予算概算決定額4,668,064（4,861,626）千円

## ＜対策のポイント＞

新規就業者の確保・育成や林業への就業前の若年に対する給付金の支給等を行うとともに、多様な担い手の育成等について、総合的に取り組みます。あわせて、新たな森林管理システムの運営に当たって市町村への指導・助言を行える技術者を養成し、地域の森林・林業行政の支援体制を構築します。

## ＜政策目標＞

- 新規就業者の確保（1,200人 [平成31年度]）
- 林業労働災害死亡者数（平成29年比15%以上減少 [平成34年]）
- 新たな森林管理システムの支援を行える技術者の育成（1,000人 [平成35年度]）

○林業労働災害死傷者数（平成29年比5%以上減少 [平成34年]）

## ＜事業の内容＞

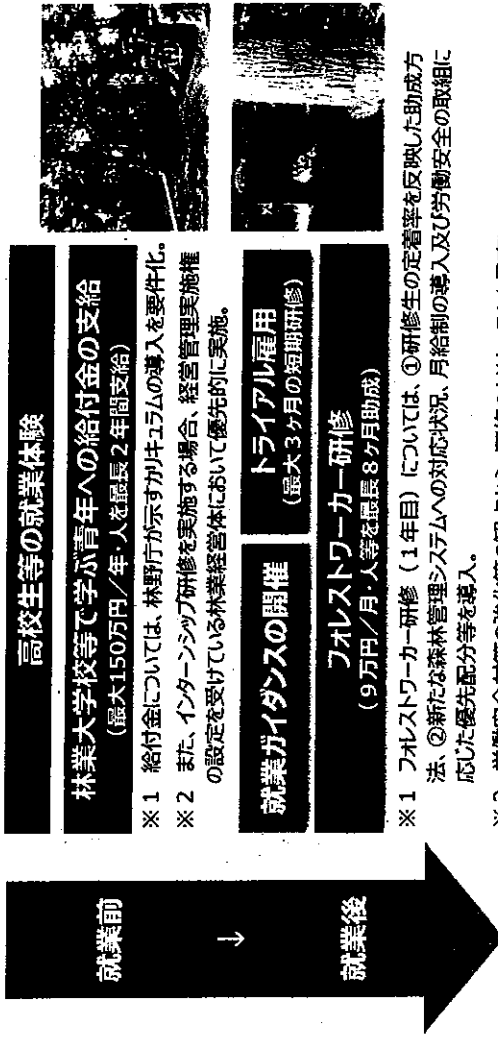
1. 森林・林業新規就業支援対策 4,637,860（4,810,311）千円
  - ① 「緑の雇用」新規就業者育成推進事業 4,334,179（4,500,020）千円  
就業ガイダンス及び林業作業士（フォレストワーカー）研修（集合研修とOJTを組み合わせた3年間の体系的な研修）等に必要経費を支援します。
  - ② 緑の青年就業準備給付金事業 272,376（272,319）千円  
林業高等学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営をも担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。
  - ③ 多様な担い手育成事業 31,305（37,972）千円  
高校生等に対する就業体験、女性林業者の活躍促進のための課題解決、林業グループの育成に対する取組等を支援し、多様な担い手を育成します。
2. 新たな森林管理システム導入円滑化対策 30,204（一）千円
  - 新たな森林管理システムの円滑な運営を図るため必要な技術・指導力を有し、市町村の森林・林業担当職員を支援する人材を養成するとともに、その技術水準の維持・向上を図るための継続教育等を実施します。  
また、新たな森林管理システムに係る業務運営の対応力を養成するため、都道府県等が行う実践型研修（OJT）の実施に対して支援します。

## ＜事業の流れ＞

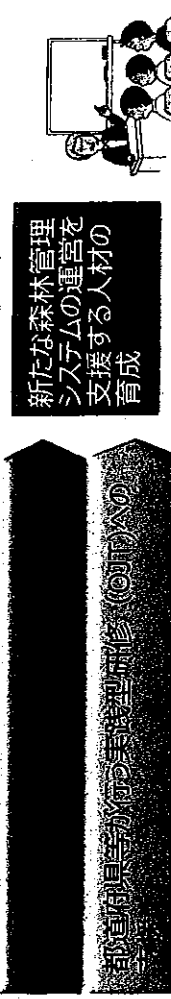


## ＜事業イメージ＞

### 1. 森林・林業への新規就業の支援



### 2. 新たな森林管理システムの円滑な運営に必要な人材育成



# 新たな外国人材の受入れについて

---



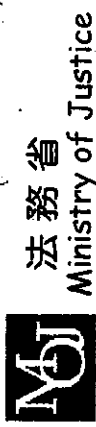
平成31年2月  
法務省入国管理局

## 【資料(目次)】

1	制度概要 ①在留資格について.....	1
2	制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について.....	2
3	新たな外国人材受入れ制度(外国人材用).....	3
4	新たな外国人材受入れ制度(受入れ機関用).....	4
5	新たな外国人材受入れ制度(登録支援機関用).....	6
6	主な提出書類一覧.....	8
7	届出・報告一覧.....	10
8	新たな外国人材受入れ制度(スケジュール).....	13

17 労働局 技能実習 1 ~ 33P

# 制度概要 ①在留資格について



法務省  
Ministry of Justice

- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、  
(14分野) 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

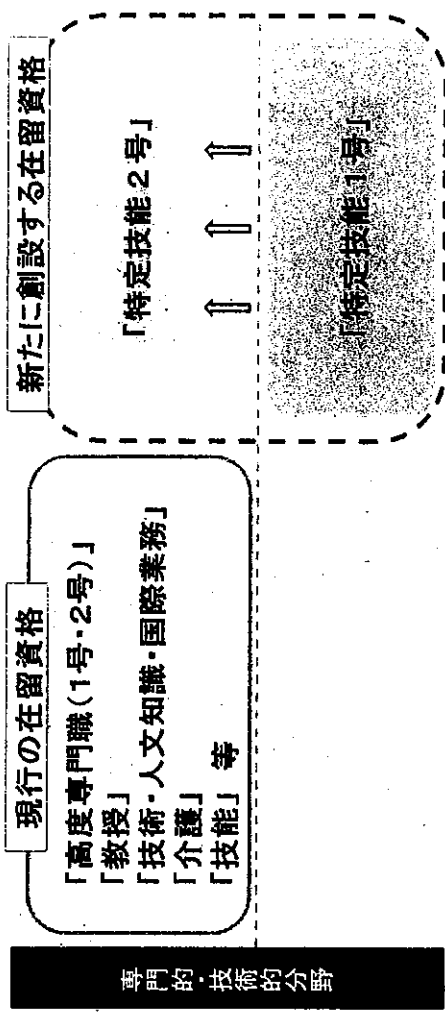
## 特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

## 特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

## 【就労が認められる在留資格の技能水準】



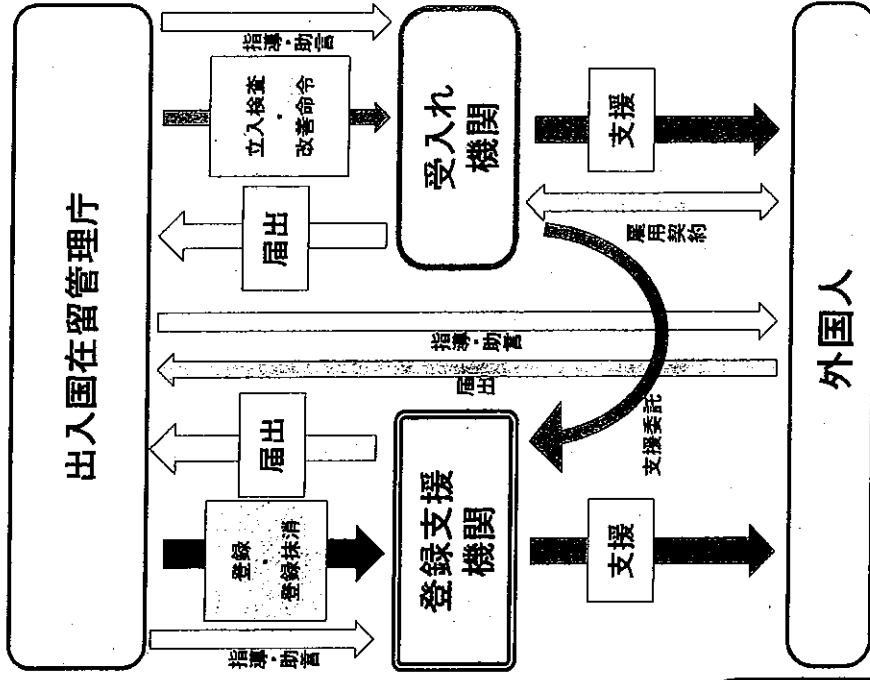
# 制度概要 ②受入れ機関と登録支援機関について

## 受入れ機関について

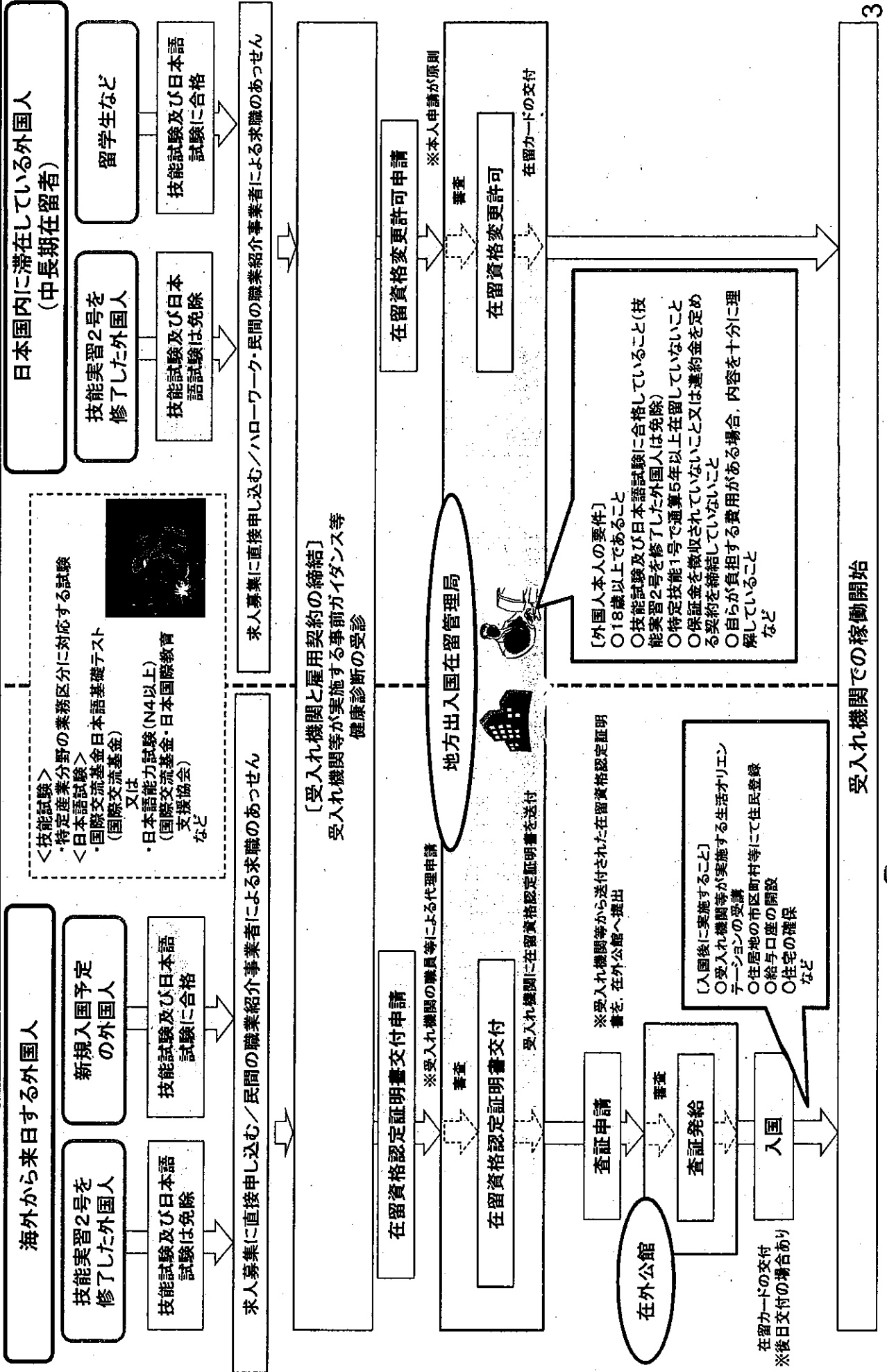
- 1 受入れ機関が外国人を受け入れるための基準
  - ① 外国人と結ぶ雇用契約が適切 (例：報酬額が日本人と同等以上)
  - ② 機関自体が適切 (例：5年以内に入出国・労働法令違反がない)
  - ③ 外国人を支援する体制あり (例：外国人が理解できる言語で支援できる)
  - ④ 外国人を支援する計画が適切 (例：生活オリエンテーション等を含む)
- 2 受入れ機関の義務
  - ① 外国人と結んだ雇用契約を確実に履行 (例：報酬を適切に支払う)
  - ② 外国人への支援を適切に実施  
→ 支援については、登録支援機関に委託も可。  
全部委託すれば1③も満たす。
  - ③ 出入国在留管理庁への各種届出 (注) ①～③を怠ると外国人を受け入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けられることがある。

## 登録支援機関について

- 1 登録を受けるときのための基準
  - ① 機関自体が適切 (例：5年以内に入出国・労働法令違反がない)
  - ② 外国人を支援する体制あり (例：外国人が理解できる言語で支援できる)
- 2 登録支援機関の義務
  - ① 外国人への支援を適切に実施
  - ② 出入国在留管理庁への各種届出 (注) ①②を怠ると登録を取り消されることがある。

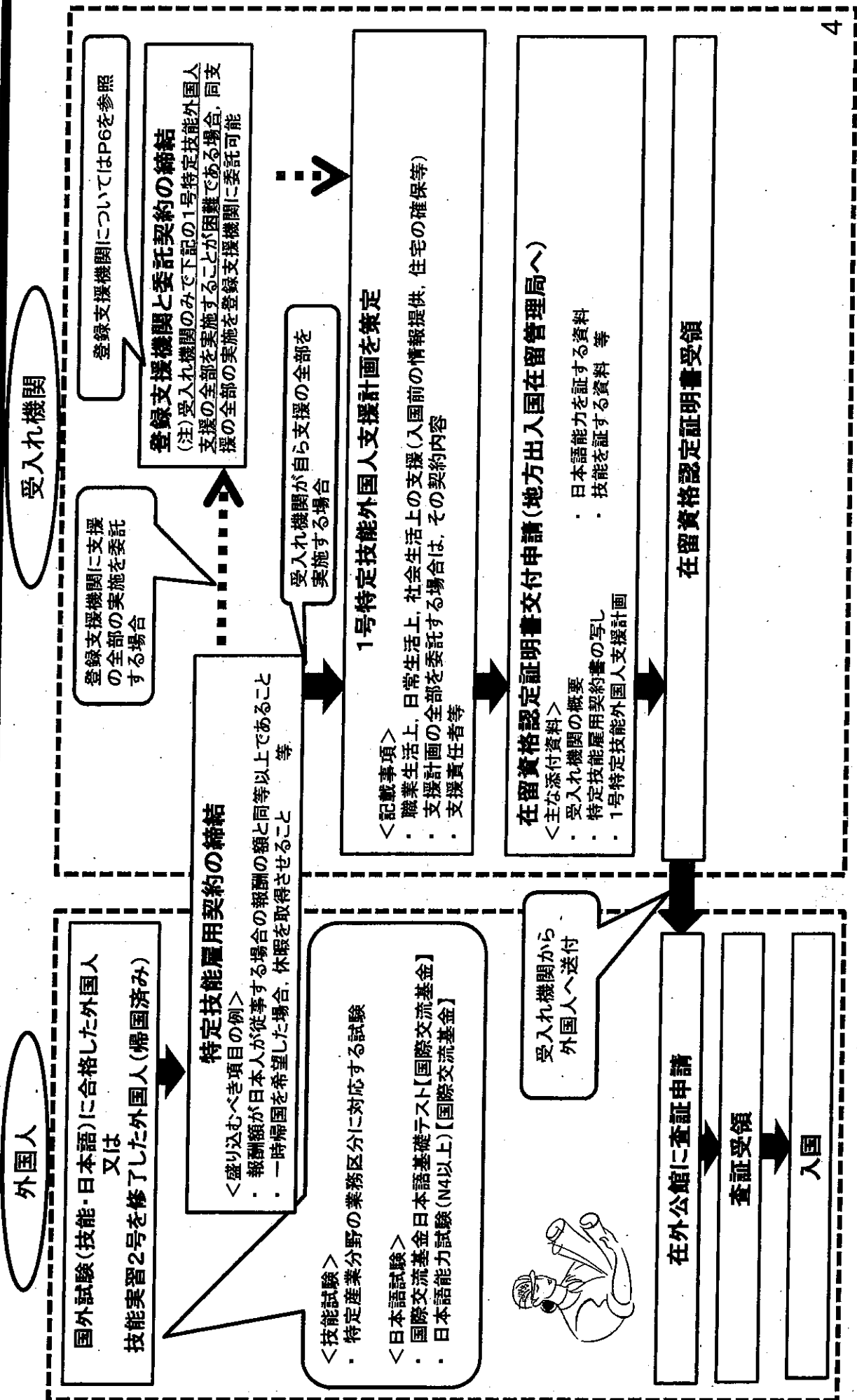


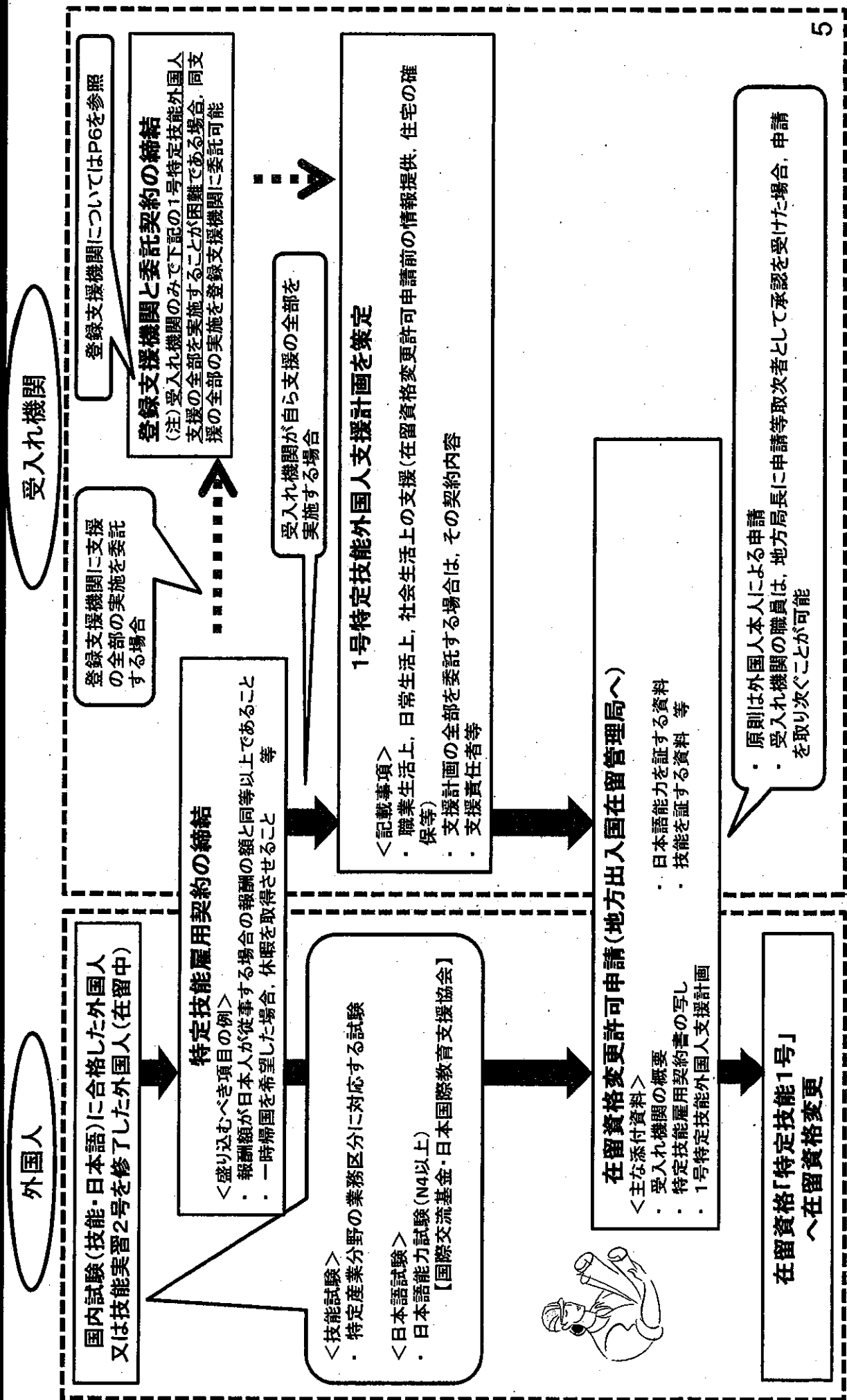
# 新たな外国人材受入れ制度（外国人材用）

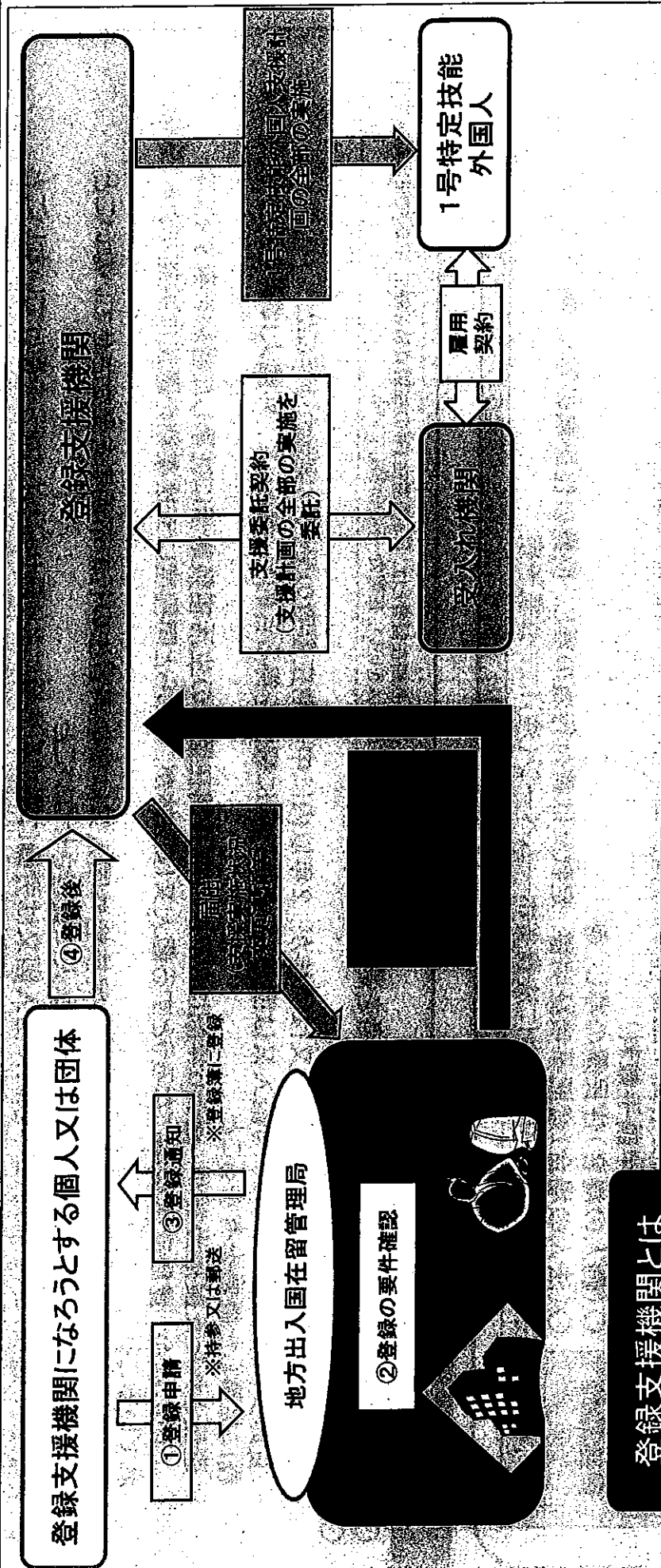




新たな外国人材受入れ制度(受入れ機関用)  
(海外から採用するケース)







**登録支援機関とは**

- 登録支援機関は、受入れ機関との支援委託契約により、1号特定技能外国人支援計画に基づく支援の全部の実施を行う。
- 登録支援機関になるためには、出入国在留管理庁長官の登録を受ける必要がある。
- 登録を受けた機関は、登録支援機関登録簿に登録され、出入国在留管理庁ホームページに掲載される。
- 登録の期間は5年間であり、更新が必要である。
- 登録支援機関は、出入国在留管理庁長官に対し、定期又は随時の各種届出を行う必要がある。

## 1 申請方法・書類等

申請先	地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局（空港支局を除く。）
申請方法	持参又は郵送
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○登録支援機関登録申請書（様式は法務省ホームページ（注）に掲載予定）</li> <li>○収入印紙（申請手数料）</li> <li>○（個人の場合）住民票の写し 等</li> <li>○（法人の場合）登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し、役員の住民票の写し 等</li> </ul> <p>※詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（注）にて公表予定</p>

（注）2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページに掲載予定

## 2 登録の要件

- 支援責任者及び1名以上の支援担当者を選任していること
- 以下のいずれかに該当すること
  - ・登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に中長期在留者の受入れ実績があること
  - ・登録支援機関になろうとする個人又は団体が、2年以内に報酬を得る目的で、外国人に関する各種相談業務に従事した経験を有すること
  - ・選任された支援担当者が、過去5年間に2年以上中長期在留者の生活相談業務に従事した経験を有すること
  - ・上記のほか、登録支援機関になろうとする個人又は団体が、これらと同程度に支援業務を適正に実施できると認められていること
- 1年以内に責めに帰すべき事由により特定技能外国人又は技能実習生の行方不明者を発生させていないこと
- 支援の費用を直接又は間接的に外国人本人に負担させないこと
- 刑罰法令違反による罰則（5年以内に入出国又は労働に関する法令により罰せられたなど）を受けていないこと
- 5年以内に入出国又は労働に関する法令に関し著しく不正又は不当な行為を行っていないこと  
など

※中長期在留者とは、「短期滞在」等の在留資格を除く、中長期間に在留する外国人をいい、在留カードを所持している。

# 主な提出書類一覧（在留資格認定証明書交付申請時等）

	主な提出書類	特記事項
1	在留資格認定証明書交付申請書 / 在留資格変更許可申請書	法定様式を公表予定
2	特定技能所属機関の概要書	参考様式を公表予定
3	登記事項証明書（法人の場合） / 住民票の写し（個人事業主の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	決算文書（損益計算書及び貸借対照表）の写し（直近2事業年度）	
6	特定技能所属機関に係る労働保険に関する資料	労働保険手続に係る保管文書の写し等
7	特定技能所属機関に係る社会保険に関する資料	社会保険手続に係る保管文書の写し等
8	特定技能所属機関に係る納税に関する資料	法人税、住民税の納税証明書等
9	特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し	参考様式を公表予定
10	特定技能雇用契約に関する重要事項説明書	参考様式を公表予定
11	特定技能外国人の報酬額が日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であることの説明書	参考様式を公表予定
12	入国前に仲介業者等に支払った費用等を明らかにする文書	参考様式を公表予定
13	技能試験に係る合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
14	日本語能力試験に係る合格証明書 / 技能検定3級等の実技試験合格証明書等	
15	特定技能外国人の健康診断書	参考様式を公表予定
16	支援計画書	参考様式を公表予定
17	支援委託契約書（登録支援機関に委託する場合）	参考様式を公表予定
18	支援責任者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定
19	支援担当者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し（支援を自ら行う場合）	参考様式を公表予定

※ 上記の書類のほか、申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。

※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定

## 主な提出書類一覧（登録支援機関の登録申請時）

	主な提出書類	特記事項
1	登録支援機関登録申請書	法定様式を公表予定
2	登記事項証明書（法人の場合） / 住民票の写し（個人事業主の場合）	
3	定款又は寄付行為の写し（法人の場合）	
4	役員の住民票の写し（法人の場合）	
5	登録支援機関の概要書	参考様式を公表予定
6	登録に当たったての誓約書	参考様式を公表予定
7	支援責任者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定
8	支援担当者の履歴書、就任承諾書、支援業務に係る誓約書の写し	参考様式を公表予定

※ 上記の書類のほか、申請内容に応じて書類の提出を求める場合がある。  
 ※ 詳細は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定

# 届出・報告一覧(受入れ機関①)

種別	様式	届出先	方法	期限	特記事項・留意点
1	特定技能雇用契約に係る届出書			事由発生效后14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定技能雇用契約を変更したとき、若しくは終了したとき、又は新たな契約を締結したときは届出が必要。</li> <li>・なお、業務の内容、報酬の額その他の労働条件以外の変更であつて、雇用契約に実質的な影響を与えない変更以外の場合、軽微な変更又は新たな契約を締結した場合、特定技能雇用契約を変更又は併せて添付すること。</li> </ul>
2	支援計画変更に係る届出書	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局(空港支局を除く。)	持参又は郵送	事由発生效后14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援計画を変更したときは届出が必要。</li> <li>・なお、支援の内容又は実施方法以外の変更であつて、支援計画に実質的な影響を与えない変更の場合、軽微な変更として届出は不要。</li> <li>・支援責任者又は支援担当外国人支援計画書のほか、新たな支援責任者又は支援担当外国人就任承諾書及び誓約書並びに履歴書を併せて添付すること。</li> <li>・支援の内容が変更となった場合、変更後の一号特定技能外国人支援計画書を併せて添付すること。</li> </ul>
3	支援委託契約に係る届出書			事由発生效后14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援委託契約を締結したとき、若しくは変更したとき、又は終了したときは届出が必要。</li> <li>・なお、支援委託契約の内容の変更であつて、当該契約に実質的な影響を与えない変更の場合、軽微な変更として届出は不要。</li> <li>・新たな支援委託契約を締結した場合又は支援委託契約を変更した場合、支援委託契約書を併せて添付すること。</li> </ul>
4	受入れ困難に係る届出書			事由発生效后14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受入れ機関の経営上の都合や特定技能外国人の疾病等により受入れが困難となった場合は届出が必要。</li> </ul>

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ(2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ)に掲載予定 10

届出・報告一覧(受入れ機関②)

種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
5 随時	出入国又は労働に関する法令に著しく不正又は著しく不当な行為に係る届出書			事由発生後14日以内	・特定技能外国人への暴行・脅迫、旅券又は在留カードの取上げ、労働関係法令違反などがあった場合は届出が必要。
6 定期 (四半期ごと)	受入れ状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・受け入れている特定技能外国人の数、特定技能外国人の身分事項(氏名、生年月日、性別、国籍等)活動日数、活動場所、業務内容等の事項について、四半期ごとに定期の届出が必要。
7 定期 (四半期ごと)	支援実施状況に係る届出書	受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理局支局(空港支局を除く。)	持参又は郵送	翌四半期の初日から14日以内	・1号特定技能外国人に対する支援の実施状況について、四半期ごとに定期の届出が必要(支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託した場合を除く。) ・届出対象期間内に、支援対象者が存在しない場合であっても、その旨届出を行う必要あり。 ・支援計画に変更があった場合は、受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も併せて行うこと。 ・非自発的離職者が発生させた場合は、受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も併せて行うこと。
8 定期 (四半期ごと)	活動状況に係る届出書			翌四半期の初日から14日以内	・特定技能外国人及び特定技能外国人と同一の業務に従事する日本人に対する報酬支払状況(特定技能外国人の報酬総額・内訳及び特定技能外国人の口座への払込みその他現実に支払われた額を含む。)等の事項について、四半期ごとに定期の届出が必要。 ・報酬の支払状況については、貸金台帳の写しや預金口座等への振込み又は現実に支払った額を証明する書類を併せて添付すること

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ(2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ)に掲載予定 11



# 届出・報告一覧（登録支援機関）

種別	様式	届出先	方法	期限	該当事例・留意点
1	登録事項変更 に係る届出書	登録支援機関の 所在地を管轄す る地方出入国在 留管理局 又は 地方出入国在留 管理局支局 (空港支局を除 く。)		事由発生 後14日 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録事項のいずれかに変更があった場合、届出が必要。</li> <li>氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名の変更があった場合、登記事項証明書（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）を添付すること。</li> </ul>
2	支援業務の休止又は廃止 に係る届出書			事由発生 後14日 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援業務を休止し、又は廃止した場合、届出が必要。</li> <li>支援業務の一部を休止又は廃止した場合、登録事項変更に係る届出も必要。</li> </ul>
3	支援業務の再開 に係る届出書		持参 又は 郵送	再開予定 日の1か 月前	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援業務の休止の届出を行った者が支援業務を再開する場合、届出が必要。</li> <li>支援業務の休止理由が、支援業務を的確に遂行するために必要な体制が整備されていないためである場合、支援体制が確保されていることについての立証資料を添付すること。</li> </ul>
4	定期 (四半期ごと) 支援計画の実施状況 に関する届出	受入れ機関の所 在地を管轄する 地方出入国在留 管理局 又は 地方出入国在留 管理局支局 (空港支局を除 く。)		翌四半期 の初日から14日 以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能所属機関から委託を受けた1号特定技能外国人支援計画の実施状況について、四半期ごとに定期の届出が必要。</li> <li>届出対象期間内に支援対象者が存在しない場合であっても、その旨届出を行う必要あり。</li> <li>支援計画に変更があった場合、受入れ機関からの支援計画変更に係る届出も必要。</li> <li>非自発的離職者が発生させた場合、受入れ機関からの受入れ困難に係る届出も必要。</li> </ul>

※ 届出の詳細及び様式は2019年3月中に法務省ホームページ（2019年4月以降は、新設する出入国在留管理庁ホームページ）に掲載予定 12

3/4

# 新たな外国人材受入れ制度（フレジコール）



法務省  
Ministry of Justice

3/1

申請書(サンプル)  
窓口配布開始



3月  
中旬

・政省令公布  
・申請書(確定版)  
HPダウンロード開始



4/1

制度運用開始  
(改正法・政省令等施行)



## 登録支援機関

相談受付開始



相談受付開始



相談受付開始



申請受付開始  
(変更・認定)



申請受付開始  
(登録)



13

## 参考資料

---

- ・分野別運用方針について(14分野)
- ・技能実習2号移行対象職種と特定技能1号における分野との関係性について
- ・特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係性について
- ・在留資格「特定技能」についての問合せ先
- ・新たな外国人材受入れに関する経緯・背景



# 技能実習2号移行対シ、職種と特定技能1号における分野との関係性について

1. 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野
耕種農業	施設園芸	農業
	畑作・野菜	
	果樹	
	畜産	
畜産農業	養鶏	農業
	酪農	

2. 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名	分野
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	別し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・スズキ・ごま漁業	
	ほたてがいかいまがき養殖	

3. 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野
さく井	バーカッション式さく井工事	建設
	ロータリー式さく井工事	
建築板金	内外装板金	建設
	内外装板金	
冷凍空調設備施工	冷凍空調設備和機器施工	建設
	建築大工	
	型枠施工	
	鉄筋施工	
	とび	
	石材施工	
	タイル張り	
	かわらぶき	
	左官	
	配管	
配管		
内装仕上げ施工	内装仕上げ工事	建設
	ボード仕上げ工事	
	カーテン工事	
	ビル用サッシ施工	
	防水施工	
	コンクリート圧送施工	
	ウエルポイント施工	
	養生	
	押土・聖地	
	精込み	
建設機械施工	掘削	建設
	掘削	
窯炉	窯炉	建設

4. 食品製造関係(11職種16作業)

職種名	作業名	分野
食品製造業	衛生管理	食品製造業
	食品処理加工	
	煎焼製造	
	加熱性水産加工	
	食品製造業	
	食品製造業	
	食品製造業	
	食品製造業	
	食品製造業	
	食品製造業	
	食品製造業	
	食品製造業	
	食品製造業	
	食品製造業	
	食品製造業	
	食品製造業	

5. 繊維・衣類関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野
繊維・衣類関係	前紡工程	繊維・衣類関係
	後紡工程	
	糸巻工程	
	合ね糸工程	
	準備工程	
	仕上工程	
	糸染	
	織物・ニット染	
	下製	
	丸織・ニット製	
	たて織・ニット製	
	婦人子供服製	
	紳士服製	
	下着製	
	寝具製	
	縫製	
	カーペット製	
	帆布製品製	
	布巾製品製	
	遮断シート製	
	自動車シート製	
	自動車シート製	
自動車シート製		

6. 機械・金属関係(15職種29作業)

職種名	作業名	分野
機械・金属関係	鍛造	機械・金属関係
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	

6. 機械・金属関係(続き)

職種名	作業名	分野
機械・金属関係	金属プレス加工	機械・金属関係
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	
	鍛造	

7. その他(14職種26作業)

職種名	作業名	分野
その他	家具製作	その他
	印刷	
	製本	
	製本	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	
	射出成形	

技能実習制度 移行対策職種・作業一覧(平成30年12月28日現在 80職種144作業)

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係性について

1 介護

職種名	作業名
介護	介護
(注)平成29年11月1日から対象職種に追加	

2 ビルクリーニング

職種名	作業名
ビルクリーニング	ビルクリーニング

3 素材材産業

職種名	作業名
铸造	鑄鉄鑄物鑄造 非鉄金属鑄物鑄造
鍛造	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシンングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理	アルミニウム陽極酸化処理
仕上げ	治工具仕上げ 機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
塗装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
溶接	手溶接 半自動溶接

4 産業機械製造業

職種名	作業名
铸造	鑄鉄鑄物鑄造 非鉄金属鑄物鑄造
鍛造	ハンマ型鍛造 プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシンングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	電気機器組立て
プリント配線板製造	プリント配線板製造
プラスチック成形	射出成形 インフレーション成形
塗装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
溶接	手溶接 半自動溶接
工業包装	工業包装

5 電気・電子情報関連産業

職種名	作業名
機械加工	普通旋盤 フライス盤 数値制御旋盤 マシンングセンタ
金属プレス加工	金属プレス
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
仕上げ	治工具仕上げ 金型仕上げ 機械組立仕上げ
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	電気機器組立て
プリント配線板製造	プリント配線板製造
プラスチック成形	射出成形 インフレーション成形
塗装	建築塗装 金属塗装 鋼橋塗装 噴霧塗装
溶接	手溶接 半自動溶接
工業包装	工業包装

特定技能1号における分野と技能実習2号移行対象職種との関係性について

6 建設

職種名	作業名
型枠施工	型枠工事作業
左官	左官作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
建設機械施工	押土・整地作業
かわらぶき	積み込み作業
鉄筋施工	掘削作業
	締固め作業
	かわらぶき作業
	鉄筋組立て作業
	プラスチック系床仕上げ工事作業
	カーペット系床仕上げ工事作業
内装仕上げ施工	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
塗装	カーテン工事作業
	壁装作業

8 自動車整備

職種名	作業名
自動車整備	自動車整備

9 航空

職種名	作業名
空港グラウンドハンドリング	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃

10 宿泊

職種名	作業名

7 造船・船用工業

職種名	作業名
溶接	手溶接
塗装	半自動溶接
鉄工	金属塗装作業
	噴霧塗装作業
	構造物鉄工作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
	金型仕上げ作業
	機械組立仕上げ作業
機械加工	普通旋盤作業
	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	マシニングセンター作業
	回転電機組立て作業
	変圧器組立て作業
	配電盤・制御盤組立て作業
電気機器組立て	開閉制御器具組立て作業
	回転電機巻線製作作業

13 飲食料品製造業

職種名	作業名
缶詰巻締	缶詰巻締
食鳥処理加工業	食鳥処理加工
	節類製造
	加熱性水産加工食品製造業
	調味加工食品製造
	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
	発酵食品製造
	かまぼこ製品製造
	牛豚食肉処理加工業
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
	パン製造
	そう菜加工
	農産物漬物製造業

14 外食業

職種名	作業名
医療・福祉施設給食製造	医療・福祉施設給食製造

(注)平成30年11月16日から対象職種に追加

11 農業

職種名	作業名
耕種農業	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業	養豚
	養鶏
	酪農

12 漁業

職種名	作業名
漁船漁業	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
養殖業	かに・えびかご漁業
	ほたてがい・まがき養殖

## 在留資格「特定技能」についての問合せ先(法務省)

(制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について)

官署名	住所	連絡先	官署名	住所	連絡先
入国管理局	東京都千代田区霞が関1-1-1 総務課広報係	TEL 03-3580-4111 (内線:2737)	大阪入国管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 総務課	06-4703-2100
札幌入国管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502	神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377(代)
仙台入国管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 総務課	022-256-6076	広島入国管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 入国・在留審査部門 2019年4月以降 「就労・永住審査部門」	082-221-4412(代)
東京入国管理局	東京都港区港南5-5-30 総務課	03-5796-7250	高松入国管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 総務課	045-769-1720	福岡入国管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
名古屋入国管理局	愛知県名古屋港区正保町5-18 総務課【～2019年3月31日まで】 審査管理部門【2019年4月1日～】	総務課 052-559-2150(代) 審査管理部門 052-559-2112(直)	那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186



在留資格「特定技能」についての問い合わせ先

(造船・船用工業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省海事局	東京都千代田区霞が関2-1-3 船舶産業課	TEL 03-5253-8634
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶産業課	TEL 011-290-1012
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部海事産業課	TEL 022-791-7512
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL 045-211-7223
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区 美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL 025-285-9156
中部運輸局	愛知県名古屋市中区 三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL 052-952-8020
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	TEL 06-6949-6425
神戸運輸監理部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL 078-321-3148
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	TEL 082-228-3691
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL 087-802-6816
九州運輸局	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL 092-472-3158
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶職員課	TEL 098-866-1838

(建設分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 土地・建設産業局	東京都千代田区霞が関2-1-3 建設市場整備課	TEL 03-5253-8283

(宿泊分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省観光庁	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課観光人材政策室	TEL 03-5253-8367
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 観光部観光企画課	TEL 087-802-6735
九州運輸局	福岡県福岡市博多区 博多駅東2-11-1 観光部観光企画課	TEL 092-472-2330
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部企画室	TEL 098-866-1812

(自動車整備分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111 (42426, 42414)

(航空分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省航空局	東京都千代田区霞が関2-1-3 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係)	TEL 03-5253-8111 (内線:49114) (内線:50137)

在留資格「特定技能」についての問い合わせ先

(農業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2162
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 生産経営産部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区 二の丸1-2-2	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館	TEL 098-866-1628

(漁業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1 企画課漁業労働班	TEL 03-6744-2340

(介護分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省社会・援護局	東京都千代田区霞が関1-2-2 福祉人材確保対策室	TEL 03-5253-1111 (内線2125,3146)

(産業機械製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 産業機械課	TEL 03-3501-1691
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(薬形材産業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 薬形材産業室	TEL 03-3501-1063
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(電気・電子情報関連産業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
経済産業省 商務情報政策局	東京都千代田区霞が関1-3-1 情報産業課	TEL 03-3501-6944
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

(外食分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食文化・市場開拓課	TEL 03-6744-7177

(飲食品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1 食品製造課	TEL 03-6744-7180

(ビルクリーニング分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省 医業・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2 生活衛生課	TEL 03-5253-1111 (内線 2432)

## 経緯

### 1 経済財政諮問会議での総理大臣指示

(平成30年2月20日)

- 「深刻な人手不足が生じているため、「外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要がある。」
- 「在留期間の上限を設定、家族の帯同は原則不可とする前提条件の下、制度改正の具体的な検討を進める。」

### 2 タスクフォース(TF)の設置

(平成30年2月23日)

- 2月23日、関係省庁の局長級で構成するTFを設置
- 2月23日から5月29日までの間にTFを2回開催、関係省庁の課長級で構成する幹事会を8回開催

### 3 骨太の方針2018

(平成30年6月15日閣議決定)

- 従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する。必要がある。
- このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。

### 4 外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

の開催(平成30年7月24日設置)

- 一定の専門性・技能を有する新たな外国人材の受入れ及び我が国で生活する外国人との共生社会の実現に向けた環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議を開催

## 背景

- アベノミクスの推進により、有効求人倍率は、1970年代以来44年ぶりの高さとなり、全都道府県で1を超える状態が続くとともに、失業率は25年ぶりの水準まで低下
- 一方で、企業の人手不足感は、バブル期以来の水準にまで上昇
- 2017年10月末現在、我が国の外国人労働者数は約128万人で、2007年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新

# 農業分野における新たな 外国人材の受入れについて

---

平成 31 年 1 月

農林水産省

## 「骨太の方針2018（6月15日閣議決定）」の骨子

### 在留資格の創設

- ・一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。
- ・高い専門性を有すると認められた者については、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認めるなどの取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。

### 受入れ業種・分野

- ・生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお、外国人材の受入れが必要と認められる業種において受入れ
- ・業種横断的な方針を政府基本方針として閣議決定し、当該方針を踏まえ、業種別の受入れ方針を決定

### 外国人材への支援

- ・受入れ企業又は法務大臣が認める登録支援機関が支援の実施主体となり、生活ガイダンス、生活のための日本語習得、相談・苦情対応等を行う仕組みを設ける。

### 在留管理

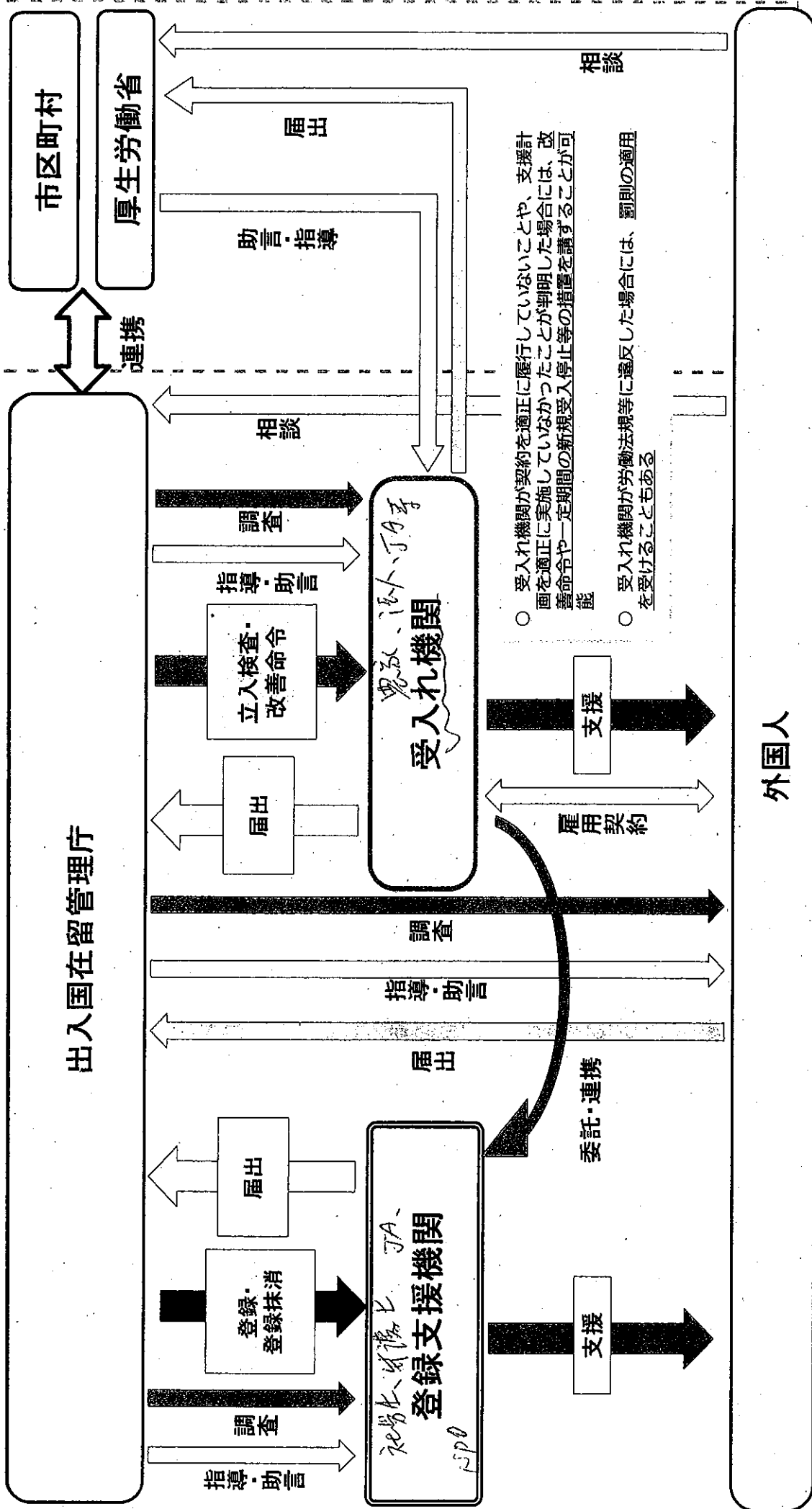
- ・的確な在留管理・雇用管理を実施する。入国・在留審査に当たり、日本人との同等以上の報酬の確保等を確認する。

## 改正入管法

- ・在留資格「特定技能1号」の創設  
特定技能1号：不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- ・在留資格「特定技能2号」の創設  
同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- ・特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与すると可能とする規定の整備
- ・分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定の整備
- ・受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定の整備
- ・受入れの一時停止が必要となった場合の規定の整備
- ・受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- ・受入れ機関には、支援計画の適正な実施が確保されるための基準に適合することを求めるが、登録支援機関に支援を委託すれば、この基準に適合するものとみなされる。
- ・受入れ機関に対しては、報酬等を含め適切な雇用契約を締結するとともに、その適正な履行が確保されていることを求める。
- ・特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定の整備
- ・届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備
- ・その他関連する手続・罰則等の整備

② 研修先 → 労働者に受け入れ

受入れ機関・登録支援機関のイメージ



外国人

# 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

## 特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

### 1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行っていただく外国人を受け入れていく仕組みを構築

### 2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

- ▶ 特定技能外国人を受け入れる分野
  - ▶ 生産性向上や国内人材確保のための取組を行っていただく外国人を受け入れていく仕組みを構築
  - ▶ 状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）
- ▶ 人材が不足している地域の状況に配慮
  - ▶ 大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める
- ▶ 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

### 4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

- ▶ 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底
- ▶ 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介入防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる
- ▶ 人手不足状況の変化等への対応
  - 分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたとき認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討
  - 向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づき外国人受入れの上限として運用
  - ▶ 治安上の問題が生じた場合の対応
    - ▶ 特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

### 5 制度の運用に関する重要事項

- ▶ 1号特定技能外国人に対する支援
  - ▶ 生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援
  - ▶ 転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施
  - ▶ 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記
  - ▶ 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

### 3 求められる人材に関する事項

特定技能番号	特定技能分野	分野所管行政機関が定める試験等で確認
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常生活ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

# 新たな外国人材受入れに関する政省令の骨子案(イメージ)

H30年12月

## 1 新たに設ける省令(2省令)

### ① 契約、受入れ機関、支援計画等の基準に関する省令

- 受入れ機関が外国人と結ぶ契約が満たすべき基準(法第2条の5第1項)
    - ・ 報酬額は、日本人が従事する場合の額と同等以上であること
    - ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させること
    - ・ 外国人が帰国旅費を負担できなければ、受入れ機関が負担するとともに契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずること など
  - 受入れ機関が満たすべき基準(法第2条の5第3項)
    - ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
    - ・ 特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
    - ・ 行方不明者を発生させていないこと
    - ・ 欠格事由(前科、暴力団関係、不正行為等)に該当しないこと
    - ・ 労働者派遣をする場合には、派遣先が上記各基準を満たすこと
    - ・ 保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在がないこと
    - ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
    - ・ 中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等(\*)
    - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができると確信していること(\*)
    - ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(\*) など
- (注) 上記のうち\*を付した基準は、登録支援機関に支援を委託する場合には不要

- 支援計画が満たすべき基準等(法第2条の5第6項等)

※ 基本方針記載の支援の内容を規定

### ② 分野、技能水準に関する省令

- 受入れ対象分野、技能水準(法別表第1の2の表の特定技能の項)

※分野別運用方針を反映させた形で規定

↳ 2号は建設、造船・船用工業のみ

## 2 既存の省令の改正(2省令)

### ① 上陸基準省令

- 外国人本人に関する基準(法第7条第1項第2号)
  - ・ 1号特定技能外国人:業務に必要な技能水準及び日本語能力水準
  - ・ (注) 技能実習2号を修了した外国人については試験を免除
  - ・ 2号特定技能外国人:業務に必要な技能水準
  - ・ 紹介業者等から保証金の徴収等をされていないこと
  - ・ 特定技能外国人が18歳以上であること など

### ② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 受入れ機関の届出事項・手続等(法第19条の18第1項等)
  - ・ 報酬の支払状況や離職者数等
- 登録支援機関の登録に関する規定等(法第19条の26第1項等)
  - ・ 中長期在留者の受入れを適正に行った実績があることや中長期在留者の生活相談等に従事した経験を有する職員が在籍していること等
  - ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができると確信していること など
- その他
  - ・ 1号特定技能外国人の在留期間は通算で5年
  - ・ 1回当たりの在留期間(更新可能)は、
    - 1号特定技能外国人 1年, 6か月又は4か月
    - 2号特定技能外国人 3年, 1年又は6か月 など

(注) 新たな外国人材受入れに関する政令として(登録支援機関の登録手数料額、登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備)



**在留資格「特定技能」による受入れを行う分野（特定産業分野）**

---

介護業

ビルクリーニング業

素形材産業

産業機械製造業

電気・電子情報関連産業

建設業

造船・船用工業

自動車整備業

航空業

宿泊業

農業

漁業

飲食品製造業

外食業

# 農業分野の「分野別運用方針」 「分野別運用要領（※点線囲い部分）」の概要

分野	農業
受入れ見込み数 (5年間の最大値)	・ 36,500人
人材の基準	<p>[技能試験] ※技能実習2号修了者は免除 農業技能測定試験 (仮称)</p> <p>① 耕種農業全般 ② 畜産農業全般</p> <p>・ 実施主体は公募で選定</p>
受入れの停止・再開	<p>[日本語能力試験] ※技能実習2号修了者は免除 日本語能力判定テスト (仮称) 等</p> <p>・ 実施主体は (独) 国際交流基金</p> <p>農林水産大臣は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人手不足状況の変化に応じて運用方針の見直しの検討等を行う</li> <li>・ 受入れ見込み数を超えそうな場合は、法務大臣に受入れ停止を求め</li> <li>・ 受入れ停止後、再び必要性が生じた場合は、法務大臣に受入れ再開を求め</li> </ul>
その他重要事項	<p>① 耕種農業全般 (栽培管理、集出荷・選別等) ② 畜産農業全般 (飼養管理、集出荷・選別等)</p> <p>日本人が通常従事している関連業務 (農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等) に付随的に従事することも可能</p>
受入れ機関等の条件	<p>① 「農業特定技能協議会」 (仮称) に参加し、必要な協力を行うこと ② 労働者を雇用した経験がある事業者であること 等</p>
雇用形態	<p>① 直接雇用 ② 労働者派遣 (派遣事業者は、農協、農協出資法人、特区事業を実施している事業者等を想定)</p>

# 農業分野の外国人材の任留資格制度の比較

	技能実習制度	国家戦略特区 (農業支援外国人受入事業)	新たな受入れ制度 (改正出入国管理法)
在留資格	「技能実習」 ➤ 実習目的	「特定活動」 ➤ 就労目的	「特定技能1号」 ➤ 就労目的
在留期間	最長5年 (技能実習期間中は原則帰国不可) ※4年目の実習(技能実習3号)を開始する 際に、1か月以上帰国させる必要	通算で最長3年 (在留期間中の帰国可)	通算で最長5年 (在留期間中の帰国可)
従事可能な 業務の範囲	・耕種農業のうち 「施設園芸」「畑作・野菜」「果樹」 ・畜産農業のうち 「養豚」「養鶏」「酪農」 ※農作業以外に、農畜産物を使用した製造・ 加工の作業の実習も可能	・耕種農業全般 ・畜産農業全般 ※農作業以外に、農畜産物等を使用した製 造・加工、運搬・陳列・販売の作業も可 能(ただし、農作業が主)	・耕種農業全般 ・畜産農業全般 ※日本人が通常従事している関連業務(農 畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、 冬場の除雪作業等)に付随的に従事する ことも可能
技能水準	—	「農業支援活動を適切に行うために 必要な知識・技能」 (一定の専門性・技能が必要) ※①技能実習(3年)を修了した者 又は ②農業全般についての試験に合格した者 が該当。	「受入れ分野で相当程度の知識又は 経験が必要とする技能」 (一定の専門性・技能が必要) ※業所管省庁が定める試験等により確認。 ただし、技能実習(3年)を修了した者 は試験を免除。
日本語能力 の水準	—	「農業支援活動を行うために必要な 日本語能力」 ※①技能実習(3年)を修了した者 又は ②農業全般についての試験に合格した者 が該当。	「ある程度日常会話ができ、生活に 支障がない程度の能力を有すること を基本」 ※試験等により確認。ただし、技能実習 (3年)を修了した者は試験を免除。
外国人材の 受入れ主体 (雇用主)	実習実施者(農業者等) ※農協が受入れ主体となり、組合員から農作 業を請け負って実習を実施することも可能	派遣事業者	・農業者等 ・派遣事業者(農協、農協出資法人、特 区事業を実施している事業者等を想定)

※特区事業では、愛知県で10月から12人の受入れが開始。京都府、新潟市、沖縄県で受入れの準備中。

## (参考1) 関係資料のURL

農林水産省HP > 政策情報 > 農業経営 > 農業分野における外国人の受入れについて

### 新たな外国人材の受入れのための在留資格「特定技能」の創設

- 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針  
<http://www.moj.go.jp/content/001278434.pdf>
- 農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針  
<http://www.moj.go.jp/content/001278458.pdf>
- 「農業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領  
<http://www.moj.go.jp/content/001278472.pdf>

### 国家戦略特区農業支援外国人受入事業(農業者向けパンフレット)

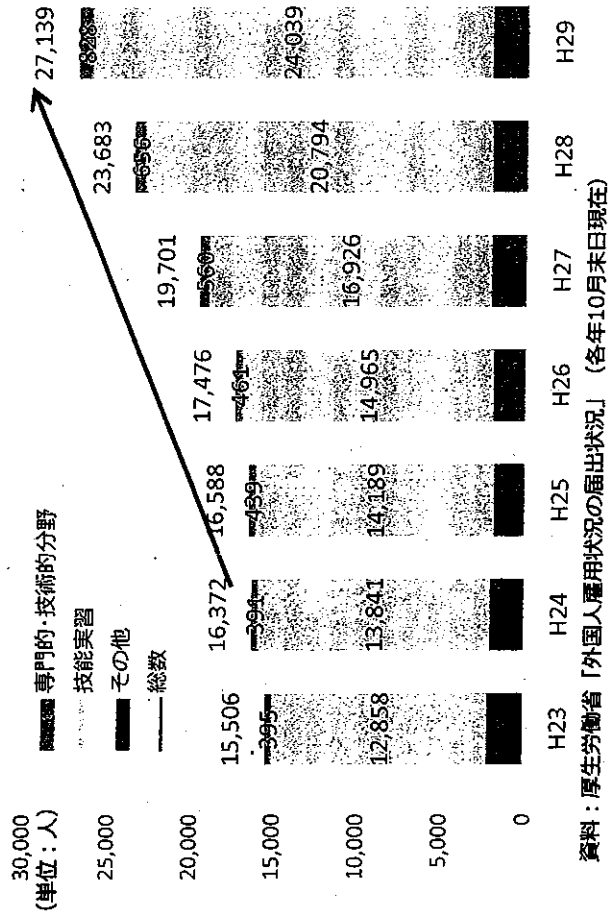
- 外国人農業支援人材の受入れが始まります！～国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業～  
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/index-10.pdf>

### 外国人技能実習制度(農業者向けパンフレット)

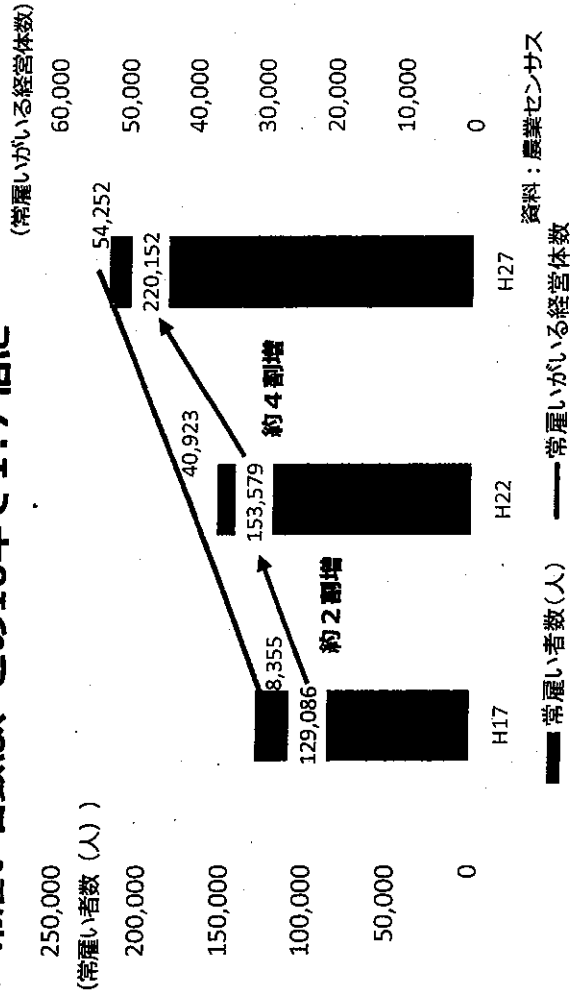
- 農業者の皆様へ外国人技能実習制度が変わりました～特に押さえておくべきポイントとは～  
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/index-1.pdf>
- 農業分野における新たな外国人技能実習制度(全国農業会議所)  
<http://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/attach/pdf/index-3.pdf>

# (参考2) 農業分野の外国人材の受入れ・人手不足の状況

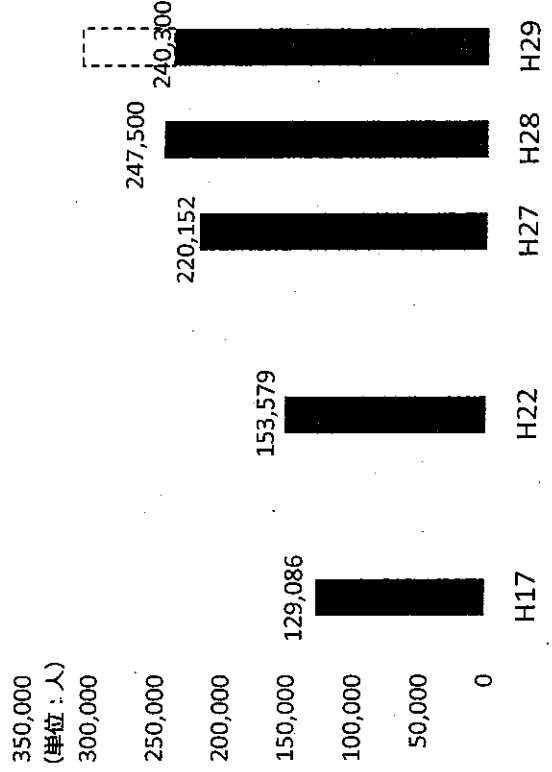
- 農業分野の外国人労働者数は、この5年で1.7倍に
- 増加のほとんどが技能実習



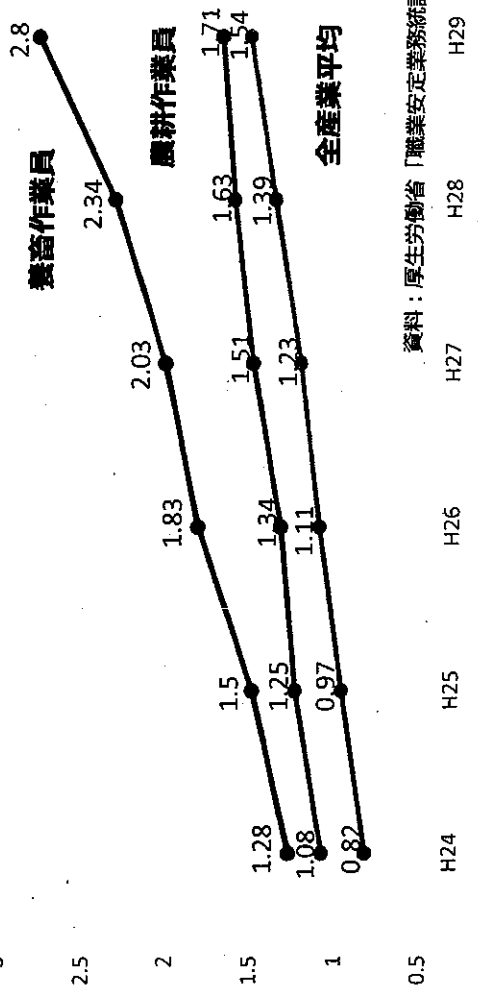
- 常雇い者数は、この10年で1.7倍に



- 直近の雇用農業者数は、この10年の伸び率から見込まれる人数に到達していない



- 農畜産業分野の有効求人倍率は、全産業平均を上回っている



(参考3)

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行) ⇒ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(概要)

平成30年12月25日  
外国人材の受入れ・共生  
に関する関係閣僚会議

総額211億円(注)

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- (1) 国民及び外国人の声を聞く仕組みづくり
○ 「国民の声」を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
(2) 啓発活動等の実施
○ 全ての人が互いの人権を大切にしよう共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- (1) 暮らしやすい地域社会づくり
① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
○ 行政・生活全般の情報提供、相談を多言語で行う一元窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設(1多文化共生総合相談ファーストセンター(仮)、11言語対応)の整備 [20億円]
○ 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
○ 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築 [8億円]と多言語音声翻訳システムの利用促進
② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
○ 外国人材の受入れ支援や共生交流を行う受け皿機能の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
○ 外国人材の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

- (2) 生活サービス環境の改善等
① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
○ 総合窓口や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により [17億円]
○ 全ての居住者において外国人が安心して暮らせる体制の整備
○ 地域の基幹的施設において医療機器の配置、院内案内の多言語化の支援
② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
○ 気象予報HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改訂版(地図情報、警告音等)
○ 三時間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報センターの整備

- (3) 円滑なコミュニケーションの実現
① 日本語教育の充実
○ 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等をまとめた日本語教育の全国展開 (地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等) [6億円]
○ 多様な学習形態の二入への対応 (多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・作成、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
○ 日本語教育の推進等の多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
○ 日本語教育の推進等の多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理
○ 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化 (出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による教員基準の導入等)
○ 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
○ 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
○ 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、滋養省における調査や外務省における査証審査に活用

- (4) 外国人児童生徒の教育等の充実
○ 日本産指針に必要なら児童生徒の個別指導法に基づき着実な指導と支援員等の配置への支援 [9億円]
○ 地方公共団体の行う外国人児童生徒等への支援体制整備 (ICT活用、多様な主体との連携)
○ 教員等の資質能力の向上 (研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等)による全国的な研修実施の促進
○ 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学資金の確保 [1億円]
(5) 留学生の就労等の支援
○ 大卒者・クールの分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
○ 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
○ 文部科学省による大学等の就職促進のプログラム等の認定等 [6億円]
○ 留学生の就職情報の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実 [14億円]
○ 業務に必要なら日本産能力レベルの企業との適切なマッチングを促進するための採用促進の推進・展開
○ 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・展開

- (6) 適正な労働環境等の確保
① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
○ 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応 (8言語対応)
○ 「外国人労働者向け相談ダイヤル」に「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充

- (7) 社会保険への加入促進等
○ ハローワークにおける多言語対応の推進 (11言語対応) と地域における相談支援
○ 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の充実
○ 社会保険への加入促進等
○ 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
○ 医療保険の適正な利用の確保 (被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正認定対応等)
○ 納税義務の適正な履行の支援等の納税環境の整備

- (8) 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組
(1) 悪質な仲介業者等の排除
○ 二国間の政府間文書の作成 (9カ国) とこれに基づく情報共有の実施
○ 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
○ 悪質な仲介業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

- (2) 海外における日本語教育基盤の充実等
○ 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確保する能力判定テストをCBT (Computer Based Testing) により厳正に実施 (9カ国)
○ 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援) [34億円]
○ 在外公館等による情報発信の充実

新たな在留管理体制の構築

- (1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
○ 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始 [12億円]
○ 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間~1か月)の短縮

(注) 予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金、30年度、(後)日本学生支援機構運営費交付金(131.131億円の内訳)、地域での安定就業支援(派遣)、不法滞在者対策等15.7億円等がある。



# (参考5) 技能実習制度の見直し

## 旧制度

※入管法のみで規制

- ① 政府(当局)間の取決めがない  
保証金を徴収している等の不適正な  
送出し機関の存在
- ② 監理団体や実習実施者の義務・責任  
が不明確であり、実習体制が不十分
- ③ 民間機関である(公財)国際研修協力  
機構が法的権限がないまま巡回指導
- ④ 実習生の保護体制が不十分
- ⑤ 業所管省庁等の指導監督や連携体制  
が不十分

## 見直し後 (H29年11月～)

※入管法に加え、技能実習法による規制

- ① 実習生の送出しを希望する国との間で政府(当局)間取決めを順  
次作成することを通じ、相手国政府(当局)と協力して不適正な送  
出し機関の排除を目指す。
- ② 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、  
技能実習計画は個々に認定制とする。
- ③ 新たな外国人技能実習機構(認可法人)を創設し、監理団体等に  
報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ④ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。  
実習先変更支援を充実。
- ⑤ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等  
を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、  
指導監督・連携体制を構築。

## 優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数  
枠の拡大
- ③ 対象職種の大

3年間 ⇒ 5年間 (一旦帰国後、最大2年間の実習)

常勤従業員数に応じた人数枠を倍増 (最大5%まで ⇒ 最大10%まで等)

地域限定の職種・企業独自の職種(社内検定の活用)・複数職種の実習の措置  
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないこととはもとより、技能評価試験の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

(注) 橙色網掛け部分は法律で規定



新たな外国人材受入れ制度に関する Q & A (農業)

質 問		回 答
<p><b>1 受入れ機関について</b></p> <p><b>[直接雇用]</b></p> <p>1 特定技能外国人を直接雇用できる事業者は、農業者（農家・農業法人）に限られるのですか。</p>		
<p>1 特定技能外国人が従事する業務（栽培管理、飼養管理、農畜産物の集出荷・選別等の農作業）及び関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等）は、農業者の下で行う場合に限られません。</p> <p>2 このため、これらの業務を行う団体は受入れ機関として特定技能外国人を雇用することができます。</p>		
<p><b>[派遣形態]</b></p> <p>2 特定技能外国人を雇用し、農業者に派遣を行うことができる派遣事業者の要件は何ですか。</p>		
<p>改正入管法の法務省令において、派遣事業者は、以下のいずれかに該当し、かつ、法務大臣が農林水産大臣と協議の上適当と認められる者とすることが定められる見込みです。</p> <p>① 農業又は農業関連業務を行っている事業者</p> <p>② ①又は地方公共団体が資本金の過半数を出資している事業者</p> <p>③ ①又は地方公共団体が業務執行に実質的に関与していると認められる事業者（①の役員又は地方公共団体の職員が役員となっている等）</p> <p>④ 国家戦略特別区域法第 16 条の 5 第 1 項に規定する特定機関（国家戦略特区で農業支援外国人受入事業を実施している事業者）</p>		
<p>3 J A 本体は、労働者派遣事業の許可を取得することができるのでしょうか。</p>		
<p>1 農協法上、J A 本体が労働者派遣事業の許可を取得し、派遣事業を行うことについて特段の制約はありません。</p> <p>2 ただし、労働者派遣事業については「純資産額が負債総額の 7 分の 1 以上であること」という許可要件があるため、信用事業を行っている J A で貯金量が多いところでは、許可を取得できない場合があります。</p> <p>【労働者派遣法第 7 条第 1 項第 4 号】          【労働者派遣事業関係業務取扱要領（厚生労働省労働基準局）第 3 の 1（8）許可要件（許可の基準）二 法第 7 条第 1 項第 4 号の要件】</p>		

**【受入れ人数枠】**

4 受入れ機関当たりの受入れ人数の上限はあ  
るのですか。

**2 特定技能外国人が就労する場所について**

1 特定技能外国人は、同一地域内の複数の農  
業者の下で業務に従事することはできるの  
でしょうか。

農業者により経営の状況は多様であることから、技能実習制度のような一事業者  
当たりの受入れ人数枠は、現在のところ想定していません。

**【直接雇用の場合】**

1 農業者が雇用する場合、雇用契約ごとに定められた雇用期間の終了後に、特定  
技能外国人が同一地域内の別の農業者と雇用契約を締結し、地方出入国在留管理局  
において新たに在留資格変更許可を受けると、同一地域内の別の農業者の下で  
業務に従事することができます。

2 J A 等が雇用する場合、J A 等が複数の組合員から農業者の業務を受託すること  
で、特定技能外国人は複数の農業者の圃場等で業務に従事することができます。

〔※この場合、農業者は特定技能外国人に対して指揮命令を行うことはできず、  
業務を受託した J A 等が指揮命令を行う必要があります。〕

**【派遣形態の場合】**

農業分野では派遣形態による受入れが認められているため、派遣事業者に雇用さ  
れた特定技能外国人は、複数の農業者に派遣されて業務に従事することができます。

〔※労働者派遣の仕組みにおいては、派遣先の農業者が特定技能外国人に対す  
る指揮命令を行うこととなります。〕

**【直接雇用の場合】**

1 農業者が雇用する場合、雇用契約ごとに定められた雇用期間の終了後に、特定  
技能外国人が別の産地の農業者と雇用契約を締結し、地方出入国在留管理局におい  
て新たに在留資格変更許可を受けると、別の産地の農業者の下で業務に従事す  
ることができます。

2 全国各地で圃場等を運営している農業者・団体が雇用する場合には、雇用主を  
変更しない限り、特定技能外国人は全国各地の圃場等で業務に従事することができ  
ます。



	<p><b>【派遣形態の場合】</b>          農業分野では派遣形態による受入れが認められているため、農業団体の全国組織が派遣事業者となり、特定技能外国人を雇用・派遣することで、特定技能外国人は全国各地で業務に従事することができます。</p>
<p><b>3 業務の内容・範囲について</b></p> <p>1 特定技能外国人は、選果の業務に従事することはできるのでしょうか。</p> <p>2 特定技能外国人は、酪農ヘルパー組織での業務に従事することはできるのでしょうか。</p> <p>3 例えば、「養豚」の第2号技能実習を修了した特定技能外国人は、どのような業務に従事することができるのでしょうか。          ①酪農の業務に従事することは可能ですか。          ②果樹の業務に従事することは可能ですか。</p>	<p>1 運用方針では、特定技能外国人が従事する業務として「農産物の選別」の業務が記載されており、ここに「選果」も含まれます。【運用方針5(1)】</p> <p>2 なお、農業分野の特定技能外国人が選果業務にどの程度従事することができるのか等の具体的な制度の詳細については、制度施行までに法務省等と検討の上、整理する予定です。</p> <p>酪農ヘルパー組織が行う業務は「飼養管理」に含まれるので、特定技能外国人が従事することができます。</p> <p>1 「養豚」を含む畜産農業の第2号技能実習を修了した者は、飼養管理、安全衛生等の畜産農業の根幹となる技能を修得していることから、特定技能外国人として「酪農」を含む畜産農業全般の業務に従事することができます。          【※耕種農業の技能実習についても同様】</p> <p>2 「養豚」を含む畜産農業の第2号技能実習を修了した者は、技能実習で耕種農業の根幹となる技能を修得したとはいえないため、「果樹」を含む耕種農業の業務に従事することはできません。          ただし、耕種農業の技能試験に合格している場合は、耕種農業の業務にも従事することができます。          また、農業者が耕種と畜産の複合経営を営んでおり、日本人従業員が通常畜産農業の業務にあわせて耕種農業の業務にも従事している場合には、特定技能外国人も耕種農業の業務にも付随的に従事することができます。</p>

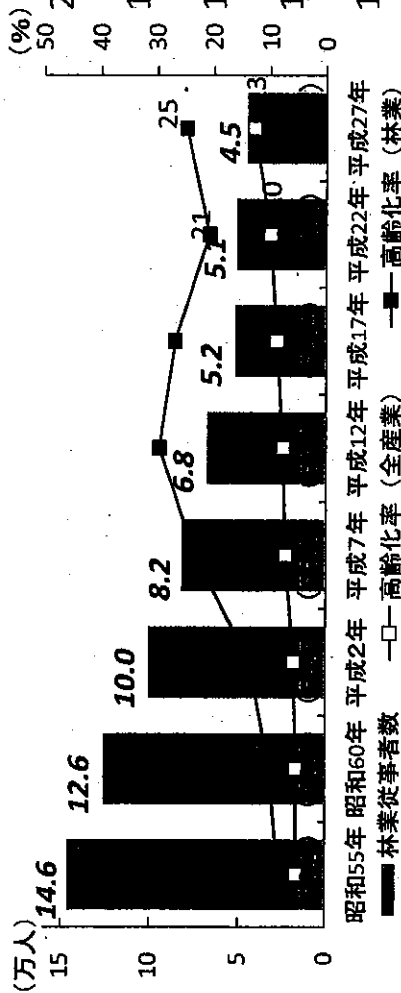
<p>4 外国人材が地域で円滑に共生できるように、冬場の除雪作業等、従事可能な業務範囲は日本人と極力同じにしてほしい。</p>	<p>1 運用要領において、特定技能外国人は、農業の業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務（農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等）に付随的に従事することができると記載されています。【運用要領第3の1】</p> <p>2 また、運用方針においては、「農業の特性に鑑み、かつ、豪雪地域等年間を通じた農業生産が維持できない農村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な農業関連業務の範囲について柔軟に対応する」旨が記載されています。【運用方針5（5）】</p>
<p><b>4 技能試験について</b></p>	
<p>1 外国人材の農業技能を確認・評価する試験はどのようなものですか。</p>	<p>1 技能試験は、耕種農業と畜産農業の2種類を予定しています。</p> <p>2 それぞれ技能実習2号修了者が受検する専門級試験と同等レベルで、栽培管理、飼養管理、安全衛生などの知識や経験を有することを確認・評価するものになります。</p>
<p>2 技能試験は、いつ頃から、どこの国で実施するのでしょうか。</p>	<p>1 農業の技能試験については、平成31年度予算の成立後に公募により選定された試験実施者において試験問題の検討・作成を実施することになります。このため、試験実施は平成31年（2019年）年内を予定しており、それまでは第2号技能実習修了者の受入れにより対応することになります。</p> <p>2 試験を実施する国については、新たに導入される「日本語能力判定テスト（仮称）」の実施国も踏まえながら検討することとしています。</p>
<p><b>5 その他</b></p>	
<p>1 肉用牛経営でも新制度での受入れができることとなるが、和牛精液及び受精卵等の遺伝資源の管理の徹底、家畜伝染病の発生予防を徹底してほしい。</p>	<p>農林水産省において、以下の措置を講じることとしています。【運用要領第3の3（4）（5）】</p> <p>① 諸外国との人の往来が増加することにより、和牛の精液、受精卵等が海外に輸出されることに對する不安を、関係者に与えることがないよう必要な措置を講じる</p> <p>② 諸外国からの入国者が増加し、家畜の伝染性疾病が持ち込まれる可能性が高まるおそれがあることから、侵入防止に必要な措置を講じる</p>

<p>2 大都市圏に近い農業地域にばかり外国人が偏在し、遠隔地の農村地域で必要な人材が確保できない事態が生じないよう、どのような対応を行うのでしうか。</p>	<p>1 外国人の偏在防止は、政府全体として取り組むべきことであり、既に、①3ヶ月ごとに地域・分野別に受入れ人数を公表する、②全国約100か所に一元的な相談窓口を設置する等の方針が出されているところです。</p> <p>2 農林水産省としても、技能実習制度の事業協議会も活用しながら、速やかに、①これまでの技能実習生受入れの優良事例を広く内外に発信するとともに、②不正行為の情報共有と対応方策の検討等を行うこととしており、これらによって農村地域の外国人にとつての魅力を増すよう努めてまいります。また、これらの取組は、新制度施行後に、受入れ機関によって組織される「農業特定技能協議会（仮称）」においても取り組んでまいります。</p> <p>3 なお、運用方針では、特定技能外国人が従事可能な農業関連業務の範囲については、運用方針に「農業の特性に鑑み、かつ、豪雪地域等年間を通じた農業生産が維持できない農村地域の事情を考慮し、…柔軟に対応する」旨が記載されているところであり、この点も活用して地方における外国人の確保に努めてまいります。〔運用方針5（5）〕</p>
<p>3 農業分野における新たな受入れ制度について、詳細はどこに問い合わせればよいでしょうか。</p>	<p>農業分野についての詳細の問い合わせ先は、以下のとおりです。</p> <p>(お問い合わせ先)  農林水産省 経営局 就農・女性課 雇用・労働グループ  代表：03-3502-8111（内線 5203）  直通：03-6744-2162  FAX：03-3593-2612</p>

# 林業における外国人材の受入れ状況

- 林業従事者数は減少傾向で推移し、平成27年で4.5万人。このため、「緑の雇用」事業等により新規就業者の確保に努めているところ。
- 林業の労働災害の発生率は全産業と比べ高く、労働安全の確保が課題。
- 林業を主に営む事業所に雇用されている外国人労働者の数は、微増傾向で100名程度。
- 業界団体は、外国人技能実習2号移行職種追加に向け、労働安全の確保方策も含め調査・検討。

## ■ 林業従事者数の推移



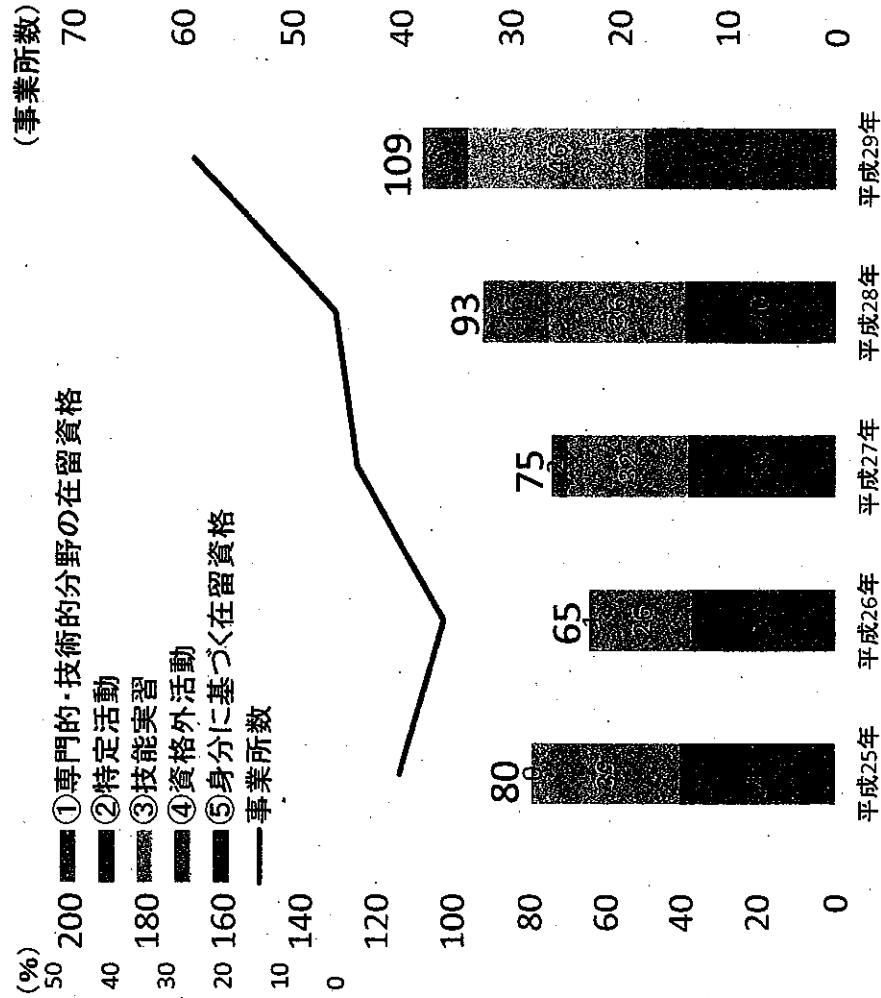
資料：総務省「国勢調査」  
注：高齢化率とは、総数に占める65歳以上の割合  
( )内は、林業従事者の平均年齢(H7以前は林野庁試算による)

## ■ 林業の死傷年千人率

全産業	2.2
林業	32.9
木材・木製品製造業	9.9

資料：厚生労働省「業種別死傷年千人率」(平成29年)  
注：死傷年千人率とは、労働者1000人あたり1年間に発生する労働災害による死傷者数(休業4日以上)を示したものである。

## ■ 在留資格別の外国人労働者数と事業所数の推移

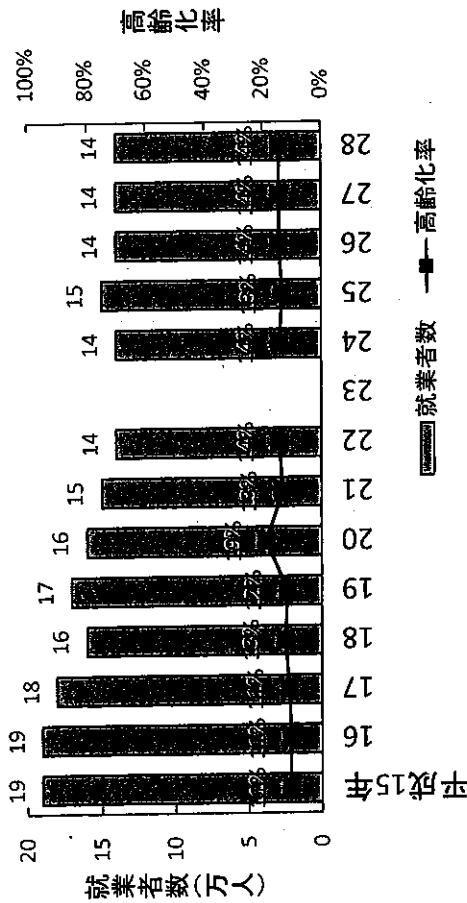


出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末日現在) J

# 木材産業の外国人材の受入れ状況

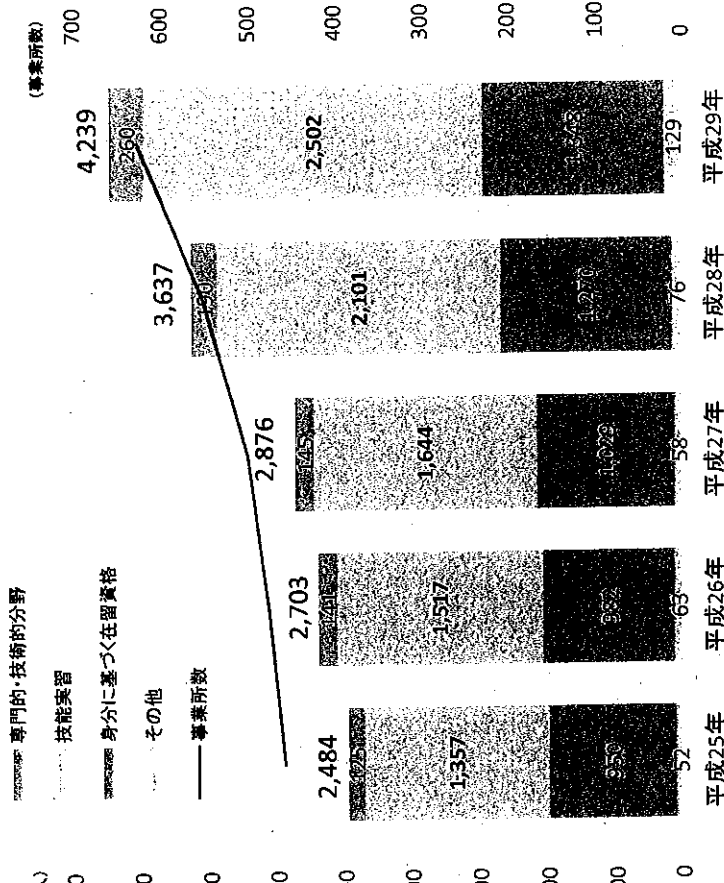
- 木材・木製品製造業(家具除く)の就業者数は、平成16年の19万人から平成22年には14万人に減少。その後、ほぼ同水準で推移。
- 木材・木製品製造業(家具を除く)では、近年、技能実習制度の活用が進展してきており、2号移行職種への追加の要望の声が大きくなってきている。
- 一部団体では、2号移行職種追加に向け、外国人技能実習機構との打ち合わせを開始している。

## ■ 木材・木製品製造業(家具除く)の就業者数の推移



資料：総務省 労働力調査  
注：高齢化率とは、総数に占める65歳以上の割合

## ■ 在留資格別の外国人労働者数と事業所数の推移



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届け出状況」(各年10月末日現在)  
注：日本産業分類「中分類 木材・木製品製造業(家具を除く)」に分類される事業所に雇用される労働者数

強国  
強靱  
化土

NATIONAL  
RESILIENCE

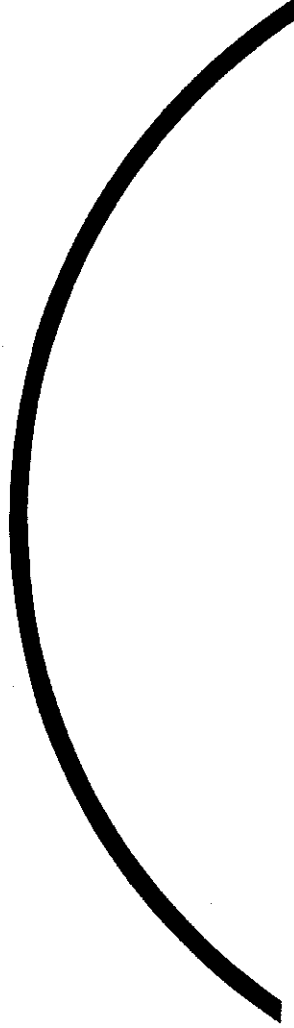
強くて、しなやかなニッポンへ

# 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策 について

田村幹彦議員の質問

平成31年2月18日

内閣官房国土強靱化推進室





# 見直し後の国土強靱化基本計画の概要

※赤字は見直し部分

平成30年12月14日  
閣議決定

## 国土強靱化基本計画について

- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの(アンブレラ計画)
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

## ●国土強靱化の基本的考え方(第1章)

【理念】

- 国土強靱化の基本目標
  - ①人命の保護
  - ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
  - ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  - ④迅速な復旧復興
- 災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

【基本的な方針等】

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土構造の実現を促す
- 気候変動等による気象の変化等を踏まえた施策の重点化
- ハード対策とソフト対策の適切な組合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント等

【特に配慮すべき事項】

- 官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備
- 国土強靱化のイノベーション
- 仙台防災枠組である事前防災、より良い復興等の実践
- 平成30年6月以降の災害からの教訓を踏まえた対策等

## ●脆弱性評価(第2章) 12の個別施策分野及び5の横断的

### ●国土強靱化の推進方針(第3章) ～施策分野ごとの推進方針～

【行政機能/警察・消防等/防災教育等分野】

- ・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう不断の見直しを実施等

【住宅・都市分野】

- ・防災拠点、住宅・学校等の耐震化、文化財の耐震化、「コンパクトネットワーク」の対流による東京一極集中の是正等

【保健医療・福祉分野】

- ・被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮したDMATの計画的な養成、福祉避難所の指定促進等

【エネルギー分野】

- ・電力インフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築、地域間の相互融通能力の強化、自立分散型エネルギーの導入等

【金融分野】

- ・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関の横断的な合同訓練の実施等

【環境分野】

- ・災害廃棄物処理の広域連携体制の構築による廃棄物処理システムの強靱化等

【土地利用(国土利用)分野】

- ・災害リスクの高い場所への人口集中の緩和によるリスク分散
- ・所有者不明土地への対応、復興まちづくりの事前の準備等
- 【リスクコミュニケーション分野】
- ・住民等の自発的な防災活動に関する計画策定の促進、地域コミュニティの強化による災害対応力の向上、教育、訓練等

【人材育成分野】

- ・災害の専門家・技術者・地域のリーダーの育成等

【官民連携分野】

- ・民間のスキル・ノウハウや施設・整備等の活用促進等

【老朽化対策分野】

- ・インフラ長寿命化計画の策定促進、メンテナンスサイクルの構築等

【研究開発分野】

- ・防災・減災及びインフラの老朽化対策における研究開発・新技術の普及・社会実装の推進等

## ●計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 今後、国土強靱化に係る国の他の計画等について必要な見直しを行いながら計画を推進
- おおむね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起きている最悪の事態を回避するプログラムの推進計画を毎年度の年次計画とし、重要な課題について、効果的な施策の具体化を検討する仕組みの導入
- 推進本部が策定。これにより各般の施策を実施し、毎年度、施策の進捗状況の把握等
- 重点化するべきプログラム等の中で、特に緊急に実施すべき施策については、3か年の緊急対策によるプログラムの推進計画を見直し
- 施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、重点的に取り組むべき15のプログラムを組替え
- 重点化するべきプログラム等について、効果的な施策の具体化を検討する仕組みの導入
- 重要課題について、効果的な施策の具体化を検討する仕組みの導入
- 重点化するべきプログラム等の中で、特に緊急に実施すべき施策については、3か年の緊急対策を定めて速やかに実施

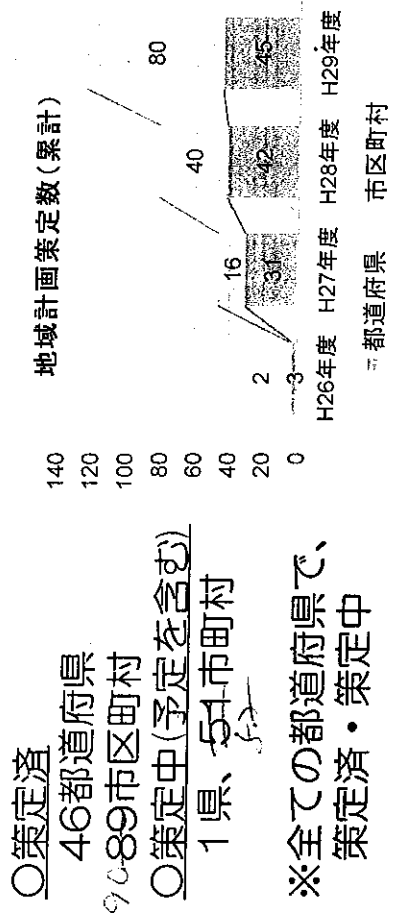
## 国の他の計画への反映

■国土強靱化基本計画は、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針とされていることから、閣議決定以降に策定・改正された全ての国の他の計画等に国土強靱化基本計画の内容を反映。

※平成30年4月末までに、環境基本計画（平成30年4月閣議決定）など合計34の計画等に反映

## 地方公共団体における地域計画の策定

■地域計画策定に向けた取組状況（平成31年1月現在）

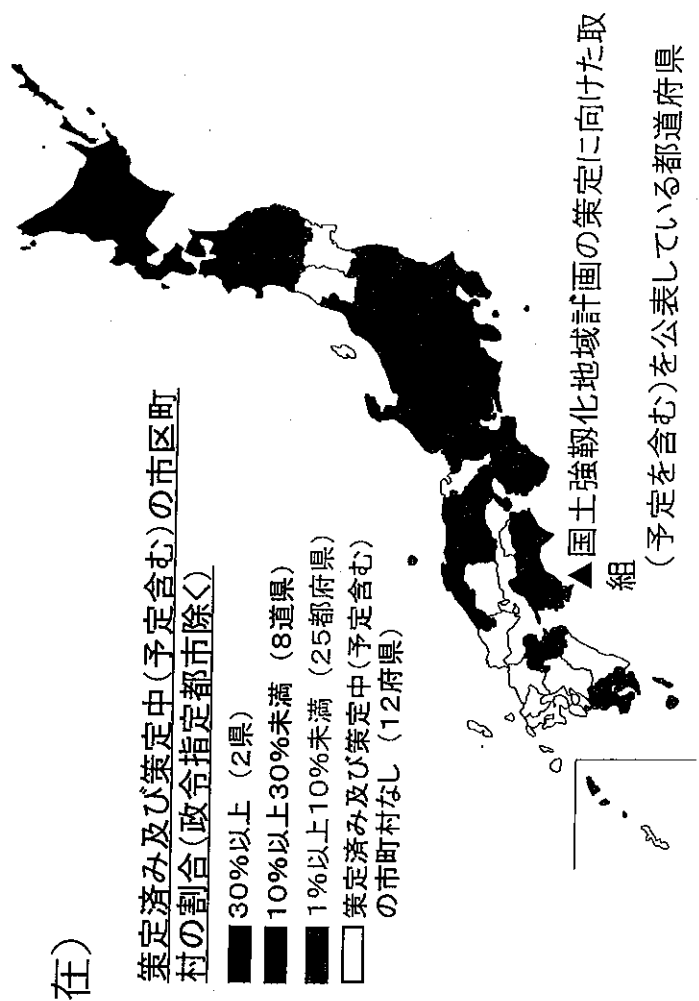


○策定済  
46都道府県  
90-89市区町村

○策定中(予定を含む)  
1県、54市町村

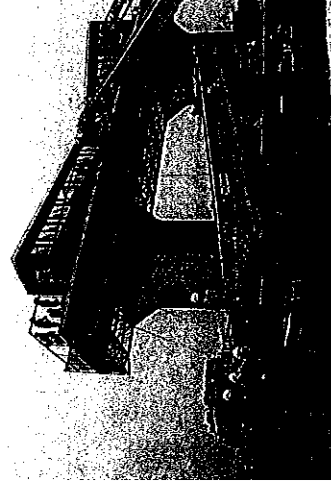
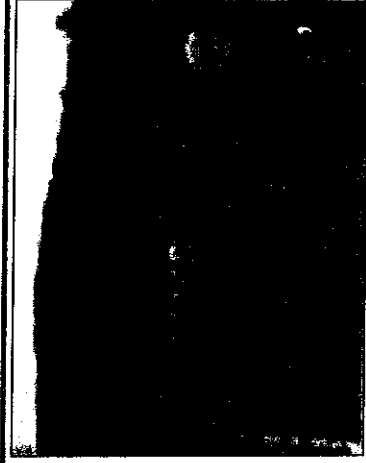
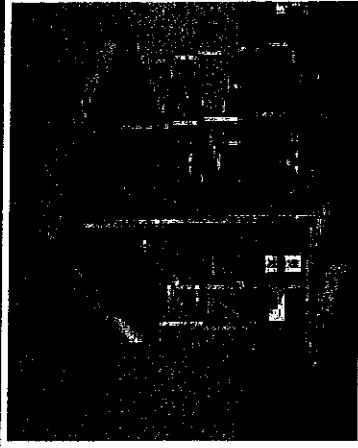
※全ての都道府県で、策定済・策定中

- 国による支援策
- ・地域計画策定ガイドラインの作成、周知
- ・説明会、出前講座の実施
- ・地域計画に基づく取組への支援（交付金・補助金の交付の判断にあたり、一定程度配慮）
- ・支援内容等に関するフォローアップ・見える化



## 国土強靱化地域計画に基づく取組みを進める3つのメリット

- 1 安全な地域づくり。  
どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれぞれ自体を、小さくできる。迅速に復興できる。
- 2 国土強靱化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗。  
地域計画の策定、進捗管理による、庁内意識の共有や推進力の出現。
  - ← 取組みの整理
  - ← 関係府省庁所管の交付金・補助金による支援
- 3 地域の持続的な成長。地域創生。  
安全な地域づくりを通して地域の持続的な成長を促し、かつ、災害を受けても、地域の成長が停滞しない。  
地域の信頼向上、投資の呼び込みにつながる。





平成30年12月14日  
閣議決定

### 1. 基本的な考え方

○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告)のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

### 2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策160項目

○財政投融資の活用を含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模(※1、※2)をもって実施。

#### I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

- (1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
- (2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保
- (3) 避難行動に必要な情報等の確保

#### II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

- (1) 電力等エネルギー供給の確保
- (2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保
- (3) 陸海空の交通ネットワークの確保
- (4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

### 3. 本対策の期間と達成目標

○期間：2018年度(平成30年度)～2020年度(平成32年度)の3年間

○達成目標：防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了(概成)又は大幅に進捗させる。

(※1)

うち、財政投融資を活用した事業規模としておおむね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね0.4兆円程度と想定している。平成30年度第一次補正予算等において措置済みの事業規模0.3兆円を含む。

(※2)

四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

おおむね3.5兆円程度

おおむね2.8兆円程度

おおむね0.5兆円程度

おおむね0.2兆円程度

おおむね3.5兆円程度

おおむね0.3兆円程度

おおむね1.1兆円程度

おおむね2.0兆円程度

おおむね0.02兆円程度

# 平成31年度国土強靱化関係予算案のポイント

## 【平成31年度予算案の基本方針】

「国土強靱化基本計画」の見直しを踏まえ、施策の重点化・優先順位付け、ハードソフトの組み合わせ等により、府省庁横断的な国土強靱化の取組を重点的・効果的に推進するとともに、平成30年7月豪雨、平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震をはじめとする近年の自然災害の教訓を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を集中的に実施する。

(国費、単位:億円)

	平成31年度予算案	前年度当初予算	対前年度比
国土強靱化関係予算案 (3か年緊急対策を除く)	39,609 (うち公共事業関係費) 34,179	37,805 (うち公共事業関係費) 32,932	1.05
3か年緊急対策	13,447 (うち公共事業関係費) 8,503	—	—
国土強靱化関係予算案 全体額	53,056 (うち公共事業関係費) 42,682	37,805 (うち公共事業関係費) 32,932	1.40

注1: 計数は、整理の結果、異同を生じることがある。

注2: 3か年緊急対策に関連する予算としては、上記の他、裁判所施設の強靱化28億円(非公共)があり、合計で1兆3,475億円となる。

**概要:** 平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、土砂災害警戒区域等において、インフラ・ライフラインにも甚大な被害を及ぼす危険箇所のある緊急点検を行い、緊急性の高い約320箇所について、砂防関係施設の整備等の緊急対策を実施する。

**府省庁名:** 国土交通省

## インフラ・ライフラインを保全するための砂防関係施設の整備

**箇所:** 約320箇所

重要性(多数の家屋やインフラ・ライフラインなどの保全対象)、災害履歴、施設整備状況の観点から緊急性の高い箇所

**期間:** 2020年度まで

**実施主体:** 国、都道府県

**内容:** 砂防関係施設の整備を実施し、土砂災害からインフラ・ライフラインを保全

**達成目標:**

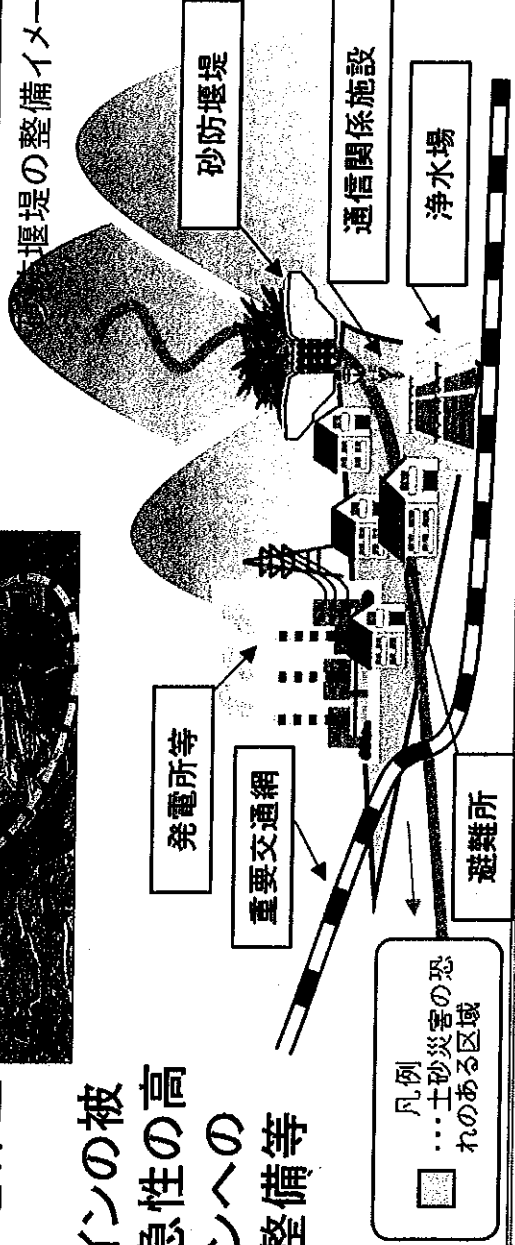
土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い箇所においてインフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了



ライフラインの被災事例

土石流により浄水場が被災(南予水道企業団吉田浄水場)

砂防堰堤の整備イメージ



概要：平成30年北海道胆振東部地震・大阪北部地震を踏まえ、以下3つの緊急対策を実施する。

- ① 地震発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化状況調査の結果を踏まえ、耐震性が無い施設約4,120カ所について、耐震化整備
- ② ブロック塀等の倒壊事故を防止し、利用者等の安全を確保するため、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検の状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題のある施設約7,025カ所について、ブロック塀等の改修整備
- ③ 停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するため、社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備見込調査の結果を踏まえ、今後整備予定のある施設約1,176カ所について、非常用自家発電設備整備

府省庁名：厚生労働省

## 耐震化整備

箇所：約4,120カ所

(子ども：約1,474カ所 障害児・者：約1,671カ所  
高齢者：約882カ所 その他：約93カ所)

昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：2020年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止

達成目標：2020年度までに社会福祉施設等の耐震化率を約95%まで向上させる

## ブロック塀等改修整備

箇所：約7,025カ所

(子ども：約3,526カ所 障害児・者：約1,564カ所  
高齢者：約1,857カ所 その他：約78カ所)

劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：2019年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止

達成目標：ブロック塀等改修整備が必要な社会福祉施設等約7,025箇所を全て対策完了

## 非常用自家発電設備整備

箇所：約1,176カ所

(子ども：約10カ所 障害児・者：約298カ所  
高齢者：約861カ所 その他：約7カ所)

非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：2019年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする

達成目標：非常用自家発電設備の整備予定がある社会福祉施設等約1,176箇所全て対策完了



**概要** 要：平成30年7月豪雨等により山地災害が多発していることを踏まえ、山地災害危険地区等において、その荒廃状況、既存施設の健全度の緊急点検を行い判明した、緊急的に対策が必要な山地災害危険地区等において、治山施設の設置等により、荒廃山地の復旧・予防対策を実施する。

〔※山地災害危険地区：山地に起因する山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、崩壊土砂の流出により、官公署、学校、病院、道路等の施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形、地質特性等からみて危険度が一定の基準以上のもの。〕

**府省庁名：農林水産省**

**治山施設の設置等**

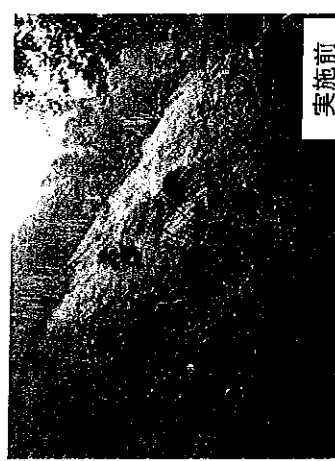
**箇所：** 約600箇所  
 〔山腹崩壊や溪流の荒廃等が発生しており、災害につながるおそれがある山地災害危険地区等〕  
**期間：** 2020年度まで  
**実施主体：** 国、都道府県  
**内容：**  
 治山施設の設置等により、荒廃山地の復旧・予防対策を実施

**達成目標：**  
 災害発生の危険性を低減するため、緊急的に整備が必要な荒廃山地約600箇所において、治山対策を大幅に進捗

荒廃溪流の復旧整備



山腹崩壊地の復旧整備



実施後

実施後

**概要** 要： 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の非常用電源の確保並びに耐震化に関する緊急対策を実施する。

府省庁名：総務省

### 非常用電源の確保

**箇所**：140災対本部設置庁舎程度、  
350消防庁舎程度

災害対策本部が設置される庁舎及び消防庁舎のうち、非常用電源が未整備の施設  
※なお、非常用電源が設置済みの庁舎においても、72時間の稼働時間確保等を目指す。

**期間**：2020年度まで

**実施主体**：地方公共団体  
**内容**：災害対策本部設置  
庁舎及び消防庁舎の  
非常用電源の確保

**達成目標**：

地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎における業務継続性を確保するため、非常用電源の確保を大幅に進捗



### 耐震化

**箇所**：60災対本部設置庁舎程度、  
490消防庁舎程度

災害対策本部が設置される庁舎であって耐震性がなく耐震性のある代替庁舎の指定もなされていないもの及び消防庁舎のうち耐震性がない施設

**期間**：2020年度まで

**実施主体**：地方公共団体  
**内容**：災害対策本部設置  
庁舎及び消防庁舎  
の耐震化

**達成目標**：

地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎における業務継続性を確保するために、耐震化に係る整備を大幅に進捗



**概要:** 平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の河川の水文観測・監視施設等を対象に観測・通信機能の安全性等の緊急点検を行い、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所約1,100箇所、河川監視カメラ約500箇所等について、浸水・停電対策を実施する。

**府省庁名:** 国土交通省

**水文観測所**

**箇所:** 国管理河川: 約300箇所 都道府県等: 約800箇所

- ・ 既往最大洪水の更新などにより設置基準高に合致していない重要な水文観測所
- ・ 停電対策が十分でない重要な水文観測所

**期間:** 2018年度まで

**実施主体:** 国、都道府県、政令指定都市

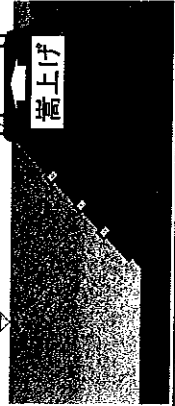
**内容:** 重要な水文観測所の浸水・停電対策により、欠測を防止

**達成目標:** 浸水や停電により連続的な観測ができなくなる重要な水文観測所の解消

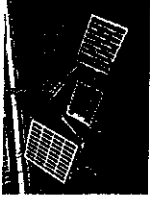
水位観測小屋



〈浸水対策のイメージ〉



〈停電対策のイメージ〉



発電用の太陽光パネル、蓄電池を設置

**監視施設、庁舎等**

**箇所:** 河川監視カメラ: 約500箇所  
庁舎等(非常用電源設備、通信施設): 10地方整備局等

- ・ 既存の河川監視カメラのうち、人口が集中している区間に設置され、一般公開されているが、夜間監視が困難なカメラ及び停電対策が十分でないカメラ
- ・ 災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設、通信機器の整備が不足している箇所

**期間:** 2018年度まで

**実施主体:** 国

カメラの停電対策



**内容:** 河川監視カメラの夜間監視不良対策・停電対策、庁舎等の停電対策、災害対策用通信機器の増強により、監視・通信基盤を強化

CCTVカメラ(カメラ部)

カメラ用発電機の設置

**達成目標:**

浸水や停電により連続的な監視や通信ができなくなる重要な監視施設・庁舎等の解消

**概要:** 平成30年北海道胆振東部地震によって北海道全域の大規模停電(ブラックアウト)が発生したことを受け、電力広域的運営推進機関に設置された第三者委員会における検証作業等も踏まえ、全国の電力インフラ総点検を行った結果、現行の法令等に照らし問題のある設備はないことと、一部においては運用面での対策を講ずることで全体としてはブラックアウトの再発を防止できることなどが確認された。その上で、更なる電力供給の強靱化に向けて、供給力・予備力の確保や地域間連系の強化等に加え、電力・ガス、燃料の安定供給や、サプライチェーン上重要な事業所・工場、生活必需品の生産拠点等の経済活動が継続できるよう、約55万kW分の自家発電設備や蓄電システム、省電力設備の導入等を支援するとともに、情報共有システムを構築する。

府省庁名: 経済産業省

### 停電の影響緩和対策等

箇所: 約55万kW

期間: 2020年度まで

実施主体: 民間団体等

内容: 災害時にも活躍する自家発・蓄電池・省電力設備等の導入支援、再エネ等の地域における利活用促進・安全対策等を実施す

達成目標:

エネルギー供給構造の強靱化のため約55万kW分の分散型電源等の導入をする。

### 現場情報収集システムの構築等

期間: 2019年度まで

実施主体: システム開発会社等

内容: 災害時における現場の被害状況・復旧状況の収集等を迅速化するシステムを開発し、停電復旧の早期化や国民への情報発信等に役立てる。

達成目標:

停電原因、被害状況、復旧進捗状況等について、現場の写真を含めリアルタイム把握する。

**概要:**平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、食料の安定供給に不可欠な農業水利施設の操作・監視状況、災害時の機能維持の方策等に係る緊急点検を行い、自然災害などの非常時に農業用水の供給などの本来の機能や施設を安全に管理する機能が失われるおそれがある施設が判明したため、早急な対応が必要な施設について、非常時にもこうした機能を確保するために必要な施設の耐震化等の緊急対策を実施する。

府省庁名：農林水産省

**非常時にも機能を確保するための対策**

箇所：約1000地区

耐震性能や健全度等が十分でなく、非常時に機能を喪失するおそれがあるなど、早急な対応が必要な地区

期間：2020年度まで

実施主体：国、都道府県 等

内容：非常時にも機能を確保するために必要な施設の耐震化等により機能喪失を防止

達成目標：

早急に対策が必要な約1000地区において、自然災害などの非常時に農業用水の供給等の機能を確保するための対策を概成。

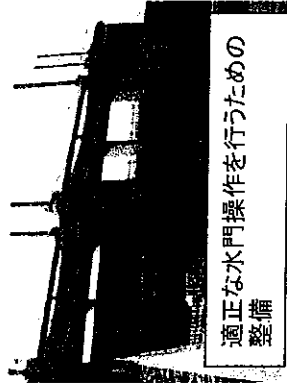
耐震補強(盛土)



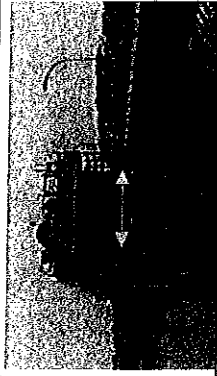
【ダム耐震対策(イメージ)】  
ダムに盛土(赤色)し、耐震性を向上



ポンプ設備の更新



適正な水門操作を行うための整備



耐震不足が生じている箇所を補強  
(堰柱の巻立)



ダムの状況を確認するためWebカメラを設置



管理施設の整備

**概要** 平成30年北海道振興東部地震等を踏まえ、全国の主要な携帯電話基地局を対象に、予備電源の整備状況等の緊急点検を行い、被害状況の把握から応急復旧の初動対応等に課題があったため、迅速な応急復旧のための体制整備を行う。また、通信事業者において、応急復旧手段である車載型基地局等の増設を実施する。

府省庁名：総務省

### 迅速な応急復旧のための体制整備

**箇所**：応急復旧の体制  
**期間**：2019年度まで  
**実施主体**：国、通信事業者

- 内容**：
- ① 通信ネットワークの被害・復旧状況の集約作業において、事業者側の情報集約、事業者から総務省への情報受け渡しなどの手順を改善し、総務省側の情報集約を迅速に行えるようにする
  - ② 総務省及び通信事業者における被災直後の初動対応について、具体的な連絡体制や業務フローを改善し、改善した業務フロー等による訓練の実施により、初動対応の実効性を確保できるようにする
- 達成目標**：

迅速な応急復旧のための体制を構築するた  
 めに、初動対応における業務フロー等の策定  
 を完了

### 車載型基地局等の増設

**箇所**：約100台  
 大規模災害時に管轄下の主要基地局の機能維持が難しい  
 おそれが高い応急復旧対策拠点※

**期間**：2019年度まで  
**実施主体**：通信事業者  
**内容**：応急復旧対策拠点※に配備  
 する車載型基地局等を増強  
 することで、管轄下のサー  
 ビスエリア支障を防止

**達成目標**：

2018年度と同規模の災害が発生しても、市町村役場等における通信サービスを維持するた  
 めに、車載型基地局等の増設を完了



車載型基地局

※ 停波した携帯電話基地局の応急復旧のため、車載型基地局、可搬型伝送路設備、移動式電源設備等を保有する拠点。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(一覽)

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対象河川	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府庁名
1	河川	堤防	全国的河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、パワコウオーターモーター等により冠水した場合の浸水被害の緊急点検を行い、甚大な人命被害等が生じる恐れのある区間を有する河川約120河川について、合流部の堤防強化対策や堤防かさ上げ等の緊急対策を実施する。	<堤防強化対策等> ①河川:約70河川 ②都道府県等:約50河川	2020年度まで	堤防決壊が発生した場合に浸水が深刻・特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を実施	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	国土交通省
2	河川	河道等	全国的河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(河運等)	平成30年7月豪雨を踏まえ、樹木倒壊・土砂崩壊及び橋梁等による洪水氾濫の危険箇所等の緊急点検を行い、洪水氾濫による人命被害や局所決壊等によって、洪水氾濫による甚大な被害が生ずる等の河川約2,240河川について、樹木伐除・掘削及び橋梁等緊急対策を実施する。	<樹木伐除・掘削等> ①河川:約40河川 ②都道府県等:約200河川	2020年度まで	河道における危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積物等による洪水氾濫の危険性を削減	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	国土交通省
3	河川	堤防	全国的河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(掘削)	平成30年7月豪雨を踏まえ、河川10の氾濫の危険性や掘削等の緊急点検を行い、洪水氾濫した場合に逃げ遅れの危険性が高い河川約160河川について、越水による決壊までの時間引き延ばす対策等の緊急対策を実施する。	<危険管理型ハード対策等> ①河川:約30河川 ②都道府県等:約130河川	2020年度まで	洪水氾濫による人命被害等、ダム等の洪水調節機能を維持・確保するための対策が必要な箇所において、緊急的・集中的対策を実施	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	国土交通省
4	河川	ダム	全国的河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(ダム)	平成30年7月豪雨を踏まえ、大規模な洪水氾濫による人命被害等、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急点検を行い、緊急的・集中的にダムの洪水調節機能を維持・確保するうえ、土砂流入対策が必要となるダム、操作改善のために改良が必要なダム、ダムの操作改善のための緊急対策を実施する。	①国:約20ダム ②県:約10ダム <調査研究等> 数件程度	2020年度まで	人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための対策が必要な箇所において、緊急的・集中的対策を実施	国、県、国立研究開発法人土木研究所	国土交通省
5	河川	河道等	中小河川緊急点検対策プロジェクト(河道の氾濫防止対策)	九州北部豪雨等の豪雨災害による中小河川の氾濫など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえて、全国の中小河川で点検を行った結果、近年、洪水により被災した箇所があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設(要配慮者利用施設・市役所・役場等)の浸水被害等が生じている区間において対策が必要であることが判明したため、多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消するための河道の掘削等を実施する。	<河道掘削等:約400河川 ①河川:約50河川 ②都道府県:約480河川	2020年度まで	下流の氾濫防止対策が急務な区間において、河道の掘削などにより流下能力を向上させ多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消	①国 ②都道府県	国土交通省
6	砂防	砂防堰堤等	中小河川緊急点検対策プロジェクト(土砂・流木対策)	九州北部豪雨等の豪雨災害による土砂・流木の流出など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえて、全国の中小河川で点検を行った結果、土砂・流木を伴った洪水により被災した箇所や、流木が原因となった浸水、被害等があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設(要配慮者利用施設・市役所・役場等)の浸水被害等が生じている区間において対策が必要であることが判明したため、多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消するための土砂・流木の流出による被害を防止するための透透型砂防堰堤等の整備等を実施する。	<土砂・流木対策> ①河川:約50河川 ②都道府県:約480河川	2020年度まで	下流の氾濫防止対策が急務な区間において、多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消	①国 ②都道府県	国土交通省
7	河川・砂防	河道・砂防施設等	全国的中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、緊急的に土砂・洪水氾濫等対策が必要な箇所や砂防施設等の施設点検計画等の緊急点検を行い、土砂・洪水氾濫等の発生リスクが深刻・緊急性の高い約410箇所(砂防)約20河川(河川)について、流域における土砂・洪水氾濫対策の強化した砂防施設等の施設点検計画の策定や砂防堰堤・遊砂地等の整備、河道断面の拡大等の緊急対策を実施する。	【砂防】 <土砂・洪水氾濫対策> ①河川:約90箇所 ②都道府県:約220箇所 【河川】 <土砂・洪水氾濫対策> ②都道府県:約20河川 【調査研究等】 数件程度	2020年度まで	土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所や緊急性の高い箇所において人命への脅し、被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を概ね完了	国、都道府県 (調査研究等) 国	国土交通省
8	河川・下水道	雨水排水施設・河道等	全国的内水浸水の危険性に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、内水浸水の危険性や排水処理場の緊急点検を行い、近年、浸水被害が深刻・甚大な被害等が生じる恐れのある区間を有する約200地方公共団体及び約100河川について、雨水排水施設の整備や河川改修等の緊急対策を実施する。	【雨水】 <土砂・洪水氾濫対策> ①河川:約100河川 ②都道府県:約90河川	2020年度まで	近年、浸水被害が深刻・甚大な被害等が生じる恐れのある区間において、近年の主要河川等による浸水被害の浸水被害を防止するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を概ね完了	国、都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省





31	治山	海岸防犯林 (防風・ラフ 地帯防犯対 策推進地 域、日本海 岸・千島海溝 周辺海軍型 地帯防犯対 策推進地域 に位置する ものに限 る。)	国土強靱化緊急森林 対策(海岸防犯林)	台風19号等による高潮被害が発生していることを踏まえ、海岸防犯林において、その生育状況、付帯施設 の健全度の緊急点検を行い、明らかした、保安林機能の低下した海岸防犯林において補植や防波堤の設置等 により海岸防犯林を整備する。	海岸防犯林の整備、約50km	2020年度まで	国 都道府県	農林水 産省	災害発生時の危険性を低減するため、緊急時に整備が必要 な海岸防犯林約50kmにおいて、海岸防犯林の整備を大 幅に進捗
32	治山・ 森林	治山施設 森林	国土強靱化緊急森林 対策(治水対策)	平成29年九州北部豪雨による治水対策を踏まえ、緊急点検により抽出された、緊急時に集中時に治水対策 が必要となる地区において、治水構体式治山ダム等の設置、間伐等の森林整備等の治水対策を推進する。	緊急的、集中時に治水対策が必要とな る地区、約70箇所	2020年度まで	国 都道府県 市町村 等	農林水 産省	治水対策の危険性を低減するため、緊急時に整備が必要 な治水構体式治山ダム等の設置、間伐等の森林整備を大 幅に進捗
33	森林	森林	国土強靱化緊急森林 対策(森林整備対策)	平成30年7月豪雨等により山火災害が多発していることを踏まえ、山火災害の危険性が高い地区等の周辺 森林において、その危険状況、林道の健全性、迂回路機能の緊急点検を行い、荒廃した森林や改良が必要 な林道について、森林道や迂回路等の森林整備、林道の改良整備を実施する。	<森林整備> 荒廃した森林における間伐等の森林整 備、約2,000箇所 <林道改良整備> 林道の改良整備、約300箇所	2020年度まで	国 都道府県 市町村 等	農林水 産省	<森林整備> 災害発生時の危険性を低減するため、緊急時に整備が必要 な治水構体式治山ダム等の設置、間伐等の森林整備対策 を大規模に進捗 <林道改良整備> 被災の危険性を低減するため、緊急時に改良整備が必要 な林道約300箇所において、改良整備を大規模に進捗
34	環境	公園事業地 野営	自然公園等施設に関 する緊急対策	平成30年7月豪雨災害を踏まえ、全国の自然公園事業等の施設を対象に利用者の安全の確保等に関す る緊急点検を行い、人命や国土荒廃の防止の面で課題がある施設324カ所について、人命に危険な崖屋 外壁の石垣の補修、緊急避難所となる避難小屋等の改修、国土荒廃防止に効果的な法面崩壊防止に資する 整備等の緊急対策を実施する。	国立公園(24公園)、約255カ所、国定公 園等(66公園)約80カ所、国民公園(4公 園)約10カ所	2020年度まで	国、 都道府県、市町村	環境省	利用者の安全対策、施設等の脆弱性対策、国土荒廃の防 止により、利用者の重大事故の発生件数をゼロ
35	河川	河川防犯地 帯	休廃止荒山撤去防止 等工事に関する緊急 対策	休廃止荒山の撤去等の推進に阻害する要因を調査し、撤去に必要であった事業の対策工事、及び外部有識者によ る撤去防止技術委員会にて緊急に対策すべき撤去対策工事等のうち、特に緊急性の高い事業について対 策を実施する。対策を講ずることによって、農地、森林等の被害による国土の荒廃を防止する。	農地・森林等の被害による国土の荒廃を防止(事業費の 安定化)、排出基準管理基準の運用)するため、集積場4 カ所、坑道1カ所での対策を完了	2020年度まで	地方公共団体	経済産 業省	農地・森林等の被害による国土の荒廃を防止(事業費の 安定化)、排出基準管理基準の運用)するため、集積場4 カ所、坑道1カ所での対策を完了
36	森林	森林	指定管理鳥獣被害等 に関する緊急対策	指定管理鳥獣(ニホンカサネ)の生息数の増加、生息地の拡大により森林等における食害等の被害が深刻 化しており、それに伴って土壌流出等の国土荒廃を防ぐため、生息密度が特に高い地域において、都道府県 による積極的な捕獲等の緊急対策を実施する。	適正な生息密度管理のため、生息密度 が特に高い地域を予定	2020年度まで	都道府県	環境省	食害等による森林の食害土壌流出等を防止するため、適正な 生息密度を維持できるよう、都道府県毎の捕獲目標を設定
37	市街地、道 路	市街地、道 路	地震調査緊急対策	近年の東海地震に伴って、市町村等が実施する地震調査に重点を置いた調査を実施する。	土砂災害や洪水等の被災想定区域、約 360km	2020年度まで	市町村等	国土交 通省	今後災害が想定される地域のうち、特に緊急性が高い地 域として、土砂災害や洪水等の被災想定区域(360km)にお ける地震調査を完了
38	道級・ 河川・ 砂防	道級・河川、 砂防	長期未登記未完了 土地保有状況に係る 緊急対策	道路整備及び治水・砂防対策等の事業の進捗を促進し、国土強靱化に資する。土砂災害等被災区域等の今後災害が想定され る地域において、市町村等が実施する地震調査に重点を置いた調査を実施する。	長期未登記未完了土地保有状況に係 る緊急対策、約14万筆	2020年度まで	国	法務省	長期未登記未完了土地の約14万筆全てについて調査を 実施

46	警察	警務施設	警務施設の耐災害性 等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等を踏まえ、警務施設に関する耐震強度、経年劣化、災害対応能力 力等について緊急点検を行い、建設費削減の必要性が判明した警務署等約40施設、非常用電源 施設等の整備・改修の必要性が判明した警務署等約10施設等について必要な措置を講じる緊急対策を実施 する。	<警務施設の老朽化対策> 建設費又は耐震改修・警務署等約40施設 その他設備等の改修・約80施設 <非常用電源設備の整備・改修> 警務署等約10施設	2020年度まで	<警務施設の老朽化対策> 警務署等約10施設において建設費又は耐震改修を行うなど 必要の措置を講じた <非常用電源設備の整備・改修> 警務署等約10施設において非常用電源設備の整備・改修 を完了	国 都道府県	警察庁
47	消防	車両等	大規模風水害、土砂 災害に対応するため の緊急消防援助隊に 関する緊急対策	平成30年7月豪雨での活断層における救助活動や夏季の過酷な気象条件下での救助活動、北海道 振興部地震での土砂崩れ等による救助活動が困難化したこと等の懸念を踏まえ、活断層や土砂崩れ現場で 活動する特殊車両など、効果的な消防活動に必要な車両・資機材を整備するとともに、消防隊員の対応能力 向上のため、実地訓練を実施を行う。	消防・防災ヘリコプターの安全性能向上させるため、大規模風水害等に対応 した車両・資機材の整備を大幅に進捗 させた	2020年度まで	災害対応能力を向上させるため、大規模風水害等に対応 した車両・資機材の整備を大幅に進捗 させた	国	総務省
48	消防	車両等	大規模災害に対応す るための航空消防防 災体制に関する緊急 対策	近年多発する大規模災害を踏まえ、被害状況の早期把握・孤立地域での救助活動などで活用される消 防・防災ヘリコプターの運航の安全向上と航空消防防災体制の充実強化を図る。	消防・防災ヘリコプターの安全性能向上させるために、航 空消防防災体制を充実強化するとともに、ヘリコプター動 態管理システムの未整備地域へ新機導入を完了	2020年度まで	消防・防災ヘリコプターの安全性能向上させるために、航 空消防防災体制を充実強化するとともに、ヘリコプター動 態管理システムの未整備地域へ新機導入を完了	国	総務省
49	消防	車両等	地域防災力の中核を 担う消防団に関する 緊急対策	平成30年7月豪雨等における消防団の救助活動において、災害対応範囲が狭く、現場の機動力や救助用 資機材の不足が課題となったことから、消防団の災害対応能力の向上を図るため、訓練用の車両・資機材 の無償貸付を行うとともに、資機材の配備率を向上させる緊急対策を実施する。	<車両貸付> 災害対応能力を向上させるために、消防団に対する車両 の貸付を行う訓練を実施 <資機材配備> 災害対応能力を向上させるために、市町村における対象 資機材の「消防団の整備の基準」に基づき配備率を向上 <非常用電源> 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎に おける業務継続性を確保するために、非常用電源の確保 を再開・進捗 <新機化> 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎に おける業務継続性を確保するために、新機化に係る整備 を大幅に進捗	2020年度まで	<車両貸付> 災害対応能力を向上させるために、消防団に対する車両 の貸付を行う訓練を実施 <資機材配備> 災害対応能力を向上させるために、市町村における対象 資機材の「消防団の整備の基準」に基づき配備率を向上 <非常用電源> 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎に おける業務継続性を確保するために、非常用電源の確保 を再開・進捗 <新機化> 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎に おける業務継続性を確保するために、新機化に係る整備 を大幅に進捗	国 県、市町村(消防団)	総務省
50	災害対 応施設 施設	庁舎	災害対策本部設置庁 舎及び消防庁舎の災 害対応機能確保に関 する緊急対策	地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の確保並びに新機化に関する緊急対 策を実施する。	<非常用電源> 140対本部設置庁舎程度 350消防庁舎程度 <新機化> 60対本部設置庁舎程度 480消防庁舎程度	2020年度まで	地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎に おける業務継続性を確保するために、非常用電源の確保 を再開・進捗 <新機化> 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎に おける業務継続性を確保するために、新機化に係る整備 を大幅に進捗	国 地方公共団体	総務省
51	災害対 応施設 施設	海上保安施設	海上保安施設に関す る緊急対策	平成30年台風21号等に伴う豪雨災害及び北海道胆振東部地震等を踏まえ、災害対応のために必要な施設(庁 舎・航空基地・船艇基地・陸上通信施設)を対象に、老朽化対策、非常用電源設備の設置状況等に関する緊 急点検を行い、被災又は停電等により救助・支援活動等に支障を及ぼすおそれがある海上保安施設が約210 箇所判明したため、非常用電源設備の整備等の緊急対策を実施する。	<老朽化対策等が必要施設の整備 > (1) 目視により施設に亀裂等を確認及び び取付金具等不具合を指摘している船 艇基地箇所 (2) 老朽化・冠水・設備不備により業務 支障のある海上保安施設・航空基地約 10箇所、船艇基地約10箇所、陸上通信 施設等約90箇所 <業務継続のための設備の設置等が 必要施設の整備> (1) 発電機・蓄電池の性能が低下したこと により、長時間停電が発生した場合に 通信機能が停止するおそれがある海 上保安施設、陸上通信施設等約10箇所 (2) 災害発生時に燃料供給等が確保 できず船舶及び航空機の運航に支障 を及ぼすおそれがある海上保安施設、船 艇基地5箇所、航空基地約10箇所	2020年度まで	<老朽化対策等が必要施設の整備 > (1) 目視により施設に亀裂等を確認及び び取付金具等不具合を指摘している船 艇基地箇所 (2) 老朽化・冠水・設備不備により業務 支障のある海上保安施設・航空基地約 10箇所、船艇基地約10箇所、陸上通信 施設等約90箇所 <業務継続のための設備の設置等が 必要施設の整備> (1) 発電機・蓄電池の性能が低下したこと により、長時間停電が発生した場合に 通信機能が停止するおそれがある海 上保安施設、陸上通信施設等約10箇所 (2) 災害発生時に燃料供給等が確保 できず船舶及び航空機の運航に支障 を及ぼすおそれがある海上保安施設、船 艇基地5箇所、航空基地約10箇所	国	国土交 通省

62	福祉	社会福祉施設	社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策	平成30年北海道地震発生後、停電時に医療施設が必要な人患者等の安全を確保するため、社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備状況の点検の結果を踏まえ、現在整備予定のある施設約1,176箇所について、非常用自家発電設備整備の緊急対策を実施する。	整備状況の点検の結果、非常用自家発電設備がなく、今後整備予定のある施設約1,176箇所 ＜児童館施設等＞ 約10箇所 ＜障がい者福祉施設等＞ 約298箇所 ＜高齢者福祉施設等＞ 約361箇所 ＜その他福祉施設等＞ 7箇所	2019年度まで	非常用自家発電設備の整備予定がある社会福祉施設等約1,176箇所全て対策完了	北海道庁、市区町村	厚生労働省
63	災害対策	矯正施設等	矯正施設等の耐震・老朽化等への緊急対策	平成30年7月豪雨及び北海道地震において矯正施設は、地域の避難所役割を果しているが、老朽化した工作物等一撤去したことを踏まえ、施設の耐震及び老朽化等の対応の緊急点検を行ったところ、緊急的・優先的対策が必要な施設が約50施設明らかになったため、これらに対する対応の緊急対策を実施する。	＜施設整備等＞ 緊急的・優先的対策が必要な施設 約50施設等約50施設	2020年度まで	防災・減災に対する万全の体制を構築するため、緊急的・優先的・優先的・老朽化等への対策が必要な施設について所要の対策を概ね完了	国	法務省
64	災害対策	矯正施設	矯正施設監視システム設備等の機能確保に関する緊急対策	平成30年7月豪雨及び北海道地震において矯正施設は、地域の避難所役割を果しているが、大規模停電等が発生したこと等を踏まえ、全国の矯正施設約210施設において、監視システム設備等の安定稼働を図るとともに、地域住民の避難所役割としての必要な機能を確保する。	＜長時間の大規模停電等により監視システム設備等の安定稼働が困難になり、また、地域住民の避難所等として、避難所役割や機能の確保が困難となるおそれがある施設＞ 約210施設	2020年度まで	全国の矯正施設約210施設において、災害発生時においても、監視システム設備等の安定稼働及び地域住民の避難所役割としての必要な機能を確保するため、監視システム等の更新完了	国	法務省
65	環境	ソート	熱中症予防のための緊急対策	平成30年夏季の記録的な酷暑や7月豪雨等の災害時における熱中症の発生が問題となり、災害時における熱中症対策に関する情報提供等の課題が浮き上がったことから、同様の夏季の災害の発生に備えるため、大規模な停電等による避難所等一撤去したところ、ボランティアなどによる暑や施設管理等に熱中症対策に係る情報提供の必要性が顕著である。熱中症予防情報の発信体制の強化やソートシステム等知見提供の機会を増加や優良事例の展開等の緊急対策を実施する。	自治体等担当者向けソートシステム、2カ所 普及啓発資料の自治体等への配布、全国約40自治体（自治体、政令指定都市、中核市、保健所等）に、特別区等熱中症予防強化イベント、3カ所 暑さ指数(WBGT)算出システム、1カ所	2020年度まで	熱中症予防情報の発信体制の強化を完了。また、夏季までに、災害時を含めた熱中症対策を推進する自治体の割合を100%にする	国、自治体の熱中症対策担当者、民間事業者等	環境省
66	災害対策	地下街	全国地下街における安全な避難等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北海道地震等を含め、全国の地下街を対象に点検を行い、利用者等の安全な避難に支障が生じる恐れのある箇所・構造等について適切な機能を確保できない恐れのある箇所・構造の地下街等で構成される地階において、避難しやすくなるよう、避難所対策（避難所対策）が十分である箇所について、避難所対策、非常用自家発電設備、非常用自家発電設備の整備等を実施する。	避難所対策等、約10カ所	2020年度まで	緊急点を突いた地下街において、避難所対策や止水板の設置等により、非常用自家発電設備の安全な避難や非常用自家発電設備の整備に必要対策を完了	民間等の地下街管理会社	国土交通省
67	災害対策	エレベーター	防災拠点となる民間高層建築物のエレベーターの地震対策に関する緊急対策	平成30年大規模地震等を含め、防災拠点となる民間の高層建築物(20階建て以上)に設置されたエレベーターを対象に、地震対策の実施状況について、地震時避難誘導設備の設置、主要構造の耐震補強措置を実施するなど、エレベーターの地震対策の促進を図る。	エレベーター 約400台	2020年度まで	防災拠点となる民間の高層建築物(20階建て以上)に設置されたエレベーターの地震対策を完了	民間建築物所有者	国土交通省
68	災害対策	広域防災拠点(都市公園)	広域防災拠点となる都市公園に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を含め、広域防災拠点となる都市公園(141箇所)を対象に点検を行った結果、司令塔機能等の中核的機能に支障が生じている箇所は確認された。一方で、近年の激甚化する災害を踏まえ、今後と同様の災害が発生した場合でも司令塔機能の確保を十分に行うために、機能強化を図る必要がある約60公園について、非常用自家発電設備の整備、施設の嵩上げ、法面崩壊対策、耐震対策、備蓄倉庫整備、拠点施設へのアクセス確保等の緊急対策を実施する。	＜停電対策＞ 非常用自家発電設備の整備等、約20公園 施設の高水・暴風、地震対策等 施設の嵩上げ、法面崩壊対策、耐震対策、備蓄倉庫整備、拠点施設へのアクセス確保等、約50公園	2020年度まで	全ての広域防災拠点となる都市公園において、今後と同様の災害が発生した場合でも司令塔機能等の中核的機能を十分に行うための機能強化を完了	国、北海道庁、市区町村	国土交通省

77	人材	各種インフラ等	防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に關する緊急対策	建設技術者の高齢化が急速に進む中、防災・減災、国土強靱化の推進に支障を来さないよう、処置改善による担い手確保等の取組を通じて、総合的な対策を実施する。	全国	2020年度まで	2020年度まで	2020年度まで	国土交通省	国
78	災害対応施設	官邸、緊急時対応センター(EPO)、緊急事態対応対策拠点施設(OFC)	固定衛星通信設備等に関する緊急対策	平成30年台風21号を踏まえ、緊急時の対策拠点となる官邸、EPO、OFC等に設置している固定衛星通信設備の緊急点検を行い、緊要は撤去した場合は緊急対応が迅速な対応が確保されたため、速やかに異常気象等にも耐えうる設備更新の緊急対策を実施する。新規する1拠点についても、上陸を踏まえて実施する。また、8拠点も経年劣化が顕著なことから今後の3～4年で設備更新を実施する。また、平成30年7月豪雨等の一連の自然災害を踏まえ、全国のオフサイトセンター(OFC)の建物等について、自然災害に対する被害状況や現時点の緊急点検を行ったところ、津波、洪水、土砂災害による被害が想定され、対策が行われていない施設が6施設あり、浸水対策や初期対応の整備等の緊急対策を実施する。	全国	2020年度まで	2020年度まで	2020年度まで	国土交通省	国
79	災害対応施設	モニタリングポスト	モニタリングポストの機能維持に關する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震による停電及び台風21号等による水害の影響により生じた、原子力事故の緊急時対応用等のモニタリングポストの一時停止や伝送遅延の不具合の発生を踏まえ、道庁が所有するモニタリングポストの電源及び通信の設備の構成、停電が長期化した場合や海水・濁水・場合の代替電源用モニタリングポストの保持状況等の点検を行った。その結果、停電時における非常用電源が十分確保されていないなど、災害時のモニタリング機能の維持に關して約1,000件の課題があることが明らかになった。これを踏まえ、非常用電源確保やモニタリングポストの整備、多様な通信手段の確保等により、災害時のモニタリング機能の維持に必要となる電源及び通信の多量化等の対応策を実施する。	全国	2020年度まで	2020年度まで	2020年度まで	国土交通省	国
80	災害対応施設	放射線測定設備、質機材等	放射線測定設備維持に關する緊急対策等(放射線測定設備、質機材等の整備)	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、同様の災害の発生に備えるために、①国所有の緊急時モニタリングに係る設備、質機材を確実に使用できる状態を維持するためにはモニタリングカーの緊急自動車化や車載機器の更新が必要である ②道庁等で実施される空間放射線測定が迅速に実施し、これにより道庁が放射線の発生を迅速に使用しているという課題があり、必要な緊急対策を実施する。	全国	2020年度まで	2020年度まで	2020年度まで	国土交通省	国
81	災害対応施設	放射線防護施設、原子力災害医療施設、設備等	放射線防護施設等に関する緊急対策	自然災害により原子力災害が発生した際においても、安全に一時停止可能な屋内退避を行つたための施設や原子力災害医療施設、設備等を整備する等の緊急対策を実施する。	全国	2020年度まで	2020年度まで	2020年度まで	国土交通省	国
(3) 迅速な情報等の確保										
No	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	緊急対策期間	緊急対策期間	緊急対策期間	緊急対策期間	実施主体	府省庁名
82	通信	通信インフラ	準天頂衛星システムに關する緊急対策	平成30年7月豪雨等大雨による自然災害を踏まえ、準天頂衛星システムを活用した災害時の通信確保の充実な整備の必要性が高まっているところ、衛星測位の精度向上を図り、災害時に迅速に通信できる体制を整えるための緊急対策を実施する。	2018年度	2018年度	2018年度	2018年度	実務主体	府省庁名
					2020年度まで	2020年度まで	2020年度まで	2020年度まで	実務主体	内閣府

90	河川	情報基盤	河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、住民自らの行動に結びつく水災害ハザード・リスク情報共有の方法、手段等について緊急点検を行い、監視や周知が必要な河川の危険性が強い箇所、河川情報の空白地域のある河川約150河川等について、切迫性のある分りやすい河川情報や危険情報を提供するための緊急対策を実施する。	河川情報の提供 ・監視や周知が必要な河川の危険性が高い箇所 ・緊急河川監視カメラ等の設置(国:約1700箇所、都道府県:約2000箇所) 水害リスクマップの構築(一級水系) ・分りやすい河川情報の提供 ・情報の一元化の観点から提供内容の改善が必要なシステム(川の防災情報、DMMAPS、浸水ナビ等) ・空白地帯のない河川情報の提供 ・洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップが未作成の自治体等 都道府県:約150河川 市町村:約300市町村 ・異業種水防防災協力を考慮したダム 下流地域の浸水想定区域等が必要なダム	2020年度まで	河川情報の提供 ・緊急河川監視カメラ等の設置(国:約1700箇所、都道府県:約2000箇所) 水害リスクマップの構築(一級水系) ・分りやすい河川情報の提供 ・情報の一元化の観点から提供内容の改善が必要なシステム(川の防災情報、DMMAPS、浸水ナビ等) ・空白地帯のない河川情報の提供 ・洪水浸水想定区域図や洪水ハザードマップが未作成の自治体等 都道府県:約150河川 市町村:約300市町村 ・異業種水防防災協力を考慮したダム 下流地域の浸水想定区域等が必要なダム	国、都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省
91	下水道	情報基盤	全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区について、想定最大規模降雨に合わせた内水ハザードマップの作成状況等の緊急点検を行ったところ、作成していない約20地方公共団体について、想定最大規模の内水ハザードマップ等の作成の緊急対策を実施する。	内水ハザードマップ等の作成 ・想定最大規模降雨の内水ハザードマップ等を作成していない約20地方公共団体	2020年度まで	内水ハザードマップ等の作成 ・想定最大規模降雨の内水ハザードマップ等を作成していない約20地方公共団体	都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省
92	海岸	情報基盤	高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策	台風第21号や第24号等を踏まえ、全国において海岸のソフト対策に関する緊急点検を行い、観測体制の強化や浸波・高潮浸水想定区域の指定、浸波・高潮ハザードマップの作成等の緊急対策を実施する。	観測体制の強化 約300施設 調査研究等 軟化程度 浸水想定公表 高潮:20年度までに約300海岸・報道附属 ハザードマップ: 2020年度までに約50市町村	2020年度まで	観測体制 海岸管理上重要な施設で早期に対策が必要な施設について、浸波防止対策やリアルタイム化のための対策を完了(調査研究等) 住民の迅速な避難に資する浸波予測高の観測手法等を確立 ・浸水想定 ・当面公表の必要性が高い海岸・都道府県について公表が完了 ・ハザードマップ ・浸水ナビの作成 ・高潮ハザードマップ ・浸水ナビの作成 ①国	国土交通省、農林水産省、国土交通省	
93	砂防	情報基盤	土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の都道府県及び市町村並びに県庁行において、土砂災害へのソフト対策の取組状況の取組状況の緊急点検を行い、災害リスク情報の整備が不十分な都道府県及び市町村では、基礎調査の促進、土砂災害ハザードマップの作成、緊急点検では、土砂災害警戒判定マップの高精度化の緊急対策を実施する。	基礎調査 基礎調査の完了:約4万箇所 ハザードマップ 土砂災害ハザードマップの整備:約20市町村 土砂災害警戒判定マップ 土砂災害警戒判定マップ 土砂災害警戒判定マップ	2019年度まで 2020年度まで 2018年度まで	基礎調査 基礎調査の完了:約4万箇所 ハザードマップ 土砂災害のおそれが高い市町村で土砂災害ハザードマップの作成完了 土砂災害警戒判定マップ 土砂災害発生のおそれがある地区を明確に絞り込んだマップの提供:改善完了	国、都道府県、市町村	国土交通省

98 宅地	情報基盤	宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策 液状化のソフト対策 に関する緊急対策	<p>平成20年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の地方公共団体を対象に、宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する点検を行い、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模盛土造成地の把握が不十分な約100市区町村</li> <li>・液状化の危険性の把握が不十分な約1,700市区町村</li> </ul> <p>について、国による基礎マップの作成や地方公共団体による高度化等の緊急対策を実施する。</p>	<p>&lt;滑動崩落対策&gt; 大規模盛土造成地マップの作成・公表: 約900市区町村 大規模盛土造成地の調査:約300市区町村</p> <p>&lt;液状化対策&gt; 液状化ハザードマップの作成・公表:約1,350市区町村 液状化ハザードマップの高度化:約350市区町村</p> <p>&lt;インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等&gt; 数十箇所程度</p>	<p>&lt;滑動崩落対策&gt; 大規模盛土造成地マップの作成・公表: 2019年度まで 大規模盛土造成地の調査: 2020年度まで &lt;液状化対策&gt; 2020年度まで &lt;インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等&gt; 2020年度まで</p>	<p>&lt;滑動崩落対策&gt; 全国の地方公共団体における大規模盛土造成地マップの作成・公表率の目標を上方修正し、前払いで達成 現状:66% 現状目標:70%(2020年) 一達成目標:100%(2019年度) 全国の地方公共団体における大規模盛土造成地マップの作成・公表率:100%を達成 大規模盛土造成地の造成年代調査の実施率:100%を達成</p> <p>&lt;液状化対策&gt; 全国の地方公共団体における液状化ハザードマップの作成・公表率:100%を達成 &lt;インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等&gt; 高精度なインフラ等の液状化被害推定手法等を開発し、特に重要なエリアにおけるインフラ等の液状化被害を推定するため、高精度な液状化ハザードマップの作成マニュアルを概成</p>	<p>国、都道府県、政令指定都市、市区町村、国立研究開発法人、本研究所、国立研究開発法人建築研究所</p>	国土交通省
----------	------	---	--	---	---	---	---	-------

106	電力	原子力規制 検査業務少 システム及び 原子力規制 検査ホーム ページ	原子力規制検査の体 制整備に関する緊急 対策	平成30年北海道胆振東部地震等の発生後の発生を受けて、同様の災害の発生に備えるために、原子力施設 の復旧の状況を確認する検査及び評価に必要な業務システムが未整備で、状況を迅速に把握し、対応が不 十分なという課題が浮き上がったので、原子力規制検査システム及び原子力規制検査ホームページ整備 の緊急対策を行う。	原子力規制検査システム の構築・整備 原子力規制検査システム の構築・整備 原子力規制検査ホーム ページの構築・整備	2019年度まで	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁 名	環境省
-----	----	---	------------------------------	--	---	----------	--------	------	------	----------	-----

(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対象箇所数	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁 名
107	農業	ダム、灌漑 工、排水機 場、水門、農 業用水路、 排水機場	農業水利施設に関する 緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、食料の安定供給に不可欠な農業水利施設の操作・監視状況、 災害時の機能維持の方策等に関する緊急点検を行い、自然災害などの非常時に農業用水の供給などの本来 の機能や施設を安全に管理する機能が失われるおそれがある施設が判明したため、緊急対策が必要 施設について、非常時に必要となる機能を確保するために必要な施設の機能強化等の緊急対策を実施する。	附属性能や健全度等が十分でなく、非 常時に機能を喪失する恐れがある と、緊急対策が必要な地区、約1,000 地区	2020年度まで	早期に実施が必要で約1,000地区において、自然災害な どの非常時に農業用水の供給等の機能を確保するため の対策を概成	国、道道府県等	農林水 産省
108	農業	卸売市場	卸売市場に関する緊 急対策	平成30年台風21号、北海道胆振東部地震等を踏まえ、一定規模以上の卸売市場を対象に、非常時電源の 設置が対応の緊急点検を行った結果、停電により卸売市場運営に支障の生じる恐れが強い緊急施設 の存在が判明したため、停電時の電源確保等に向けた緊急対策を実施する。	停電時の電源確保等に向けた対策を 実施、約100市場	2020年度まで	卸売市場における生鮮食品等の安定供給を確保するた め、停電により卸売市場運営に支障の生じる恐れが強い 市場において、電源確保等に向けた対策を大綱で進捗	地方公共団体、第三 セクター、事業協同組 合、法人等	農林水 産省
109	農業	畜産物の安定供給上 重要な畜産施設 (乳業施設)に関する 緊急対策	畜産物の安定供給上 重要な畜産施設 (乳業施設)に関する 緊急対策	全国10のブロックで、生乳の特許可能な生産・流通を確 保するために必要となる停電時の対応計画の作成率 100% (2020年度)	全国の10のブロック	2020年度まで	全国10のブロックで、生乳の特許可能な生産・流通を確 保するために必要となる停電時の対応計画の作成率 100% (2020年度)	指定生乳生産者団 体、乳業者等(道道府 県、農協など地域の 関係者)と連携	農林水 産省
110	農業	貯乳施設(ク ーラーステー ション)に関 する緊急対策	貯乳施設(ク ーラーステー ション)に関 する緊急対策	全国10のブロックで、生乳の特許可能な生産・流通を確 保するために必要となる停電時の対応計画の作成率 100% (2020年度)	全国の10のブロック	2020年度まで	全国10のブロックで、生乳の特許可能な生産・流通を確 保するために必要となる停電時の対応計画の作成率 100% (2020年度)	指定生乳生産者団 体、乳業者等(道道府 県、農協など地域の 関係者)と連携	農林水 産省
111	農業	配電線	畜産物の安定供給上 重要な畜産施設 (畜産施設)に関する緊 急対策	停電時の対応計画を作成するとともに、作成した対応計画を踏まえ、地域の生乳流通確保のために必要な 非常時電源設備を導入。これにより、災害時に必要となる生乳の特許可能な生産・流通を確保する。	全国の10のブロック	2020年度まで	全国10のブロックで、生乳の特許可能な生産・流通を確 保するために必要となる停電時の対応計画の作成率 100% (2020年度)	指定生乳生産者団 体、乳業者等(道道府 県、農協など地域の 関係者)と連携	農林水 産省
112	農業	食料処理施設	畜産物の安定供給上 重要な畜産施設 (食肉処理施設)に関 する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、畜産物の安定供給に重要な食料処理施設(57施設)を対象に緊急 点検を行い、大規模停電時に機能を確保すべき基幹となる食肉処理施設について、停電時の対応計画の作 成及び非常時電源設備の導入等により、食肉の特許可能な生産・流通を確保する体制を整備する。	各道府県において選定した、大規模 停電時に機能を確保すべき基幹となる 食肉処理施設のうち、非常時電源設備 の導入が必要な施設、40施設	2020年度まで	選定された食肉処理施設において、停電時の対応計画の 作成率 100%(2020年度)	食肉処理業者	農林水 産省
113	農業	農業用ハウ ス	農業用ハウスの災害 被害防止に関する緊 急対策	本年の豪雨、台風、大雪被害等の多発と被害拡大を踏まえ、十分な信頼性のない可能性のある農業用ハウ スの緊急点検を行い、老朽化等により対策が必要な農業用ハウスの被害防止計画を策定し た上で農業用ハウスの相違等の対策を実施する。	約9,000ha	2020年度まで	対策が必要で約9,000haについて、農業用ハウスの被害 防止計画の策定と、補修等の対策を完了	地方自治体等	農林水 産省
114	漁業	防波堤、高 さばり、製 氷施設、冷 凍・冷蔵施設 等	流通や防災上特に重 要な風浪流氷におけ る緊急対策	北海道胆振東部地震及び平成30年台風21号を踏まえ、流通や防災上特に重要な漁港を対象に、防波堤等 の安全性や高さばり等における主要施設の浸水リスク等の緊急点検を行い、発災時に主要施設の倒壊 や電源の喪失による被害の恐れが強い緊急的に対策が必要な漁港について、防波堤等の強化や主要電源 の確保対策、非常時電源の設置等の緊急対策を実施する。	約60漁港	2020年度まで	約60漁港で防波堤や岸壁等の機能を強化し、整備 を大綱で進捗 うち約20漁港で高さばり等の前倒しや主要電源を確保 するため、整備を大綱で進捗	国、道道府県、市町村 等	農林水 産省

121	教育	国立大学等 設備	国立大学等の基礎的 インフラ設備の強 化に向けた緊急対策	災害発生時における国立大学等の情報通信機能の停止により災害情報等の収集・伝達のために必要となる 情報通信への支障や、地震発生時の火災等の被害・破綻などにより被害が生じる恐れのある基礎的なイン フラ設備の整備を通じて、情報通信機能の確保と人命の保護を図るため、緊急対策を実施する。	国立大学等:12箇所 災害廃棄物処理計画の策定促進が必 要な自治体・全国8ブロックから各1自治体計約120自治体 災害時の事故リスクが懸念され、更新 時期を迎えた一般廃棄物処理施設 60施設	2020年度まで 〈災害廃棄物処理計 画策定促進及び大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備〉 2020年度まで 〈一般廃棄物処理施設 の整備及び更新の 支援〉	2020年度まで 〈災害廃棄物処理計画策定促進及び大規模災害に備えた廃棄物処理体制整備〉 2020年度まで 〈一般廃棄物処理施設の整備及び更新の支援〉	国土強靭化に関する基礎的インフラ設備の整備完了	国立大学等 環境省
122	環境	廃棄物処理 施設	大規模災害に備えた 廃棄物処理体制整備 緊急支援及び一般廃 棄物処理施設等の整備 及び更新に関する緊急 対策	平成30年度大野北部を震源とする地震を踏まえ、災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理施設に関する 緊急点検を行い、災害廃棄物処理計画の策定促進が必要な自治体について、全国8ブロックからそれぞれ 代表的な事例となる自治体約120自治体や、災害時の事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた一 般廃棄物処理施設約60施設について、災害廃棄物処理計画策定の促進強化して行い、災害時の事故 事故リスクが懸念される施設について、施設の整備及び更新を支援するとともに、防災機能の向上を図る 等の緊急対策を実施する。	平成10年6月18日以前の不法投棄事 案で平成28年9月31日までには建設大臣 に協議、同意を得た都道府県等によ る特定支離除去事業(5か所)	2020年度まで	平成10年6月18日以前の不法投棄事 案で平成28年9月31日までには建設大臣 に協議、同意を得た都道府県等によ る特定支離除去事業(5か所)	国立大学等:12箇所 災害廃棄物処理計画の策定促進が必 要な自治体・全国8ブロックから各1自治体 災害時の事故リスクが懸念され、更新 時期を迎えた一般廃棄物処理施設 60施設	環境省
123	環境	特定支離除 去事業用地	産業廃棄物不法投棄 等廃棄物処理計画に関 する緊急対策	平成20年7月豪雨等を受けて、不法投棄事業による汚染が大雨等で流出するリスク(地下水汚染)除去工 事等の対応における土砂崩壊等が明らかとなったことから、こうした災害の発生に備えるために、特定産業 廃棄物に起因する支離の除去等に関する特別措置法に基づき各所の産業廃棄物の不法投棄等事業につ いて、緊急対策を実施する。	平成10年6月18日以前の不法投棄事 案で平成28年9月31日までには建設大臣 に協議、同意を得た都道府県等によ る特定支離除去事業(5か所)	2020年度まで	平成10年6月18日以前の不法投棄事 案で平成28年9月31日までには建設大臣 に協議、同意を得た都道府県等によ る特定支離除去事業(5か所)	環境省	
124	環境	プラスチック リサイクル 設備	災害に強いリサイク ル設備(体CO <sub>2</sub> 型)リサ イクル(高濃度処理)整 備促進緊急対策	平成20年7月豪雨における大規模自然災害を踏まえ、大規模に発生した地震、小型地震等の災害廃棄物に 対応したリサイクル・適正処理体制を整備する必要がある。これらの災害廃棄物には多くのプラスチックが 含まれており、廃プラスチックについては災害時のみならず、平時においても中国等の資源品不足のリスク により国内での廃プラスチックの消費は喫緊の課題となっている。災害時に発生した廃プラスチックの 安定的なリサイクル体制を確保するために、災害時に整備するリサイクル拠点となる約240箇所・プラスチ ックリサイクル体制の拡充・強化のための新規設備を導入することにより、災害に強く、より高度なリサイク ル体制を整備する必要がある。	災害時の基幹的なリサイクル拠点を 240か所	2020年度まで	災害時の基幹的なリサイクル拠点を 240か所	環境省 非営利法人	
125	環境	浄化槽	全国の浄化槽に関す る緊急対策	平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の単独浄化槽及び合併浄化槽の設置 状況(設置後経過年数、破損、漏水等)について緊急点検を行い、約400万基ある単独浄化槽のうち廃棄 物処理施設整備計画に基づき整備すべき単独浄化槽であって、早期に緊急必要な浄化槽が確認し ていることが明らかとなった。浄化槽が破損することにより土壌や地下水への大規模汚染の流出等、生活環境の悪 化リスクも増加し、伝染病等の発生につながる。災害に強く早期に償却できる合併浄化槽の整備等 の緊急対策を実施する。	浄化槽の基幹的なリサイクル拠点を 240か所	2020年度まで	浄化槽の基幹的なリサイクル拠点を 240か所	環境省	
126	環境	浄化槽	浄化槽長寿命化計画 策定のための緊急対 策	平成20年7月豪雨、平成20年北海道胆振東部地震の発生を受けて、浄化槽の破損等の報告があった。長 期経年経過している浄化槽は災害が発生した場合の破損リスクが大きい。これにより土壌や地下水への大規模 汚染の流出等、生活環境の悪化リスクも増加し、伝染病等の発生につながる。災害に強く早期に償却できる合併浄化槽の整備等 の緊急対策を実施する。	浄化槽の基幹的なリサイクル拠点を 240か所	2020年度まで	浄化槽の基幹的なリサイクル拠点を 240か所	環境省	
127	環境	PCB 廃棄物 処理施設	JESCO 高濃度 PCB 処理施設に関する緊 急対策	平成30年大野北部を震源とする地震及び平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、地震によるJESCO 高 濃度 PCB 処理施設の設備故障を防ぐため、JESCO 高濃度 PCB 処理施設の設備等の点検を行った結果 に補修・改修が必要な設備等が判明したため、当該設備等の補修・改修を行うとともに、施設の破損かつ違 やかな原料回収を進める等の緊急対策を実施する必要がある。	浄化槽の基幹的なリサイクル拠点を 240か所	2020年度まで	浄化槽の基幹的なリサイクル拠点を 240か所	環境省 JESCO 等	
128	環境	PCB 廃棄物 保管事業場	PCB 早期処理のため の緊急対策	平成20年大野北部を震源とする地震及び平成20年北海道胆振東部地震を踏まえ、災害によるPCB廃棄物の 紛失を防ぐため、こうした災害に備えるために、未処理の高濃度PCB廃棄物及び使用済み品が未だに市中に 多数残されているといった課題を踏まえ、災害時のPCB廃棄物の紛失リスクを低減するため、各都道府県・ 政令市(12自治体)における高濃度PCB廃棄物及び使用済み品の早期処理を促す等の緊急対策を実施する。	浄化槽の基幹的なリサイクル拠点を 240か所	2020年度まで	浄化槽の基幹的なリサイクル拠点を 240か所	環境省	



137	道路 道路法面・盛土等	道路法面・盛土等に 関する緊急対策(法 面・盛土対策、道路孤 棚等)	平成30年7月豪雨を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、法面・盛土の緊急点検を行い、土砂災害等の危険性が高く、鉄道近接や広域交通など社会的影響が大きい箇所が存在が判明したため、約2000箇所について土砂災害等に対処した道路法面・盛土対策、土砂災害等を回避する改良や道路孤棚などの緊急対策を実施する。また、災害復旧に関する特種車両の迅速な処置のための特種車両のシステム構築や電子データ化を行うとともに、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<道路法面対策等> 約2000箇所	2020年度まで	幹線道路等において、豪雨により土砂災害等が発生するリスク箇所約2000箇所について対策を概ね完了	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省	国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省 国土交通省
138	道路 排水施設等	道路の排水施設等に 関する緊急対策	平成30年7月豪雨等の道路の冠水被害を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、冠水の危険性について緊急点検を行い、冠水被害の恐れのある約1400箇所について、排水施設等の補修を行う等の緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<冠水対策> 約200箇所 <冠水対策> 約200箇所	2020年度まで	<冠水対策> 約200箇所について対策を概ね完了 <冠水対策> 約200箇所について対策を概ね完了	国土交通省 国土交通省	国土交通省 国土交通省
139	道路 消波ブロック等の道路構造物	道路における消波・消波に関する緊急対策	台風21号等の高潮による冠水被害や過去の地震による消波被害を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、消波・津波の危険性について緊急点検を行い、消波・津波の危険性のある約80箇所について、消波ブロック設置等の冠水防止対策、ネットワーク整備による冠水被害の軽減に関する緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<冠水対策> 約200箇所 <冠水対策> 約200箇所	2020年度まで	<冠水対策> 約200箇所について対策を概ね完了 <冠水対策> 約200箇所について対策を概ね完了	国土交通省	国土交通省
140	道路 橋梁、道の駅等	道路橋、道の駅等の耐震補強に関する緊急対策	平成30年大坂北部地震、北海道胆振東部地震において、橋梁に損傷がなかったものの、一航、橋梁前後の盛土部で路面状況が発生した。これを踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、橋梁の耐震対策の実施状況(橋脚区間含む)について点検を行い、耐震対策実施の約600箇所について耐震補強に係る緊急対策を実施する。道の駅については北海道道政課が所管する道の駅として活用された実績を踏まえ耐震対策の実施状況について点検を行い、耐震対策実施の約30箇所について耐震補強に係る緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<橋梁の耐震対策の実施> 約600箇所 <道の駅の耐震対策の実施> 約30箇所	2020年度まで	<橋梁の耐震対策の実施> 約600箇所について対策を概ね完了 <道の駅の耐震対策の実施> 約30箇所について対策を概ね完了	国土交通省	国土交通省 国土交通省 国土交通省
141	道路 踏切	全国の踏切道に関する緊急対策	平成30年大坂北部地震を踏まえ、全国の踏切道約33,000箇所を対象に、事前点検期間(大層な迂回が必要となる箇所)の緊急点検を行い、緊急活動や人流・物流等に大きく影響を与える可能性のある箇所が約200箇所判明したため、関係機関が長期間点検期間中に優先的に開放する踏切への指定等や踏切の立体交差化といった緊急対策を実施する。	<優先的に開放する踏切への指定等や立体交差の実施> 約200箇所	2020年度まで	長期間点検期間(大層な迂回が必要となる踏切)の指定等を行うとともに、踏切の立体交差化を推進(うち、約200箇所において期間で立体交差化を完了)	国土交通省	国土交通省 国土交通省
142	道路 道路施設(道路照明、トンネル照明、CCTV等)、道の駅、庁舎等	道路における無停電設備に関する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、道路施設、道の駅等の緊急点検を行い、停電により情報が遮断され管理上支障が生じる恐れのある道路施設約1,800箇所、道の駅約80箇所等において、無停電設備(発電機、蓄電池)の整備に係る緊急対策を実施する。	<道路施設の無停電対策> 約1,800箇所 <道の駅の無停電対策> 約80箇所	2020年度まで	<道路施設の無停電対策> 約1,800箇所について対策を概ね完了 <道の駅の無停電対策> 約80箇所について対策を概ね完了	国土交通省 国土交通省 国土交通省	国土交通省 国土交通省 国土交通省
143	道路 道路法面、橋梁等の道路構造物	大震災時の車両滑り危険箇所に関する緊急対策	平成30年豪雨による道路上下の車両滑りの発生を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、緊急点検を行い、待避場所や除雪車の不足等の課題があり、大規模な車両滑りリスクが判明したため、約700箇所について待避場所等のスポンジ対策や除雪車の体制強化等の緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<待避場所等のスポンジ対策、除雪車増強の体制強化等> 対策箇所:約700箇所	2020年度まで	大震災時の大規模な車両滑りリスクを低減させるため、必要な対策箇所約700箇所について、対策を概ね完了	国土交通省	国土交通省 国土交通省
144	道路 電柱	市街地における電柱に関する緊急対策	平成30年台風21号の暴風に伴う電柱倒壊を踏まえ、市街地における電柱の危険性の緊急点検を行い、飛来物等による電柱倒壊の危険性の高い緊急輸送道路の区間(約175km)において、緊急性の高い、災害拠点へのアクセスルートで事業継続環境が変化した区間について、道路障害等を防止する無電柱化による緊急対策を実施する。また、自治体の無電柱化推進体制を構築し、事前点検が確認されたため、事業継続体制の支えによる緊急対策を実施する。	<電柱倒壊防止対策> 約1,000km	2020年度まで	電柱倒壊の危険性が高く、市街地の緊急輸送道路(約175km)において、災害拠点へのアクセスルートのうち約1,000kmについて工事着手(地中電線等を完了)	国土交通省 国土交通省 国土交通省	国土交通省 国土交通省 国土交通省

151	台湾	内閣ユニットロードターミナル	全国の主要な内閣ユニットロードターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な内閣ユニットロードターミナルにおいて、地震時の緊急点検を行い、トンネル流出リスク、電源流出リスク、電源流出リスク、地震リスク等の課題がある施設について、浸水対策、停電対策、耐震対策、港域BCPの充実化の緊急対策を実施する。	コンテナ流出対策:2施設、電源流出対策:2施設、フェリー可動橋の緊急点検:約10施設、耐震対策:5施設、港域BCPの充実化:約65港	2020年度まで	<p>&lt;浸水対策&gt; 浸水被害リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整ったコンテナ流出対策2施設、電源流出対策2施設の対策を概ね完了 &lt;停電対策&gt; フェリー可動橋の非常用電源が設置されていない施設のうち、事業実施環境が整った約10施設について対策を概ね完了 &lt;耐震対策&gt; 地震リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った5施設について、耐震対策を概ね完了 &lt;港域BCPの充実化&gt; 各種課題に対する港域BCPの充実化が必要な約65港において、BCPの充実化を完了</p>	国土交通省 港湾管理者
152	台湾	クルーズターミナル	全国の主要なクルーズターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要なクルーズターミナルにおいて、地震時の情報提供体制の確保、情報提供の体制が不十分等の課題がある施設について、情報提供体制の構築や港域BCPの充実化の緊急対策を実施する。	情報提供体制の確保:2箇所、港域BCPの充実化:約40港	2020年度まで	<p>&lt;緊急への情報提供体制の確保&gt; 地震時の情報提供体制の構築に関する2施設について、対策を概ね完了 &lt;港域BCPの充実化&gt; 各種課題に対する港域BCPの充実化が必要な約40港において、BCPの充実化を完了</p>	国土交通省 港湾管理者等
153	台湾	緊急物資輸送ターミナル	全国の主要な緊急物資輸送ターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な緊急物資輸送ターミナルにおいて、岸壁の耐震性の緊急点検を行い、地震時の緊急物資輸送に十分対応できない恐れがある等の課題がある施設について、耐震強化岸壁の整備や港域BCPの充実化の緊急対策を実施する。	耐震強化岸壁の整備:約10施設、港域BCPの充実化:約70港	2020年度まで	<p>&lt;耐震強化岸壁の整備&gt; 地震時の緊急物資輸送に十分対応できない恐れがある施設のうち、事業実施環境が整った約10施設について、対策を概ね完了 &lt;港域BCPの充実化&gt; 各種課題に対する港域BCPの充実化が必要な約70港において、BCPの充実化を完了</p>	国土交通省 港湾管理者
154	台湾	臨海道路(橋梁・トンネルを含む)	全国の主要な臨海道路に関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な臨海道路において、トンネルの浸水対策等の緊急点検を行い、トンネルの浸水リスク、橋梁の地震リスク、道路の液状化リスク等の課題がある施設について、トンネルの浸水対策や道路の液状化対策、橋梁の耐震補強、港域BCPの充実化の緊急対策を実施する。	トンネルの浸水対策:2施設、橋梁の耐震補強:約15施設、道路の液状化対策:5施設、港域BCPの充実化:約85港	2020年度まで	<p>&lt;トンネルの浸水対策&gt; 浸水リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った2施設について、対策を概ね完了 &lt;橋梁の耐震補強&gt; 地震リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った約15施設について、耐震対策を概ね完了 &lt;道路の液状化対策&gt; 液状化リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った5施設について、対策を概ね完了 &lt;港域BCPの充実化&gt; 各種課題に対する港域BCPの充実化が必要な約85港において、BCPの充実化を完了</p>	国土交通省 港湾管理者

強国  
強靱  
化土

NATIONAL  
RESILIENCE

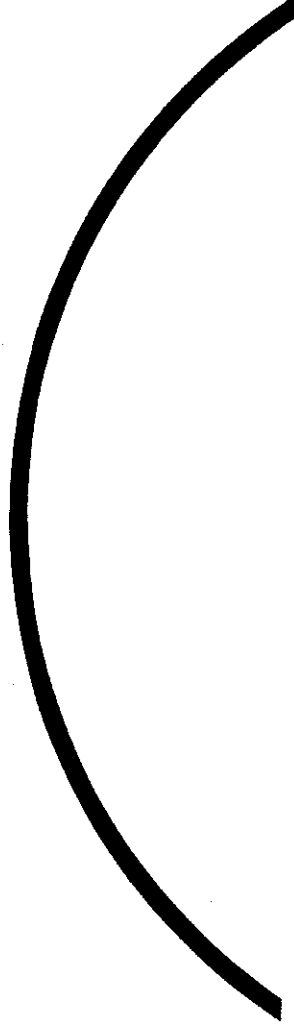
強くて、しなやかなニッポンへ

# 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策 について

田村利孝議員の発言

平成31年2月18日

内閣官房国土強靱化推進室



# 見直し後の国土強靱化基本計画の概要

※赤字は見直し部分

平成30年12月14日  
閣議決定

## 国土強靱化基本計画について

- 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの(アンブレラ計画)
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

## ●国土強靱化の基本的考え方(第1章)

【理念】

- 国土強靱化の基本目標
  - ①人命の保護
  - ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
  - ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
  - ④迅速な復旧復興
- 災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

【基本的な方針等】

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土構造の実現を促す
- 気候変動等による気象の変化等を踏まえた施策の重点化
- ハード対策とソフト対策の適切な組合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- PDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント等

【特に配慮すべき事項】

- 官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備
- 国土強靱化のイノベーション
- 仙台防災枠組である事前防災、より良い復興等の実践
- 平成30年6月以降の災害からの教訓を踏まえた対策等

## ●脆弱性評価(第2章) 12の個別施策分野及び5の横断的

### ●国土強靱化の推進方針(第3章) ～施策分野ごとの推進方針～

【行政機能/警察・消防等/防災教育等分野】

- ・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう不断の見直しを実施等

【住宅・都市分野】

- ・防災拠点、住宅・学校等の耐震化、文化財の耐震化、「コンパクトネットワーク」の対流による東京一極集中の是正等

【保健医療・福祉分野】

- ・被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮したDMATの計画的な養成、福祉避難所の指定促進等

【エネルギー分野】

- ・電力インフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築、地域間の相互融通能力の強化、自立分散型エネルギーの導入等

【金融分野】

- ・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関の横断的な合同訓練の実施等

【環境分野】

- ・災害廃棄物処理の広域連携体制の構築による廃棄物処理システムの強靱化等

【土地利用(国土利用)分野】

- ・災害リスクの高い場所への人口集中の緩和によるリスク分散
- ・所有者不明土地への対応、復興まちづくりの事前の準備等
- 【リスクコミュニケーション分野】
- ・住民等の自発的な防災活動に関する計画策定の促進、地域コミュニティの強化による災害対応力の向上、教育、訓練等

【人材育成分野】

- ・災害の専門家・技術者・地域のリーダーの育成等

【官民連携分野】

- ・民間のスキル・ノウハウや施設・整備等の活用促進等

【老朽化対策分野】

- ・インフラ長寿命化計画の策定促進、メンテナンスサイクルの構築等

【研究開発分野】

- ・防災・減災及びインフラの老朽化対策における研究開発・新技術の普及・社会実装の推進等

【情報通信分野】

- ・官・民からの多様な収集手段確保、旅行者、高齢者、障害者、外国人等に配慮した多様な情報提供手段確保等

【産業構造分野】

- ・中小企業が取り組む防災・減災対策への支援の強化等

【交通・物流分野】

- ・交通・物流施設の耐災害性の向上、ソフト・ハード両面における除雪体制の整備等

【農林水産分野】

- ・農林水産業に係る生産基盤などのハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築などのソフト対策の実施、都市と農村の交流等による地域コミュニティ維持・活性化等

【国土保全分野】

- ・防災施設の整備などのハード対策とわかりやすい防災情報の発信などのソフト対策を組み合わせた総合的な対策、気候変動の影響を踏まえた治水対策等

## ●計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 今後、国土強靱化に係る国の他の計画等について必要な見直しを行いながら計画を推進
- おおむね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起きている最悪の事態を回避するプログラムの推進計画を毎年度の年次計画とし
- 重要な課題について、効果的な施策の具体化を検討する仕組みの導入
- 推進本部が策定。これにより各般の施策を実施し、毎年度、施策の進捗状況の把握等
- 重点化するべきプログラム等の中で、特に緊急に実施すべき施策については、3か年の緊急対策によるプログラムの推進計画を見直し
- 施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、重点的に取り組むべき15のプログラムを組替え
- 速やかに実施

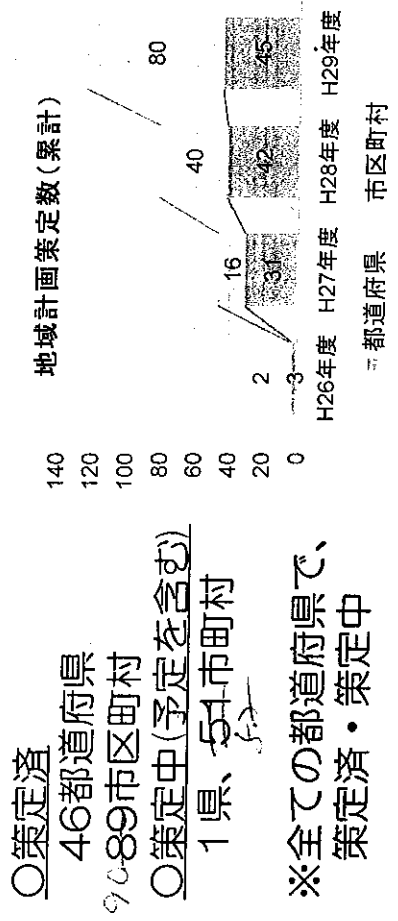
## 国の他の計画への反映

■国土強靱化基本計画は、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針とされていることから、閣議決定以降に策定・改正された全ての国の他の計画等に国土強靱化基本計画の内容を反映。

※平成30年4月末までに、環境基本計画（平成30年4月閣議決定）など合計34の計画等に反映

## 地方公共団体における地域計画の策定

■地域計画策定に向けた取組状況（平成31年1月現在）

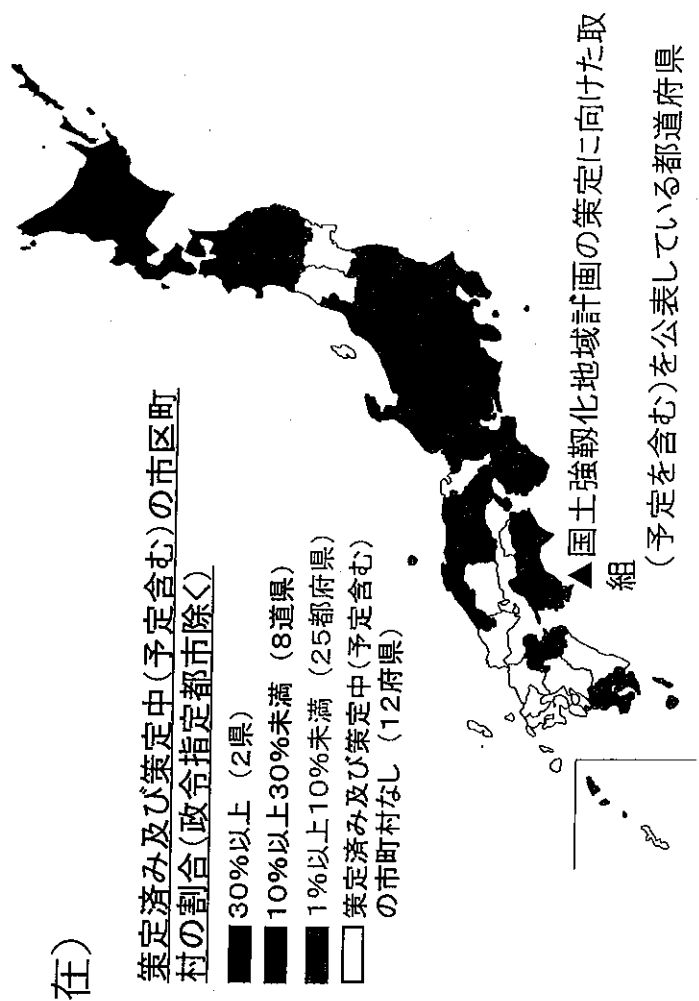


○策定済  
46都道府県  
90-89市区町村

○策定中(予定を含む)  
1県、54市町村

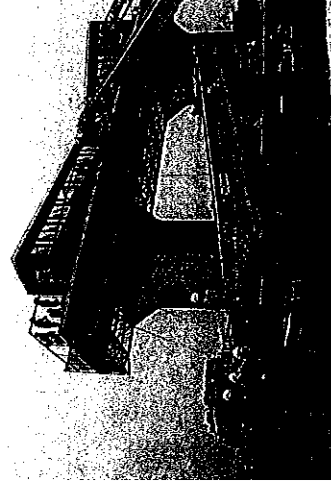
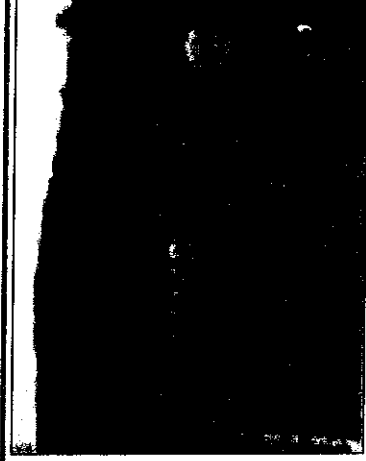
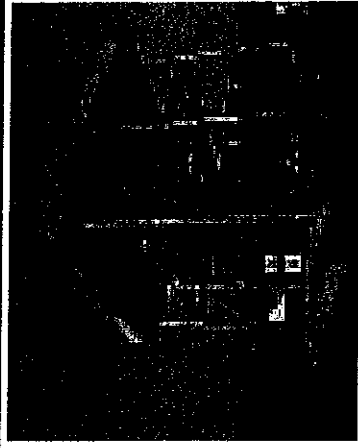
※全ての都道府県で、策定済・策定中

- 国による支援策
- ・地域計画策定ガイドラインの作成、周知
- ・説明会、出前講座の実施
- ・地域計画に基づく取組への支援（交付金・補助金の交付の判断にあたり、一定程度配慮）
- ・支援内容等に関するフォローアップ・見える化



## 国土強靱化地域計画に基づく取組みを進める3つのメリット

- 1 安全な地域づくり。  
どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれぞれ自体を、小さくできる。迅速に復興できる。
- 2 国土強靱化に係る各種の事業がより効果的かつスムーズに進捗。  
地域計画の策定、進捗管理による、庁内意識の共有や推進力の出現。
  - ← 取組みの整理
  - ← 関係府省庁所管の交付金・補助金による支援
- 3 地域の持続的な成長。地域創生。  
安全な地域づくりを通して地域の持続的な成長を促し、かつ、災害を受けても、地域の成長が停滞しない。  
地域の信頼向上、投資の呼び込みにつながる。



○これまでの防災・減災対応は、「人命」と「財産」を守る事が主目的

(採択要件例)

危険区域内に住家が〇軒以上  
被災額が〇〇億円以上

- 熊本地震      ↑      避難者の方々の生活環境の確保に対する要望（水、燃料、クーラーなど）
- 平成30年7月豪雨      ↑      上水道の長期断水
- 台風第21号      ↑      暴風による電柱の倒壊が原因の停電、交通マヒ
- 北海道胆振東部地震      ↑      ブラックアウト、携帯電話の停波



電力などのインフラが機能停止しない

平成30年12月14日  
閣議決定

### 1. 基本的な考え方

○本対策は、「重要インフラの緊急点検の結果及び対応方策」(平成30年11月27日重要インフラの緊急点検に関する関係閣僚会議報告)のほか、ブロック塀、ため池等に関する既往点検の結果等を踏まえ、

- ・防災のための重要インフラ等の機能維持
- ・国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

の観点から、国土強靱化基本計画における45のプログラムのうち、重点化すべきプログラム等20プログラムに当たるもので、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施する。

### 2. 取り組む対策の内容・事業規模の目途

○緊急対策160項目

○財政投融資の活用を含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模(※1、※2)をもって実施。

#### I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

- (1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化
- (2) 救助・救急、医療活動などの災害対応力の確保
- (3) 避難行動に必要な情報等の確保

#### II. 国民経済・生活を支える重要インフラ等の機能維持

- (1) 電力等エネルギー供給の確保
- (2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保
- (3) 陸海空の交通ネットワークの確保
- (4) 生活等に必要な情報通信機能・情報サービスの確保

- おおむね3.5兆円程度  
おおむね2.8兆円程度  
おおむね0.5兆円程度  
おおむね0.2兆円程度  
おおむね3.5兆円程度  
おおむね0.3兆円程度  
おおむね1.1兆円程度  
おおむね2.0兆円程度  
おおむね0.02兆円程度

(※1)

うち、財政投融資を活用した事業規模としておおむね0.6兆円程度を計上しているほか、民間負担をおおむね0.4兆円程度と想定している。平成30年度第一次補正予算等において措置済み的事業規模0.3兆円を含む。

(※2)

四捨五入の関係で合計が合わないところがある。

### 3. 本対策の期間と達成目標

○期間：2018年度(平成30年度)～2020年度(平成32年度)の3年間

○達成目標：防災・減災、国土強靱化を推進する観点から、特に緊急に実施すべき対策を、完了(概成)又は大幅に進捗させる。



# 平成31年度国土強靱化関係予算案のポイント

## 【平成31年度予算案の基本方針】

「国土強靱化基本計画」の見直しを踏まえ、施策の重点化・優先順位付け、ハードソフトの組み合わせ等により、府省庁横断的な国土強靱化の取組を重点的・効果的に推進するとともに、平成30年7月豪雨、平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震をはじめとする近年の自然災害の教訓を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を集中的に実施する。

(国費、単位：億円)

	平成31年度予算案	前年度当初予算	対前年度比
国土強靱化関係予算案 (3か年緊急対策を除く)	39,609 (うち公共事業関係費) 34,179	37,805 (うち公共事業関係費) 32,932	1.05
3か年緊急対策	13,447 (うち公共事業関係費) 8,503	—	—
国土強靱化関係予算案 全体額	53,056 (うち公共事業関係費) 42,682	37,805 (うち公共事業関係費) 32,932	1.40

注1：計数は、整理の結果、異同を生じることがある。

注2：3か年緊急対策に関連する予算としては、上記の他、裁判所施設の強靱化28億円(非公共)があり、合計で1兆3,475億円となる。

**概要:** 平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、土砂災害警戒区域等において、インフラ・ライフラインにも甚大な被害を及ぼす危険箇所の高緊急性の高い約320箇所について、砂防関係施設の整備等の緊急対策を実施する。

**府省庁名:** 国土交通省

## インフラ・ライフラインを保全するための砂防関係施設の整備

**箇所:** 約320箇所

重要性(多数の家屋やインフラ・ライフラインなどの保全対象)、災害履歴、施設整備状況の観点から緊急性の高い箇所

**期間:** 2020年度まで

**実施主体:** 国、都道府県

**内容:** 砂防関係施設の整備を実施し、土砂災害からインフラ・ライフラインを保全

**達成目標:**

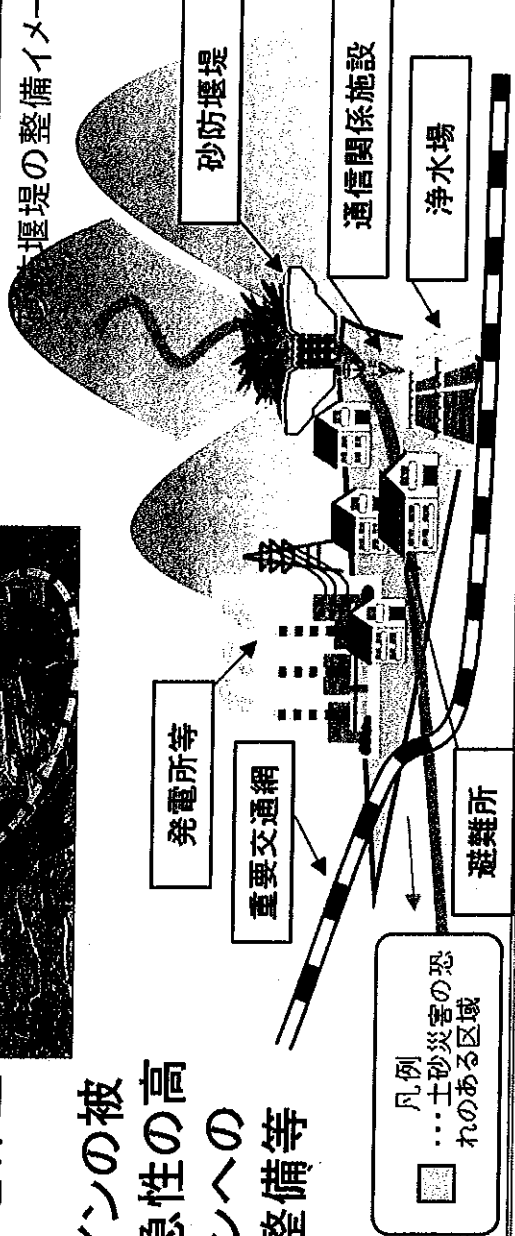
土砂災害によりインフラ・ライフラインの被災する危険性が高い箇所のうち緊急性の高い箇所においてインフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤の整備等の対策を概ね完了



ライフラインの被災事例

土石流により浄水場が被災(南予水道企業団吉田浄水場)

砂防堰堤の整備イメージ



概要：平成30年北海道胆振東部地震・大阪北部地震を踏まえ、以下3つの緊急対策を実施する。

- ① 地震発生時に自力で避難することが困難な者が多く利用する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化状況調査の結果を踏まえ、耐震性が無い施設約4,120カ所について、耐震化整備
- ② ブロック塀等の倒壊事故を防止し、利用者等の安全を確保するため、社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検の状況調査の結果を踏まえ、安全性に問題のある施設約7,025カ所について、ブロック塀等の改修整備
- ③ 停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するため、社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備見込調査の結果を踏まえ、今後整備予定のある施設約1,176カ所について、非常用自家発電設備整備

府省庁名：厚生労働省

## 耐震化整備

箇所：約4,120カ所

(子ども：約1,474カ所 障害児・者：約1,671カ所  
高齢者：約882カ所 その他：約93カ所)

昭和56年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設

期間：2020年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：柱や壁など躯体の耐震補強改修工事等を実施することで、地震発生による建物の倒壊、破損等を防止

達成目標：2020年度までに社会福祉施設等の耐震化率を約95%まで向上させる

## ブロック塀等改修整備

箇所：約7,025カ所

(子ども：約3,526カ所 障害児・者：約1,564カ所  
高齢者：約1,857カ所 その他：約78カ所)

劣化、損傷や高さ、控え壁等に問題があるブロック塀等を設置している施設

期間：2019年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：改修工事等を実施することで、地震発生によるブロック塀等の倒壊、破損等を防止

達成目標：ブロック塀等改修整備が必要な社会福祉施設等約7,025箇所を全て対策完了

## 非常用自家発電設備整備

箇所：約1,176カ所

(子ども：約10カ所 障害児・者：約298カ所  
高齢者：約861カ所 その他：約7カ所)

非常用自家発電設備が現在未整備で、今後、整備予定のある施設

期間：2019年度まで

実施主体：都道府県、市区町村

内容：非常用自家発電設備の整備を実施することで、地震発生による停電の際、事業の継続を可能とする

達成目標：非常用自家発電設備の整備予定がある社会福祉施設等約1,176箇所全て対策完了

**概要** 要：平成30年7月豪雨等により山地災害が多発していることを踏まえ、山地災害危険地区等において、その荒廃状況、既存施設の健全度の緊急点検を行い判明した、緊急的に対策が必要な山地災害危険地区等において、治山施設の設置等により、荒廃山地の復旧・予防対策を実施する。

〔※山地災害危険地区：山地に起因する山腹の崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、崩壊土砂の流出により、官公署、学校、病院、道路等の施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形、地質特性等からみて危険度が一定の基準以上のもの。〕

府省庁名：農林水産省

**治山施設の設置等**

**箇所**： 約600箇所  
〔山腹崩壊や溪流の荒廃等が発生しており、災害につながるおそれがある山地災害危険地区等〕

**期間**：2020年度まで

**実施主体**：国、都道府県

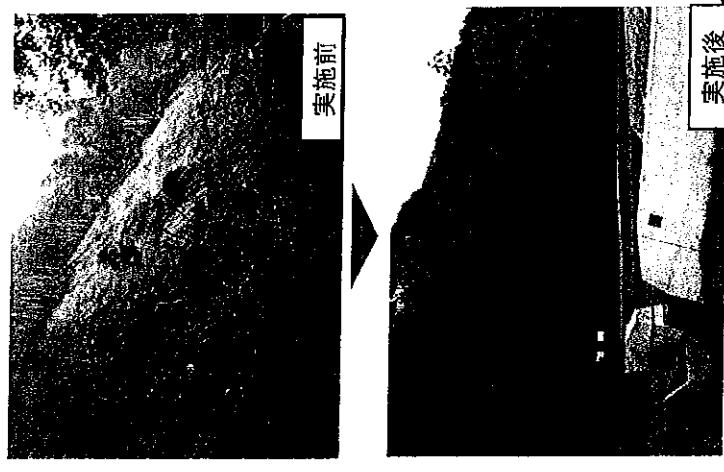
**内容**：  
治山施設の設置等により、荒廃山地の復旧・予防対策を実施

**達成目標**：  
災害発生の危険性を低減するため、緊急的に整備が必要な荒廃山地約600箇所において、治山対策を大幅に進捗

荒廃溪流の復旧整備



山腹崩壊地の復旧整備



**概要** 要： 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の非常用電源の確保並びに耐震化に関する緊急対策を実施する。

府省庁名：総務省

### 非常用電源の確保

**箇所**：140災対本部設置庁舎程度、  
350消防庁舎程度

災害対策本部が設置される庁舎及び消防庁舎のうち、非常用電源が未整備の施設  
※なお、非常用電源が設置済みの庁舎においても、72時間の稼働時間確保等を目指す。

**期間**：2020年度まで

**実施主体**：地方公共団体  
**内容**：災害対策本部設置  
庁舎及び消防庁舎の  
非常用電源の確保

**達成目標**：

地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎における業務継続性を確保するため、非常用電源の確保を大幅に進捗



### 耐震化

**箇所**：60災対本部設置庁舎程度、  
490消防庁舎程度

災害対策本部が設置される庁舎であって耐震性がなく耐震性のある代替庁舎の指定もなされていないもの及び消防庁舎のうち耐震性がない施設

**期間**：2020年度まで

**実施主体**：地方公共団体  
**内容**：災害対策本部設置  
庁舎及び消防庁舎  
の耐震化

**達成目標**：

地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎における業務継続性を確保するために、耐震化に係る整備を大幅に進捗



**概要:** 平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の河川の水文観測・監視施設等を対象に観測・通信機能の安全性等の緊急点検を行い、浸水や停電により連続的な観測・監視ができなくなる恐れのある水文観測所約1,100箇所、河川監視カメラ約500箇所等について、浸水・停電対策を実施する。

**府省庁名:** 国土交通省

**水文観測所**

**箇所:** 国管理河川: 約300箇所 都道府県等: 約800箇所

- ・ 既往最大洪水の更新などにより設置基準高に合致していない重要な水文観測所
- ・ 停電対策が十分でない重要な水文観測所

**期間:** 2018年度まで

**実施主体:** 国、都道府県、政令指定都市

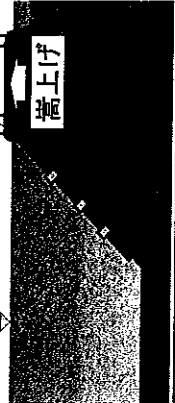
**内容:** 重要な水文観測所の浸水・停電対策により、欠測を防止

**達成目標:** 浸水や停電により連続的な観測ができなくなる重要な水文観測所の解消

水位観測小屋

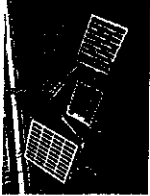


〈浸水対策のイメージ〉



嵩上げ

〈停電対策のイメージ〉



発電用の太陽光パネル、蓄電池を設置

**監視施設、庁舎等**

**箇所:**

河川監視カメラ: 約500箇所

庁舎等(非常用電源設備、通信施設): 10地方整備局等

- ・ 既存の河川監視カメラのうち、人口が集中している区間に設置され、一般公開されているが、夜間監視が困難なカメラ及び停電対策が十分でないカメラ

- ・ 災害活動拠点施設となる事務所及び事務所をつなぐ重要な通信中継施設、通信機器の整備が不足している箇所

**期間:** 2018年度まで

**実施主体:** 国

**内容:**

- 河川監視カメラの夜間監視不良対策・停電対策、庁舎等の停電対策、災害対策用通信機器の増強により、監視・通信基盤を強化

**達成目標:**

浸水や停電により連続的な監視や通信ができなくなる重要な監視施設・庁舎等の解消

カメラの停電対策



CCTVカメラ(カメラ部) カメラ用発電機の設置

**概要:** 平成30年北海道胆振東部地震によって北海道全域の大規模停電(ブラックアウト)が発生したことを受け、電力広域的運営推進機関に設置された第三者委員会における検証作業等も踏まえ、全国の電力インフラ総点検を行った結果、現行の法令等に照らし問題のある設備はないことと、一部においては運用面での対策を講ずることで全体としてはブラックアウトの再発を防止できることなどが確認された。その上で、更なる電力供給の強靱化に向けて、供給力・予備力の確保や地域間連系の強化等に加え、電力・ガス、燃料の安定供給や、サプライチェーン上重要な事業所・工場、生活必需品の生産拠点等の経済活動が継続できるよう、約55万kW分の自家発電設備や蓄電システム、省電力設備の導入等を支援するとともに、情報共有システムを構築する。

府省庁名: 経済産業省

### 停電の影響緩和対策等

箇所: 約55万kW

期間: 2020年度まで

実施主体: 民間団体等

内容: 災害時にも活躍する自家発・蓄電池・省電力設備等の導入支援、再エネ等の地域における利活用促進・安全対策等を実施す

達成目標:

エネルギー供給構造の強靱化のため約55万kW分の分散型電源等の導入をする。

### 現場情報収集システムの構築等

期間: 2019年度まで

実施主体: システム開発会社等

内容: 災害時における現場の被害状況・復旧状況の収集等を迅速化するシステムを開発し、停電復旧の早期化や国民への情報発信等に役立てる。

達成目標:

停電原因、被害状況、復旧進捗状況等について、現場の写真を含めリアルタイム把握する。

**概要**：平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、食料の安定供給に不可欠な農業水利施設の操作・監視状況、災害時の機能維持の方策等に係る緊急点検を行い、自然災害などの非常時に農業用水の供給などの本来の機能や施設を安全に管理する機能が失われるおそれがある施設が判明したため、早急な対応が必要な施設について、非常時にもこうした機能を確保するために必要な施設の耐震化等の緊急対策を実施する。

府省庁名：農林水産省

**非常時にも機能を確保するための対策**

**箇所**：約1000地区

耐震性能や健全度等が十分でなく、非常時に機能を喪失するおそれがあるなど、早急な対応が必要な地区

**期間**：2020年度まで

**実施主体**：国、都道府県 等

**内容**：非常時にも機能を確保するために必要な施設の耐震化等により機能喪失を防止

**達成目標**：

早急に対策が必要な約1000地区において、自然災害などの非常時に農業用水の供給等の機能を確保するための対策を概成。

耐震補強(盛土)



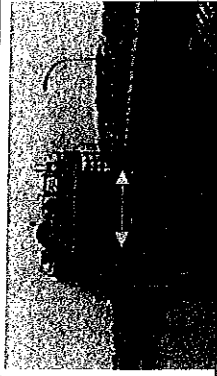
【ダム耐震対策(イメージ)】  
ダムに盛土(赤色)し、耐震性を向上



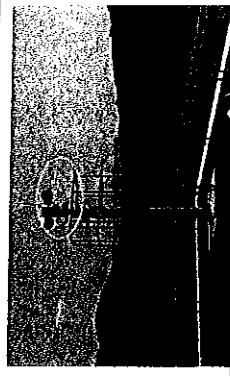
ポンプ設備の更新



適正な水門操作を行うための整備



耐震不足が生じている箇所を補強  
(堰柱の巻立)



ダムの状況を確認するためWebカメラを設置



管理施設の整備



**概要**：平成30年北海道振東部地震等を踏まえ、全国の主要な携帯電話基地局を対象に、予備電源の整備状況等の緊急点検を行い、被害状況の把握から応急復旧の初動対応等に課題があったため、迅速な応急復旧のための体制整備を行う。また、通信事業者において、応急復旧手段である車載型基地局等の増設を実施する。

府省庁名：総務省

**迅速な応急復旧のための体制整備**

**箇所**：応急復旧の体制  
**期間**：2019年度まで  
**実施主体**：国、通信事業者

**内容**：

- ① 通信ネットワークの被害・復旧状況の集約作業において、事業者側の情報集約、事業者から総務省への情報受け渡しなどの手順を改善し、総務省側の情報集約を迅速に行えるようにする
- ② 総務省及び通信事業者における被災直後の初動対応について、具体的な連絡体制や業務フローを改善し、改善した業務フロー等による訓練の実施により、初動対応の実効性を確保できるようにする

**達成目標**：

迅速な応急復旧のための体制を構築するた  
 めに、初動対応における業務フロー等の策定  
 を完了

**車載型基地局等の増設**

**箇所**：約100台  
 大規模災害時に管轄下の主要基地局の機能維持が難しい  
 おそれが高い応急復旧対策拠点※

**期間**：2019年度まで

**実施主体**：通信事業者

**内容**：応急復旧対策拠点※に配備  
 する車載型基地局等を増強  
 することで、管轄下のサー  
 ビスエリア支障を防止

**達成目標**：



車載型基地局

2018年度と同規模の災害が発生しても、市町村役場等における通信サービスを維持するた  
 めに、車載型基地局等の増設を完了

※ 停波した携帯電話基地局の応急復旧のため、車載型基地局、可搬型伝送路設備、移動式電源設備等を保有する拠点。

## 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の推進

### 1. 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に基づく事業への対応

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業について、地方財政計画に計上するとともに、その地方負担について、地方財政措置を講ずる

#### (1) 対象事業

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく防災のための重要インフラ等の機能維持等を目的とした国直轄・補助事業

#### (2) 事業年度

平成31・32年度

※ 平成30年度補正予算（第2号）に計上される「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく国直轄・補助事業は、補正予算債（充当率100%、元利償還金に対する交付税措置率50%）による措置を講ずる

#### (3) 地方財政措置（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：50%

#### (4) 事業費

1. 2兆円（平成31年度）

### 2. 「緊急自然災害防止対策事業費」の創設

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業と連携しつつ、地方団体が単独事業として実施する河川、治山、農業水利施設等の防災インフラの整備を推進するため、新たに「緊急自然災害防止対策事業費」を地方財政計画に計上するとともに、地方財政措置を講ずる

#### (1) 対象事業

安心して暮らせる地域をつくるため、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止することを目的として、地方自治体が策定する緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施される地方単独事業

##### 【対象施設】

治山、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊、河川（護岸、堤防、排水機場等）、農業水利施設（ため池、揚水・排水機場、水路等）、港湾・漁港防災 等

#### (2) 事業年度

平成31・32年度（「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の期間）

#### (3) 地方財政措置（緊急自然災害防止対策事業債）

充当率：100% 元利償還金に対する交付税措置率：70%

#### (4) 事業費

0. 3兆円（平成31年度）

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策(一覽)

I. 防災のための重要インフラ等の機能維持

(1) 大規模な浸水、土砂災害、地震・津波等による被害の防止・最小化

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対象河川	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府庁名
1	河川	堤防	全国的河川における堤防決壊時の危険性に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、パワウオーターモーター等により冠水した場合の浸水被害の緊急点検を行い、甚大な人命被害等が生じる恐れのある区間を有する河川約120河川について、合流部の堤防強化対策や堤防かさ上げ等の緊急対策を実施する。	<堤防強化対策等> ①河川:約70河川 ②都道府県等:約50河川	2020年度まで	堤防決壊が発生した場合に浸水が深刻・特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を実施	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	国土交通省
2	河川	河道等	全国的河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(河運等)	平成30年7月豪雨を踏まえ、樹木倒壊・土砂崩壊及び橋梁等による洪水氾濫の危険箇所等の緊急点検を行い、流下阻害や局所流阻等によって、洪水氾濫による人命・被害が生ずる等の河川約2,240河川について、樹木伐除・掘削及び橋梁等緊急対策を実施する。	<樹木伐除・掘削等> ①国:約40河川 ②都道府県等:約200河川	2020年度まで	氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積物・土砂等による氾濫の危険性を抑制し、河運の確保を図る	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	国土交通省
3	河川	堤防	全国的河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(掘削)	平成30年7月豪雨を踏まえ、河川の氾濫の危険性や氾濫の危険箇所等の緊急点検を行い、洪水氾濫した場合に逃げ遅れの危険性が高い河川約160河川について、越水による決壊までの時間引き延ばす対策等の緊急対策を実施する。	<危険箇所型ハード対策等> ①国:約30河川 ②都道府県等:約130河川	2020年度まで	洪水氾濫による危険性が特に高い等の区間において、人命を確保するため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための対策が必要な箇所において、緊急的・集中的対策を実施し、越水による逃げ遅れの危険性を抑制する	①国 ②都道府県 ③政令指定都市	国土交通省
4	河川	ダム	全国的河川における洪水時の危険性に関する緊急対策(ダム)	平成30年7月豪雨を踏まえ、大規模な洪水氾濫による被害を踏まえ、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急点検を行い、緊急的・集中的にダムの洪水調節機能を維持・確保するうえで、土砂流入対策が必要となるダム、操作改善のために改良が必要なダム、ダムの操作改善の促進を図るための緊急対策を実施する。	①国:約20ダム ②県:約10ダム <調査研究等> 数件程度	2020年度まで	人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための対策が必要な箇所において、緊急的・集中的対策を実施し、越水による逃げ遅れの危険性を抑制する	国、県、国立研究開発法人土木研究所	国土交通省
5	河川	河道等	中小河川緊急治水対策プロジェクト(河道の氾濫防止対策)	九州北部豪雨等の豪雨災害による中小河川の氾濫など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえて、全国の中小河川で点検を行った結果、近年、洪水により被災した箇所があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設(要配慮者利用施設・市役所・役場等)の浸水被害が生じている区間において対策が必要であることが判明したため、多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消するための河道の掘削等を実施する。	<河道の氾濫防止対策> 都道府県等:約400河川	2020年度まで	浸水被害が多いなど、緊急的に再度の氾濫防止対策が必要な区間において、河道の掘削などにより流下能力を向上させ多数の家屋や重要な施設の浸水被害を解消	②都道府県 ③政令指定都市	国土交通省
6	砂防	砂防堰堤等	中小河川緊急治水対策プロジェクト(土砂・流木対策)	九州北部豪雨等の豪雨災害による土砂・流木の流出など、近年の豪雨災害の特徴を踏まえて、全国の中小河川で点検を行った結果、土砂・流木を伴った洪水により被災した箇所や、流木が滞留する箇所、設置が不十分で、下流の氾濫時に多数の家屋や重要な施設(要配慮者利用施設・市役所・役場等)を包囲する状況において対策が必要であることが判明したため、多数の家屋や重要な施設の土砂・流木の流出による被害を防止するための迅速な砂防堰堤等の整備を実施する。	<土砂・流木対策> ①国:約50河川 ②都道府県:約480河川	2020年度まで	下流の氾濫時に多数の家屋や重要な施設があるなど、緊急的に土砂・流木の流出防止対策が必要な箇所において、多数の家屋や重要な施設の土砂・流木の流出による被害を防止するため、土砂・流木除去効果の高い透水性砂防堰堤等の整備等の対策を完了	①国 ②都道府県	国土交通省
7	河川・砂防	河道・砂防施設等	全国的中小河川における土砂・洪水氾濫等の危険性に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、緊急的に土砂・洪水氾濫等対策が必要な箇所や砂防施設等の施設点検計画等の緊急点検を行い、土砂・洪水氾濫等の発生リスクが深刻・緊急性の高い約410箇所(砂防)約20河川(河川)について、流域における土砂・洪水氾濫に備えた砂防施設等の施設点検計画の策定や砂防堰堤・遊砂地等の整備、河道断面の拡大等の緊急対策を実施する。	【砂防】 <土砂・洪水氾濫対策> ①国:約90箇所 ②都道府県:約220箇所 【河川】 <土砂・洪水氾濫対策> ②都道府県:約20河川 【調査研究等】 数件程度	2020年度まで	土砂・洪水氾濫により被災する危険性が高い箇所や緊急性の高い箇所において人命への脅し、被害の防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の対策を完了	国、都道府県 (調査研究等) 国	国土交通省
8	河川・下水道	雨水排水施設・河道等	全国的雨水排水の危険性に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、内水氾濫の危険性や排水処理場の緊急点検を行い、近年、浸水被害が深刻・人命・市役所など生命・財産や防犯上重要な施設(要配慮者利用施設)の浸水被害が生じている区間において、近年の主要河川等による浸水被害の浸水被害を防止するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の緊急対策を実施する。	【雨水】 <土砂・洪水氾濫対策> ①国:約10河川 ②都道府県等:約90河川	2020年度まで	近年、浸水被害が深刻・人命・市役所など生命・財産や防犯上重要な施設(要配慮者利用施設)の浸水被害が生じている区間において、近年の主要河川等による浸水被害の浸水被害を防止するため、雨水排水施設の整備や河川改修等の対策を完了	国、都道府県、政令指定都市、市町村	国土交通省

16	初防	初防	全国の火山における火山噴火緊急対応策の策定等及び同計画に基づく緊急対策	平成30年草津白根山の噴火を踏まえ、火山噴火緊急対応策の策定された全国の49活火山を対象に、火山噴火緊急対応策の策定等及び同計画に基づく緊急対策を実施する。	<p>&lt;火山噴火緊急対応策の策定&gt;</p> <p>約10火山</p> <p>&lt;火山噴火緊急対応策の策定等&gt;</p> <p>約10火山</p> <p>&lt;火山噴火緊急対応策の策定等&gt;</p> <p>約10火山</p> <p>&lt;火山噴火緊急対応策の策定等&gt;</p> <p>約10火山</p> <p>&lt;火山噴火緊急対応策の策定等&gt;</p> <p>約10火山</p>	2020年度まで	<p>&lt;火山噴火緊急対応策の策定等&gt;</p> <p>約10火山</p> <p>&lt;火山噴火緊急対応策の策定等&gt;</p> <p>約10火山</p> <p>&lt;火山噴火緊急対応策の策定等&gt;</p> <p>約10火山</p> <p>&lt;火山噴火緊急対応策の策定等&gt;</p> <p>約10火山</p>	<p>&lt;火山噴火緊急対応策の策定等&gt;</p> <p>約10火山</p> <p>&lt;火山噴火緊急対応策の策定等&gt;</p> <p>約10火山</p> <p>&lt;火山噴火緊急対応策の策定等&gt;</p> <p>約10火山</p> <p>&lt;火山噴火緊急対応策の策定等&gt;</p> <p>約10火山</p>	国土交通省
17	初防	初防	全国の土砂災害警戒区域等における円滑な避難の確保に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、地域の避難所や避難経路が限られており、土砂災害に伴い、被害が生じると、避難一困難が生じる箇所等の緊急点検を行い、緊急性の高い約620箇所について、初防前段階の整備等の緊急対策を実施する。	<p>&lt;円滑な避難の確保対策&gt;</p> <p>①国、約50箇所</p> <p>②都道府県、約570箇所</p>	2020年度まで	<p>&lt;円滑な避難の確保対策&gt;</p> <p>①国、約50箇所</p> <p>②都道府県、約570箇所</p>	<p>&lt;円滑な避難の確保対策&gt;</p> <p>①国、約50箇所</p> <p>②都道府県、約570箇所</p>	国土交通省
18	海岸	海岸	全国の海岸堤防等の前線化に関する緊急対策	緊急点検の結果を踏まえ、地震の発生リスクが高く重要な背後地をかかえる海岸等のうち、早期に対処が可能な緊急性の高い箇所において、前線防護、前線化等の緊急対策を実施する。	<p>【海岸】</p> <p>前線防護 約20箇所</p> <p>前線化等 約50箇所</p> <p>調査研究等 数件程度</p> <p>【河川】</p> <p>河川堤防等 約40河川</p>	2020年度まで	<p>【海岸】</p> <p>前線防護 約20箇所</p> <p>前線化等 約50箇所</p> <p>調査研究等 数件程度</p> <p>【河川】</p> <p>河川堤防等 約40河川</p>	<p>【海岸】</p> <p>①国</p> <p>②都道府県</p> <p>③管理官</p> <p>(調査研究等)</p> <p>国</p> <p>【河川】</p> <p>①国、都道府県</p>	農林水産省・国土交通省
19	市街地	市街地	地震時等に著しく危険な密集市街地に関する緊急対策	重点的に不燃化を図るべき地域として、防火棟が写実されている地域において、集中的に不燃化を促進することともに、避難地・避難経路を整備し、3年で地震時等に著しく危険な密集市街地の最悪限の安全性を確保する。	<p>地震時等に著しく危険な密集市街地を概ね解消</p> <p>約280ha</p>	2020年度まで	<p>地震時等に著しく危険な密集市街地を概ね解消</p> <p>約280ha</p>	<p>①国</p> <p>②都道府県</p> <p>③政令指定都市</p> <p>④市区町村</p>	国土交通省
20	市街地	避難路	ブロック塀等の安全性確保に関する緊急対策	所有者等に対し、ブロック塀等の安全性確保に関する積極的な周知を実施する。また、ブロック塀等の安全性確保に関する緊急対策として、地方公共団体が指定する避難経路の建築物と同様に、前線化を促進することともに、一定の長さ・長さを超える原状において、地方公共団体が指定する避難経路の建築物と同様に、前線化を義務付けることとし、所管行政において診断結果を公表する。	<p>所有者等に対し、ブロック塀等の安全性確保に関する積極的な周知を実施する</p> <p>特定行政庁が所管する地域、特定行政庁約400団体</p> <p>約5,400棟(分相当)(※)</p> <p>※公立学校、国立大学法人等、私立学校及び公立社会体育施設</p>	2020年度まで	<p>所有者等に対し、ブロック塀等の安全性確保に関する積極的な周知を実施する</p> <p>特定行政庁が所管する地域、特定行政庁約400団体</p> <p>約5,400棟(分相当)(※)</p> <p>※公立学校、国立大学法人等、私立学校及び公立社会体育施設</p>	<p>①国</p> <p>②都道府県</p> <p>③政令指定都市</p> <p>④市区町村</p>	国土交通省
21	教育	学校施設等	学校施設等の前線化及び防火対策に関する緊急対策	北海道胆振東部地震等を踏まえ、全国の学校施設等を対象に、災害時における人命に被害を及ぼす危険な状態が懸念される施設や内装、天井等について、前線化や防火対策に関する緊急点検を行い、安全性一課題があり、非構造部材の前線化等の緊急性の高い学校施設等を国が支援して改善する緊急対策を実施する。	<p>約5,400棟(分相当)(※)</p> <p>※公立学校、国立大学法人等、私立学校及び公立社会体育施設</p>	2020年度まで	<p>約5,400棟(分相当)(※)</p> <p>※公立学校、国立大学法人等、私立学校及び公立社会体育施設</p>	<p>緊急点検の結果を踏まえ、屋根や内装、天井等の前線化及び防火対策に関する緊急性の高い学校施設等を国が支援して改善</p>	文部科学省
22	教育	学校施設等	学校施設等の構造体の前線化に関する緊急対策	過去に生じた被害の多い地震では、構造体の前線化が完了した学校施設等において、重大な被害が生じたことから、前線化の被害の発生可能性がある。前線化が完了した学校施設等について、前線化を促進する緊急対策を実施する。	<p>&lt;公立学校&gt;</p> <p>約990棟</p> <p>&lt;国立大学&gt;</p> <p>約13万㎡</p> <p>&lt;私立学校&gt;</p> <p>(6003未満) 約150棟(私立高等学校等、約28万㎡(私立大学等))</p> <p>&lt;公立社会体育施設&gt;</p> <p>約20棟</p>	2020年度まで	<p>&lt;公立学校&gt;</p> <p>約990棟</p> <p>&lt;国立大学&gt;</p> <p>約13万㎡</p> <p>&lt;私立学校&gt;</p> <p>(6003未満) 約150棟(私立高等学校等、約28万㎡(私立大学等))</p> <p>&lt;公立社会体育施設&gt;</p> <p>約20棟</p>	<p>&lt;公立学校&gt;</p> <p>前線化を完了</p> <p>&lt;国立大学&gt;</p> <p>前線化を完了</p> <p>学校施設等が2020年度までに前線化している施設の前線化を完了</p> <p>&lt;私立学校&gt;</p> <p>学校施設等が2020年度までに前線化している施設、又は前線化する危険性が特に高い施設(6003未満)の前線化を推進</p> <p>&lt;公立社会体育施設&gt;</p> <p>前線化を完了</p>	文部科学省

31	治山	海岸防犯林 (防風・ラフ 地帯防犯対 策推進地 域、日本海 岸・千島海溝 周辺海軍型 地帯防犯対 策推進地域 に位置する ものに限 る。)	国土強靱化緊急森林 対策(海岸防犯林)	台風19号等による高潮被害が発生していることを踏まえ、海岸防犯林において、その生育状況、付帯施設 の健全度の緊急点検を行い、明らかした、保安林機能の低下した海岸防犯林において補植や防波堤の設置等 により海岸防犯林を整備する。	海岸防犯林の整備、約50km	2020年度まで	緊急的・集中的に治水対策が必要な地 区、約700箇所	2020年度まで	災害発生危険性を低減するため、緊急的に整備が必要 な海岸防犯林約50kmにおいて、海岸防犯林の整備を大 幅に進捗	国 都道府県	農林水 産省
32	治山・ 森林	治山施設 森林	国土強靱化緊急森林 対策(治水対策)	平成29年九州北部豪雨による治水対策を踏まえ、緊急点検により抽出された、緊急的・集中的に治水対策 が必要な地区において、治水機能向上のための設置、間伐等の森林整備等の治水対策を推進する。	緊急的・集中的に治水対策が必要な地 区、約700箇所	2020年度まで	治水対策の危険性を低減するため、緊急的に整備が 必要な治水森林約700箇所において、治水対策を大幅に 進捗	2020年度まで	治水対策の危険性を低減するため、緊急的に整備が必要 な治水森林約700箇所において、治水対策を大幅に 進捗	国 都道府県 市町村 等	農林水 産省
33	森林	森林	国土強靱化緊急森林 対策(森林整備対策)	平成30年7月豪雨等により山火災害が多発していることを踏まえ、山火災害の危険性が高い地区等の周辺 森林において、その危険状況、林道の健全性、迂回路機能の緊急点検を行い、荒廃した森林や改良が必要 な林道について、森林道や併走等の森林整備、林道の改良整備を実施する。	<森林整備> 荒廃した森林における間伐等の森林整 備、約2,000箇所 <林道改良整備> 林道の改良整備、約300箇所	2020年度まで	<森林整備> 災害発生危険性を低減するため、緊急的に整備が必要 な荒廃森林約2,000箇所において、間伐等の森林整備対策 を大幅に進捗 <林道改良整備> 被災の危険性を低減するため、緊急的に改良整備が必要 な林道約300箇所において、改良整備を大幅に進捗	2020年度まで	<森林整備> 災害発生危険性を低減するため、緊急的に整備が必要 な荒廃森林約2,000箇所において、間伐等の森林整備対策 を大幅に進捗 <林道改良整備> 被災の危険性を低減するため、緊急的に改良整備が必要 な林道約300箇所において、改良整備を大幅に進捗	国 都道府県 市町村 等	農林水 産省
34	環境	公園事業地 野営	自然公園等施設に関 する緊急対策	平成30年7月豪雨災害を踏まえ、全国の自然公園事業等の施設を対象に利用者の安全の確保等に関す る緊急点検を行い、人命や国土荒廃の防止の面で課題がある施設324カ所について、人命に危険な崖屋 外壁の石垣の補修、緊急避難所となる避難小屋等の改修、国土荒廃防止に効果的な法面崩壊防止に資する 整備等の緊急対策を実施する。	国立公園(24公園)、約255カ所、国定公 園等(66公園)約80カ所、国民公園(4公 園)約10カ所	2020年度まで	利用者の安全対策、施設等の脆弱性対策、国土荒廃の防 止により、利用者の安全確保の発生件数をゼロ	2020年度まで	利用者の安全対策、施設等の脆弱性対策、国土荒廃の防 止により、利用者の安全確保の発生件数をゼロ	国、都道府県、市町村	環境省
35	河川	河川防犯 施設	休廃止荒山撤去防止 等工事に関する緊急 対策	休廃止荒山の撤去等の実施に阻害する危険な不適合であった事業地の対策工事、及び休廃止業者によ る撤去防止技術委員会にて緊急に対策すべき撤去対策工事等のうち、特に緊急性の高い事業について対 策を実施する。対策を講ずることによって、農地・森林等の被害による国土の荒廃を防止する。 指定管理鳥獣(ニホンカサネ)の生息数の増加、生息地の拡大により森林等に被害を及ぼす等の被害が深刻 化しており、それに伴う治水流出等の国土荒廃を防ぐため、生息密度が特に高い地域において、都道府県 による積極的な捕獲等の緊急対策を実施する。	農地・森林等の被害による国土の荒廃を防止(事業地の 安定化)、排出基準管理基準の運用)するため、集積場4 カ所、坑道1カ所での対策を完了	2020年度まで	農地・森林等の被害による国土の荒廃を防止(事業地の 安定化)、排出基準管理基準の運用)するため、集積場4 カ所、坑道1カ所での対策を完了	2020年度まで	農地・森林等の被害による国土の荒廃を防止(事業地の 安定化)、排出基準管理基準の運用)するため、集積場4 カ所、坑道1カ所での対策を完了	国、都道府県、市町村 地方公共団体	経済産 業省
36	森林	森林	指定管理鳥獣捕獲等 に関する緊急対策	指定管理鳥獣(ニホンカサネ)の生息数の増加、生息地の拡大により森林等に被害を及ぼす等の被害が深刻 化しており、それに伴う治水流出等の国土荒廃を防ぐため、生息密度が特に高い地域において、都道府県 による積極的な捕獲等の緊急対策を実施する。	適正な生息密度管理のため、生息密度 が特に高い地域を予定	2020年度まで	適正な生息密度管理のため、生息密度 が特に高い地域を予定	2020年度まで	高害等による森林の土壌流出等を防止するため、適正な 生息密度を維持できるよう、都道府県毎の捕獲目標を設定	都道府県	環境省
37	市街地、道 路	市街地、道 路等	地震調査緊急対策	近年の東海・南海トラフ巨大地震に伴う土砂災害や洪水等を踏まえ、土砂災害警戒区域等の今後災害が想定され る地域において、市町村等が実施する地盤調査に対して国庫負担金を重点的に交付する。	土砂災害や洪水等の被災想定区域、約 360km	2020年度まで	今後災害が想定される地域のうち、特に緊急性が高い地 域として、土砂災害や洪水等の被災想定区域約360kmにお ける地盤調査を完了	2020年度まで	今後災害が想定される地域のうち、特に緊急性が高い地 域として、土砂災害や洪水等の被災想定区域約360kmにお ける地盤調査を完了	国、市町村等	国土交 通省
38	道級・河川・ 河川・ 砂防	道級・河川、 砂防等	長期未登記未完了 土地保有状況に係る 緊急対策	長期未登記未完了土地(長期未登記未完了土地)について所有者を調査し、その結果を登記記録に反映するととも に、事業を促進しようとする旨を提示する。	長期未登記未完了土地保有状況に 係る緊急対策、約14万筆	2020年度まで	長期未登記未完了土地保有状況に 係る緊急対策、約14万筆	2020年度まで	長期未登記未完了土地の約14万筆全てについて調査を 実施	国	法務省

46	警察	警務施設	警務施設の耐災害性 等に関する緊急対策	平成30年7月以降、北海道内各地を襲った豪雨、暴風、大雪、長年劣化、災害対応能力 向上について緊急点検を行い、建設費削減の必要性が判明した警務署等約40施設、非常用電 源設備の整備、改修の必要が判明した警務署等約10施設等について必要な措置を講じる緊急対策を策 定する。	<警務施設の老朽化対策> 建設費又は耐震改修、警務署等約40施設 その他設備等の改修、約80施設 <非常用電源設備の整備、改修> 警務署等約10施設	2020年度まで	<警務施設の老朽化対策> 警務署等約10施設において建設費又は耐震改修を行うな ど必要の措置を講じた <非常用電源設備の整備、改修> 警務署等約10施設において非常用電源設備の整備、改修 を完了	国 北海道	警察庁
47	消防	車両等	大規模風水害、土砂 災害に対応するため の緊急消防援助隊に 関する緊急対策	平成30年7月以降、北海道内各地を襲った豪雨、暴風、大雪、長年劣化、災害対応能力 向上について緊急点検を行い、建設費削減の必要性が判明した警務署等約40施設、非常用電 源設備の整備、改修の必要が判明した警務署等約10施設等について必要な措置を講じる緊急対策を策 定する。	消防、大規模風水害対策 全地形対応車及び機動車 高機動車 高機動救命ボート 映像伝送システム 教育訓練用資機材 <地上端末の配備等> 50台程度 <警告機能の追加> 1式程度	2020年度まで	災害対応能力を向上させるため、大規模風水害等に対処 した車両、資機材の整備を大幅に進捗	国 総務省	消防省
48	消防	車両等	大規模災害に対応す るための航空消防防 災体制に関する緊急 対策	近年多発する大規模災害を踏まえ、被害状況の早期把握、孤立地域での救助活動などで活用される消 防ヘリコプターの運用の安全性向上と航空消防防災体制の充実強化を図る。	<車両買付> 200市町村程度 <資機材配備> 1719市町村	2020年度まで	消防、防災ヘリコプターの安全性を向上させるために、航 空消防防災体制を充実強化するとともに、ヘリコプター動 態管理システムの未整備地域へ新機導入を完了	国 総務省	消防省
49	消防	車両等	地域防災力の中核を 担う消防団に関する 緊急対策	平成30年7月以降、北海道内各地を襲った豪雨、暴風、大雪、長年劣化、災害対応能力 向上について緊急点検を行い、建設費削減の必要性が判明した警務署等約40施設、非常用電 源設備の整備、改修の必要が判明した警務署等約10施設等について必要な措置を講じる緊急対策を策 定する。	<車両買付> 200市町村程度 <資機材配備> 1719市町村	2020年度まで	災害対応能力を向上させるために、消防団に対する車両 の買付を行うことにより、消防団の整備を進捗 <資機材配備> 災害対応能力を向上させるために、市町村における対象 資機材の「消防団の整備の基準」に基づき配備率を向上 <非常用電源> 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防団舎に おける業務継続性を確保するために、非常用電源の確保 を再開し進捗 <新機化> 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防団舎に おける業務継続性を確保するために、新機化に係る整備 を大幅に進捗	国 地方公共団体 総務省	消防省
50	災害対 応施設 施設	庁舎	災害対策本部設置庁 舎及び消防団舎の災 害対応機能確保に関 する緊急対策	地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防団舎の整備状況について、災害対応能力の向上を図るため、削減用の車両、資機材 の無償貸付を行うとともに、資機材の配備率を向上させる緊急対策を実施する。	<非常用電源> 140対本部設置庁舎程度 350消防団舎程度 <新機化> 60対本部設置庁舎程度 480消防団舎程度	2020年度まで	地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防団舎に おける業務継続性を確保するために、非常用電源の確保 を再開し進捗 <新機化> 地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防団舎に おける業務継続性を確保するために、新機化に係る整備 を大幅に進捗	国 地方公共団体 総務省	消防省
51	災害対 応施設 施設	海上保安施設	海上保安施設に関す る緊急対策	平成30年台風21号等に伴う豪雨、暴風、大雪、長年劣化、災害対応能力の向上を図るため、削減用の車両、資機材 の無償貸付を行うとともに、資機材の配備率を向上させる緊急対策を実施する。	<老朽化対策等が必要な施設の整備> (1) 目視より施設に亀裂等を確認及び び目視困難等不具合を指摘している、船 艇基地箇所 (2) 老朽化、冠水、設備不備により業務 支障のある海上保安施設、航空基地約 10箇所、船艇基地約10箇所、陸上通信 施設等約30箇所 <業務継続のための設備の設置等が 必要な施設の整備> (1) 発電機等の性能が低下したこと により、長時間停電が発生した場合に 通信機能が停止するおそれがある海 上保安施設、陸上通信施設等約30箇所 (2) 災害発生時に燃料供給等が確保 できず船舶及び航空機の運航に支障 を及ぼすおそれがある海上保安施設、船 艇基地5箇所、航空基地約10箇所	2020年度まで	<老朽化対策等が必要な施設の整備> 海上保安施設に支障を来すおそれのある全ての施設にお いて、業務支援を防止するための施設の整備を完了 <業務継続のための設備の設置等が必要な施設の整備> 海上保安施設に支障を来すおそれのある全ての施設にお いて、業務支援を防止するための施設の整備を完了	国 国土交 通省	国土交通省

62	福祉 福祉	社会福祉施設 社会福祉施設	平成30年北越前国土地震発生を踏まえ、停電時に医療が必要となる高齢者の安全を確保するため、社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備状況の点検の結果を踏まえ、現在整備中であり、今後整備予定のある施設約1,178箇所について、非常用自家発電設備の緊急対策を実施する。	社会福祉施設等の非常用自家発電設備に関する緊急対策	平成30年北越前国土地震発生を踏まえ、停電時に医療が必要となる高齢者の安全を確保するため、社会福祉施設等の非常用自家発電設備の整備状況の点検の結果を踏まえ、現在整備中であり、今後整備予定のある施設約1,178箇所について、非常用自家発電設備の緊急対策を実施する。	整備状況の点検の結果、非常用自家発電設備が少なく、今後整備予定のある施設約1,176箇所 <児童センター等> <児童センター等施設> 約20施設 <高齢者センター等> 約361箇所 <その他施設等> 7箇所	2019年度まで	非常用自家発電設備の整備予定がある社会福祉施設等約1,176箇所全て対策完了	東京都、市町村	厚生労働省
63	災害対策 防災施設	矯正施設等 矯正施設等	平成30年7月豪雨及び北海道国土地震において矯正施設は、地域の避難所役割を果しているが、老朽化した建物等一壊壊が発生したことを踏まえ、施設の補修及び老朽化等の対応の緊急対策を講じたところ、緊急時・優先的に対策が必要な施設が約50施設あり、これらに対する対応の緊急対策を実施する。	矯正施設等の耐震・老朽化等の緊急対策	平成30年7月豪雨及び北海道国土地震において矯正施設は、地域の避難所役割を果しているが、老朽化した建物等一壊壊が発生したことを踏まえ、全国的矯正施設約210施設において、監禁システム設備等の緊急対策を実施する。	<施設整備等> 緊急時・優先的に対策が必要な施設が約50施設	2020年度まで	防災・減災に対する万全の体制を構築するため、緊急時・優先的に対策が必要な施設について所定の対策を概ね完了	国	法務省
64	災害対策 防災施設	矯正施設 監禁システム設備等	平成30年7月豪雨及び北海道国土地震において矯正施設は、地域の避難所役割を果しているが、大規模停電等が発生したことを踏まえ、全国的矯正施設約210施設において、監禁システム設備等の緊急対策を講じたことにも、地域住民の避難所役割を果しているため、緊急時・優先的に対策が必要な施設が約50施設あり、これらに対する対応の緊急対策を実施する。	矯正施設等の耐震・老朽化等の緊急対策	平成30年7月豪雨及び北海道国土地震において矯正施設は、地域の避難所役割を果しているが、大規模停電等が発生したことを踏まえ、全国的矯正施設約210施設において、監禁システム設備等の緊急対策を実施する。	<長時間の大規模停電等により監禁システム設備等の安定稼働が困難となり、また、地域住民の避難所役割を果しているため、避難所役割や施設の確保が困難となるおそれがある施設> 約210施設	2020年度まで	全国の矯正施設約210施設において、災害発生時において、緊急システム設備等の安定稼働が困難な状況下において、避難所役割を果しているため、監禁システム等の更新が完了	国	法務省
65	環境	ゾーン	平成30年夏季の記録的な豪雨や7月豪雨等の災害時における熱中症の発生が問題となり、災害時における熱中症対策に関する情報提供等の取組が広がったことから、同様の夏季の災害の発生に備えるため、大地震や豪雨災害等による避難所等一壊壊や、ポアンチアライメントに関する急修や施設改善等への熱中症対策に係る情報提供の提供を要するよう、熱中症予防情報発信の強化やポアンチアライメント等の見直し等の機会を増加や優良事例の展開等の緊急対策を実施する。	熱中症予防のための緊急対策	平成30年夏季の記録的な豪雨や7月豪雨等の災害時における熱中症の発生が問題となり、災害時における熱中症対策に関する情報提供等の取組が広がったことから、同様の夏季の災害の発生に備えるため、大地震や豪雨災害等による避難所等一壊壊や、ポアンチアライメントに関する急修や施設改善等への熱中症対策に係る情報提供の提供を要するよう、熱中症予防情報発信の強化やポアンチアライメント等の見直し等の機会を増加や優良事例の展開等の緊急対策を実施する。	自治体等担当者向けポアンチアライメント 所 普及啓発資料の自治体等への配布、全国的自治体（道庁、政令指定都市、中核市、環境庁政令市、特別区）等に熱中症予防強化イベント、3か所 共計約10か所	2020年度まで	熱中症予防情報の発信の強化を完了。また、夏季までに、災害時に備え熱中症対策を実施する自治体の割合を100%にする	国、自治体の熱中症対策担当者、民間事業者等	環境省
66	災害対策 防災施設	地下街	平成30年7月豪雨、北越前国土地震等を踏まえ、全国的地下街を対象に点検を行い、利用者等の安全な避難に支障が生じる恐れのある箇所 ・帰宅困難者受入施設として適切な機能を果たしていない恐れのある箇所 ・地下街の地下街等で構成される地下街において、避難所として活用すべき防災対策（避難所対策）が不十分である箇所 の約10か所について、避難所対策や止水体の設置、耐震対策、非常用発電設備、備蓄倉庫の整備等の緊急対策を実施する。	全国的地下街における安全な避難等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨、北越前国土地震等を踏まえ、全国的地下街を対象に点検を行い、利用者等の安全な避難に支障が生じる恐れのある箇所 ・帰宅困難者受入施設として適切な機能を果たしていない恐れのある箇所 ・地下街の地下街等で構成される地下街において、避難所として活用すべき防災対策（避難所対策）が不十分である箇所 の約10か所について、避難所対策や止水体の設置、耐震対策、非常用発電設備、備蓄倉庫の整備等の緊急対策を実施する。	避難所対策や止水体の設置、耐震対策等の約10か所	2020年度まで	緊急地点を突破した地下街において、避難所対策や止水体の設置、耐震対策等の安全な避難や非常用発電設備の設置としての適切な対策を完了	民間等地下街管理会社	国土交通省
67	災害対策 防災施設	エレベーター	平成30年7月豪雨等を踏まえ、広域防災拠点となる都市公園（41箇所）を対象に点検を行った結果、同市等他の中核的施設でも同様の実績を踏まえ、今後の緊急事態発生した際でも中核的機能を十分に果たすために、機能強化を図る必要がある約60公園について、非常用発電設備の整備、施設の修繕、法的整備等の緊急対策を実施する。	防災拠点となる民間高層建築物のエレベーターの地震対策に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、広域防災拠点となる都市公園（41箇所）を対象に点検を行った結果、同市等他の中核的施設でも同様の実績を踏まえ、今後の緊急事態発生した際でも中核的機能を十分に果たすために、機能強化を図る必要がある約60公園について、非常用発電設備の整備、施設の修繕、法的整備等の緊急対策を実施する。	エレベーター 約400台	2020年度まで	防災拠点となる民間の高層建築物（20階建て以上）に設置されたエレベーターの地震対策の完了	民間建築物所有者	国土交通省
68	災害対策 防災施設	広域防災拠点（都市公園）	平成30年7月豪雨等を踏まえ、広域防災拠点となる都市公園（41箇所）を対象に点検を行った結果、同市等他の中核的施設でも同様の実績を踏まえ、今後の緊急事態発生した際でも中核的機能を十分に果たすために、機能強化を図る必要がある約60公園について、非常用発電設備の整備、施設の修繕、法的整備等の緊急対策を実施する。	広域防災拠点となる都市公園に関する緊急対策	平成30年7月豪雨等を踏まえ、広域防災拠点となる都市公園（41箇所）を対象に点検を行った結果、同市等他の中核的施設でも同様の実績を踏まえ、今後の緊急事態発生した際でも中核的機能を十分に果たすために、機能強化を図る必要がある約60公園について、非常用発電設備の整備、施設の修繕、法的整備等の緊急対策を実施する。	<停電対策> 非常用発電設備の整備等、約20公園 <豪雨・浸水・暴風、地震対策等> 施設の修繕、法的整備、耐震対策、備蓄倉庫整備、拠点施設へのアークブレーキ等、約50公園	2020年度まで	防災拠点となる民間の高層建築物（20階建て以上）に設置されたエレベーターの地震対策の完了	国、都道府県、市町村	国土交通省

77	人村	各種インフラ等	防災・減災、国土強靭化を担う建設業の担い手確保等に關する緊急対策	建設技術者の高齢化が急速に進む中、防災・減災、国土強靭化の推進に支障を来さないよう、処置改善による担い手確保等の取組を通じて、総合的な対策を実施する。	全国	2020年度まで	2020年度まで	防犯・減災、国土強靭化のための6ヵ年緊急対策一掃がられた各種事業の円滑な施工を確保するため、関連の制度改正を視野に、処置改善による担い手確保等の取組を大規模に推進	国土交通省	
78	災害対策施設	官邸、緊急時対応センター(EPO)、緊急事態対応対策拠点施設(OFC)	固定衛星通信設備等に関する緊急対策	平成30年台風21号を踏まえ、緊急時の対策拠点となる官邸、EPO、OFC等に設置している固定衛星通信設備の緊急点検を行い、緊要は兼かつたが18地点は緊急性が高い。経年劣化が確認されたため、速やかに異常気象等にも耐えうる設備更新の緊急対策を実施する。新規する1地点についても、上記を踏まえて実施する。また、8地点も経年劣化が顕著なことから今後の3ヵ年で設備更新を実施する。また、平成30年7月豪雨等の一連の自然災害を踏まえ、全国のオフサイトセンター(OFC)の建物等について、自然災害に対する被害状況や脆弱性の緊急点検を行ったところ、漏洩、洪水、土砂災害による被害が想定され、対策が行われていない施設が6施設判明したため、浸水対策施設や初期対応の整備等の緊急対策を実施する。	全国	2020年度まで	2020年度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定衛星通信設備の整備</li> <li>27地点の固定衛星通信設備等を更新</li> <li>OFC整備</li> </ul> <p>全てのOFCにおいて、自然災害時のOFC機能を維持するため、浸水対策施設や初期対応の整備等を完了</p>	環境省、内閣府	
79	災害対策施設	モニタリングポスト	モニタリングポストの機能維持に關する緊急対策	平成30年北海道胆振東部地震による停電及び台風21号等による水害の影響により生じた、原子力事故の緊急時対応用等のモニタリングポストの一時停止が伝送遅延の不具合の発生を踏まえ、道庁が所有するモニタリングポストの電源及び通信の設備の構成、停電が長期化した場合や海水・土壌との代替電源用モニタリングポストの保持状況等の点検を行った。その結果、停電時における非常用電源が十分確保されていないなど、災害時のモニタリング機能の維持に關して約1,000件の課題があることが判明した。これを踏まえ、非常用電源確保や可搬型モニタリングポストの整備、多様な通信手段の確保等により、災害時のモニタリング機能の維持に必要と電源及び通信の多重化等の対応策を実施する。	全国	2020年度まで	2020年度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングポスト等の電源及び通信の多重化(平常時の電源供給の確保及び緊急時の非常用電源の使用)の活用</li> <li>原子力施設周辺の平常時監視及び緊急時の防護措置の判断に活用するもの</li> <li>緊急時の防護措置の判断に活用するもの</li> <li>(電源)約40件</li> <li>(通信)約40件</li> <li>電子式線量計等の通信の多重化(緊急時の防護措置の判断に活用するもの)</li> <li>電子式線量計等の通信の多重化(緊急時の防護措置の判断に活用するもの)</li> <li>(通信)約20件</li> </ul>	環境省、内閣府	
80	災害対策施設	放射線測定設備、質機材等	モニタリングポストの機能維持に關する緊急対策等(放射線測定設備、質機材等の整備)	平成30年北海道胆振東部地震等を踏まえ、同様の災害の発生に備えるために、 ①国所有の緊急時モニタリングに係る設備、質機材を確実に使用できる状態を維持するためにはモニタリングカーの緊急自動車化や車載機器の更新が必要である ②道庁で実施される空間放射線測定が適切に行われるためには道庁が放射線の常時監視に使用している機器の更新・新・耐震化等が必要である という課題があり、必要と緊急対策を実施する。	全国	2020年度まで	2020年度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングに係る国の設備、質機材の整備</li> <li>①モニタリングカーの緊急自動車化及び車載機器の更新等、約25台分</li> <li>②モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備</li> <li>③モニタリングポスト等の更新、約90局</li> <li>④データ集約システム(サーバー)の更新、改修、約10式</li> <li>⑤モニタリングポスト等の新築工事、約30局</li> </ul>	環境省	
81	災害対策施設	放射線防護施設、原子力災害医療施設、設備等	放射線防護施設等に關する緊急対策	自然災害により原子力災害が発生し、緊急事態に備えるため、安全に一時停止した屋内退避を行つたための施設や原子力災害医療施設、設備等を整備する等の緊急対策を実施する。	全国	2020年度まで	2020年度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線防護施設等の整備</li> <li>①緊急時モニタリングに係る国の設備、質機材の整備</li> <li>②モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備</li> <li>③モニタリングポスト等の更新、約10式</li> <li>④データ集約システム(サーバー)の更新、改修、約10式</li> <li>⑤モニタリングポスト等の新築工事、約30局</li> </ul>	環境省	
(3) 迅速な情報等の確保										
82	分野	対策インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	緊急対策期間	緊急対策の実施状況	達成目標	実施主体	府省庁名	内閣府
	通信	通信インフラ	準天頂衛星システムに關する緊急対策	平成30年7月豪雨等大規模自然災害を踏まえ、準天頂衛星システムを活用した災害時の通信確保の充実な整備の必要性が高まっているところ、衛星測位の精度向上を図り、災害時に迅速に通信できる体制を整備するための緊急対策を実施する。	2020年度まで	2020年度まで	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線防護施設等の整備</li> <li>①緊急時モニタリングに係る国の設備、質機材の整備</li> <li>②モニタリングポスト及びデータ集約システム等の整備</li> <li>③モニタリングポスト等の更新、約10式</li> <li>④データ集約システム(サーバー)の更新、改修、約10式</li> <li>⑤モニタリングポスト等の新築工事、約30局</li> </ul>	実証主体	府省庁名	内閣府



90	河川	情報基盤	河川情報の提供方法・手段等に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、住民自らの行動に結びつく水災害ハザード・リスク情報共有の方法、手段等について緊急点検を行い、監視や周知が必要な河川の危険性が強い箇所、河川情報の空白地域のある河川約150河川等について、切迫性のある分りやすい河川情報や危険情報を提供するための緊急対策を実施する。	<p>&lt;切迫性のある河川情報の提供&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監視や周知が必要な河川の危険性が高い箇所</li> <li>監視河川監視カメラ等の設置(国:約1700箇所、都道府県:約2000箇所)</li> <li>水害リスクマップの構築(一級水系)</li> <li>&lt;分りやすい河川情報の提供&gt;</li> <li>情報の一元化の観点から提供可能な改善が必要なシステム(川の防災情報、DMMAPS、浸水ナビ等)</li> <li>&lt;空白地帯のない河川情報の提供&gt;</li> <li>浸水水害想定区域図や洪水ハザードマップが未作成の自治体等</li> <li>都道府県:約150河川</li> <li>市町村:約300市町村</li> <li>異業体連携が前提条件を考慮したダム</li> <li>下流地域の浸水想定区域等が必要なダム</li> </ul>	2020年度まで	<p>&lt;切迫性のある河川情報の提供&gt;</p> <p>河川の危険性が高く、人家や重要施設のある箇所において、簡易河川監視カメラ等の設置や水害リスクマップの構築を完了</p> <p>&lt;分りやすい河川情報の提供&gt;</p> <p>河川情報提供基盤の河川情報の提供を行うとともに、水害・土砂災害に関する情報を統合表示するシステムを構築完了</p> <p>&lt;空白地帯のない河川情報の提供&gt;</p> <p>想定浸水区域図、洪水ハザードマップの構築</p> <p>ダム下流地域の浸水想定区域の作成を完了するとともに、異業体連携の改良等により住民への周知体制の確立を完了</p>	国土交通省
91	下水道	情報基盤	全国の内水浸水のソフト対策に関する緊急対策	平成30年7月豪雨を踏まえ、内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区について、想定最大規模降雨に合わせた内水ハザードマップ等の作成状況等の緊急点検を行ったところ、作成していない約20地方公共団体	<p>&lt;切迫性のある河川情報の提供&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①風:約100ダム</li> <li>②県:約200ダム</li> <li>③想定最大規模降雨に合わせた内水ハザードマップ等の作成</li> <li>想定最大規模降雨の内水ハザードマップ等を作成していない約20地方公共団体</li> </ul>	2020年度まで	内水浸水により人命への影響が懸念される地下街を有する地区において、想定最大規模降雨の内水ハザードマップ等の作成を概ね完了	国土交通省
92	海岸	情報基盤	高潮対策等のためのソフト対策に関する緊急対策	台風第21号や第24号等を踏まえ、全国において海岸のソフト対策に関する緊急点検を行い、観測体制の強化や浸波・高潮浸水想定区域の指定、浸波・高潮ハザードマップの作成等の緊急対策を実施する。	<p>観測体制の強化 約300施設</p> <p>調査研究等</p> <p>軟化程度</p> <p>浸水想定区域</p> <p>高潮:20年度までに約300海岸・報道</p> <p>附属</p> <p>ハザードマップ:20年度までに約50市町村</p>	2020年度まで	<p>観測体制</p> <p>海岸管理上重要な施設で早期に対策が必要な施設について、浸波防止対策やリアルタイム化のための対策を完了(調査研究等)</p> <p>住民の迅速な避難に資する浸波予測高の観測手法等を確立</p> <p>当面公表の必要性が高い海岸・都道府県について公表が概ね完了</p> <p>■ハザードマップ</p> <p>■浸水ナビ</p> <p>■浸水ナビのデータ拡充</p> <p>①国</p>	国土交通省
93	砂防	情報基盤	土砂災害対策のためのソフト対策に関する緊急対策	平成30年7月豪雨や平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の都道府県及び市町村並びに県庁行において、土砂災害へのソフト対策の取組状況の取組状況の緊急点検を行い、災害リスク情報の整備が不十分な都道府県及び市町村では、基礎調査の促進、土砂災害ハザードマップの作成、緊急点検では、土砂災害警戒判定マップの高精度化の緊急対策を実施する。	<p>&lt;基礎調査&gt;</p> <p>基礎調査の完了:約4万箇所</p> <p>&lt;ハザードマップ&gt;</p> <p>土砂災害ハザードマップの整備:約20市町村</p> <p>&lt;土砂災害警戒判定マップ&gt;</p> <p>土砂災害警戒判定マップの提供:改善が必要なシステム</p>	2019年度まで 2020年度まで 2018年度まで	<p>&lt;基礎調査&gt;</p> <p>基礎調査の完了の箇所について、基礎調査を早期に完了</p> <p>&lt;ハザードマップ&gt;</p> <p>土砂災害のおそれが高い市町村で土砂災害ハザードマップの作成完了</p> <p>&lt;土砂災害警戒判定マップ&gt;</p> <p>土砂災害発生のおそれがある地区を的確に絞り込んだマップ情報の提供:改善を完了</p>	国土交通省

98 宅地	情報基盤	宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する緊急対策	<p>平成20年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の地方公共団体を対象に、宅地の滑動崩落及び液状化のソフト対策に関する点検を行い、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模盛土造成地の危険性の把握が不十分な約1,100市区町村</li> <li>・液状化の危険性の把握が不十分な約1,700市区町村</li> </ul> <p>について、国による基礎マップの作成や地方公共団体による高度化等の緊急対策を実施する。</p>	<p>&lt;滑動崩落対策&gt; 大規模盛土造成地マップの作成・公表: 約900市区町村 大規模盛土造成地の調査:約300市区町村</p> <p>&lt;液状化対策&gt; 液状化ハザードマップの作成・公表:約1,350市区町村 液状化ハザードマップの高度化:約350市区町村</p> <p>&lt;インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等&gt; 数十箇所程度</p>	<p>&lt;滑動崩落対策&gt; 大規模盛土造成地マップの作成・公表: 2019年度まで 大規模盛土造成地の調査: 2020年度まで &lt;液状化対策&gt; 2020年度まで &lt;インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等&gt; 2020年度まで</p>	<p>&lt;滑動崩落対策&gt; 全国の地方公共団体における大規模盛土造成地マップの作成・公表率の目標を上方修正し、前払いで達成 現状:66% 現状目標:70%(2020年) 一達成目標:100%(2019年度) 全国の地方公共団体における大規模盛土造成地マップの作成・公表率:100%を達成 大規模盛土造成地の造成年代調査の実施率:100%を達成</p> <p>&lt;液状化対策&gt; 全国の地方公共団体における液状化ハザードマップの作成・公表率:100%を達成 &lt;インフラ等の液状化被害推定手法の高精度化等&gt; 高精度なインフラ等の液状化被害推定手法等を開発し、特に重要なエリアにおけるインフラ等の液状化被害を推定するため、高精度な液状化ハザードマップの作成マニュアルを概成</p>	<p>国、都道府県、政令指定都市、市区町村、国立研究開発法人、本研究所、国立研究開発法人建築研究所</p>	国土交通省
----------	------	----------------------------	--	---	---	---	---	-------

106	電力	原子力規制 検査業務少 システム及び 原子力規制 検査ホーム ページ	原子力規制検査の体 制整備に関する緊急 対策	平成30年北海道地震東部地震等の災害の発生を受けて、同様の災害の発生に備えるために、原子力施設 の復旧の状況を確認する検査及び評価に必要な業務システムが未整備で、状況を迅速に把握し、対応が不 十分なという課題が浮き上がったので、原子力規制検査システム及び原子力規制検査ホームページ整備 の緊急対策を行う。	原子力規制検査システム の構築・整備 原子力規制検査システム の構築・整備 原子力規制検査ホーム ページの構築・整備	2019年度まで	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁 名	環境省
-----	----	---	------------------------------	---	---	----------	--------	------	------	----------	-----

(2) 食料供給、ライフライン、サプライチェーン等の確保

No.	分野	対象インフラ	緊急対策名	緊急対策の概要	対策箇所	緊急対策期間	達成目標	実施主体	府省庁 名
107	農業	ダム、灌漑 工、排水機 場、水門、農 業用水路、 排水機場	農業水利施設に關 する緊急対策	平成30年北海道地震東部地震等を踏まえ、食料の安定供給に不可欠な農業水利施設の操作・監視状況、 災害時の機能維持の方策等に関する緊急点検を行い、自然災害などの非常時に農業用水の供給などの本来 の機能や施設を安全に管理する機能が失われるおそれがある施設が判明したため、緊急対策が必要 施設について、非常時に必要となる機能を確保するために必要な施設の機能強化等の緊急対策を実施する。	原子力規制検査システム の構築・整備 原子力規制検査ホーム ページの構築・整備	2020年度まで	早期に実施が必要となる約1,000地区 の対応を概観	国、道庁関係等	農林水 産省
108	農業	卸売市場	卸売市場に關する緊 急対策	平成30年台風21号、北海道地震東部地震等を踏まえ、一定規模以上の卸売市場を対象に、非常時電源の 設置が対応の緊急点検を行った結果、停電により卸売市場運営に支障の生じる恐れが強い緊急施設 を把握したため、非常時に必要となる機能を確保するために必要な施設の機能強化等の緊急対策を実施する。	原子力規制検査システム の構築・整備 原子力規制検査ホーム ページの構築・整備	2020年度まで	卸売市場における生乳の供給を確保するた め、停電により卸売市場運営に支障の生じる恐れが強い 市場において、電源確保等に向けた対策を大綱で進捗	地方公共団体、第三 セクター、事業協同組 合、法人等	農林水 産省
109	農業	畜産物の安定供給上 重要な畜産施設 (乳業施設)に關する 緊急対策	畜産物の安定供給上 重要な畜産施設 (乳業施設)に關する 緊急対策	停電時の対応計画を作成するとともに、作成した対応計画を踏まえ、地域の生乳流通確保のために基幹と なる乳業施設の非常時電源設備を導入、これにより、災害時における生乳の特許可能な生産・流通を確保 する。	全国の10のブロック	2020年度まで	全国10のブロックで、生乳の特許可能な生産・流通を確 保するために必要な停電時の対応計画の作成率 100% (2020年度)	指定生乳生産者団 体、乳業者等(都道府 県、農協など地域の 関係者)と連携	農林水 産省
110	農業	貯乳施設(ク ーラーステー ション)に關 する緊急対策	貯乳施設(ク ーラーステー ション)に關 する緊急対策	停電時の対応計画を作成するとともに、作成した対応計画を踏まえ、地域の生乳流通確保のために基幹と なる貯乳施設の非常時電源設備を導入、これにより、災害時における生乳の特許可能な生産・流通を確保 する。	全国の10のブロック	2020年度まで	全国10のブロックで、生乳の特許可能な生産・流通を確 保するために必要な停電時の対応計画の作成率 100% (2020年度)	指定生乳生産者団 体、乳業者等(都道府 県、農協など地域の 関係者)と連携	農林水 産省
111	農業	畜産物の安定供給上 重要な畜産施設 (肉用施設)に關する緊 急対策	畜産物の安定供給上 重要な畜産施設 (肉用施設)に關する緊 急対策	停電時の対応計画を作成するとともに、作成した対応計画を踏まえ、地域の生乳流通確保のために必要な 非常時電源設備を導入、これにより、災害時における生乳の特許可能な生産・流通を確保する。	全国の10のブロック	2020年度まで	全国10のブロックで、生乳の特許可能な生産・流通を確 保するために必要な停電時の対応計画の作成率 100% (2020年度)	指定生乳生産者団 体、乳業者等(都道府 県、農協など地域の 関係者)と連携	農林水 産省
112	農業	食料処理施設	食料処理施設 (食肉処理施設)に關 する緊急対策	平成30年北海道地震東部地震等を踏まえ、畜産物の安定供給に重要な食料処理施設(食肉処理施設)を対象に緊急 点検を行い、大規模停電時の稼働を確保すべき基幹となる食肉処理施設について、停電時の対応計画の作 成及び非常時電源設備の導入等により、食肉の特許可能な生産・流通を確保する体制を整備する。	各都道府県において選定した、大規模 停電時に稼働を確保すべき基幹となる 食肉処理施設のうち、非常時電源設備 の導入が必要な施設 40施設	2020年度まで	選定された食肉処理施設において、停電時の対応計画の 作成率 100%(2020年度)	食肉処理業者	農林水 産省
113	農業	農業用ハウ ス	農業用ハウスの災害 被害防止に關する緊 急対策	本年の豪雨、台風、大雪被害等の多発と被害拡大を踏まえ、十分な信頼性のない可能性のある農業用ハウ スの緊急点検を行い、老朽化等により対策が必要な農業用ハウスの被害防止計画を策定し た上で農業用ハウスの相違等の対策を実施する。	約9,000ha	2020年度まで	対策が必要となる約9,000haについて、農業用ハウスの被害 防止計画の策定と、補修等の対策を完了	地方自治体等	農林水 産省
114	漁業	防波堤、高 さばり、製 氷施設、冷 凍・冷蔵施設 等	流通や防災上特に重 要な漁港において る緊急対策	北海道地震東部地震及び平成30年台風21号を踏まえ、流通や防災上特に重要な漁港を対象に、防波堤等 の安全性や高さばり等における主要施設の浸水リスク等の緊急点検を行い、発災時に主要施設の倒壊 や電源の喪失による被害の恐れが強い緊急的に対策が必要な漁港について、防波堤等の強化や主要電源 の確保対策、非常時電源の設置等の緊急対策を実施する。	約60漁港	2020年度まで	約60漁港で防波堤や岸壁等の機能を強化し、整備 を大綱で進捗 うち約20漁港で高さばり等の前倒しや主要電源を確保 するため、整備を大綱で進捗	国、道庁関係、市町村 等	農林水 産省

121	教育	国立大学等 設備	国立大学等の基礎的 インフラ設備の強 化に向けた緊急対策	災害発生時における国立大学等の情報通信機能の停止により災害情報等の収集・伝達のために必要となる 情報通信への支障や、地震発生時一帯等での停電・断線などにより被害が生じる恐れのある基礎的なイン フラ設備の整備を通じて、情報通信機能の確保や人命の保護を図るため、緊急対策を実施する。	国立大学等：12箇所 災害廃棄物処理計画の策定促進が必 要な自治体・全国8ブロックから各1自治体計約120自治体 災害時の事故リスクが懸念され、更新 時期を迎えた一般廃棄物処理施設 60施設	2020年度まで ＜災害廃棄物処理計 画策定促進及び大規模災害に備えた廃棄物処理施設整備＞ ＜一般廃棄物処理施設 の整備及び更新の 支援＞	2020年度まで ＜災害廃棄物処理計画策定促進及び大規模災害に備えた廃棄物処理施設整備＞ ＜一般廃棄物処理施設 の整備及び更新の 支援＞	国土強靭化に関する基礎的インフラ設備の整備完了	国立大学等 環境省
122	環境	廃棄物処理 施設	大規模災害に備えた 廃棄物処理施設整備 緊急支援及び一般廃 棄物処理施設等の整備 及び更新に関する緊急 対策	平成30年度大規模地震を踏まえ、災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理施設に関する 緊急点検を行い、災害廃棄物処理計画の策定促進が必要な自治体について、全国8ブロックからそれぞれ 代表的な事例となる自治体約120自治体や、災害時の事故リスクが懸念され、更新時期を迎えた一 般廃棄物処理施設約60施設について、災害廃棄物処理計画策定の促進強化して行い、災害時の 事故リスクが懸念される施設について、施設の整備及び更新を支援するとともに、防災機能の向上を図る 等の緊急対策を実施する。	平成10年6月18日以前の不法投棄事 案で平成28年9月31日までには建設大臣 に協議、同意を得た都道府県等によ る特定支離除去事業(5か所)	2020年度まで	平成10年6月18日以前の不法投棄事 案で平成28年9月31日までには建設大臣 に協議、同意を得た都道府県等によ る特定支離除去事業(5か所)	国立大学等 環境省	
123	環境	特定支離除 去事業地	産業廃棄物不法投棄 等廃止回遊措置に関 する緊急対策	平成20年7月豪雨等を受けて、不法投棄事業による汚染が大雨等で流出するリスク(地下水汚染)除去工 事等の対応における土砂崩壊等が明らかとなったことから、こうした災害の発生に備えるために、特定産業 廃棄物に起因する支離の除去等に関する特別措置法に基づき各所の産業廃棄物の不法投棄等事業につ いて、緊急対策を実施する。	平成20年7月豪雨における大規模自然災害を踏まえ、大規模に発生した産業、小型産業等の産業廃棄物に 対応したリサイクル・適正処理体制を整備する必要がある。これらの産業廃棄物には多くのプラスチックが 含まれており、廃プラスチックについては災害時のみならず、平時においても中国等の資源国への輸出 により国内での廃プラスチックの消費は喫緊の課題となっている。災害時に発生した廃プラスチックの 安定的なリサイクル体制を確保するために、災害時に発生したリサイクル拠点となる約240箇所・プラスチ ックリサイクル体制の拡充・強化のための新規設備を導入することにより、災害に強く、より高度なリサイク ル体制を整備する緊急対策を実施する。	2020年度まで	平成20年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の単独浄化槽及び合併浄化槽の設置 状況(設置後経過年数、破損、漏水等)について緊急点検を行い、約400万基ある単独浄化槽のうち産業 廃棄物処理施設整備計画に基づき単独浄化槽であった、早期に緊急必要な浄化槽が確認し ていることが明らかとなった。浄化槽が破損することにより土壌や地下水への大規模な汚染の流出等、生活環境の悪 化リスクも増加し、伝染病等の発生につながる。災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽の整備等 の緊急対策を実施する。	環境省	
124	環境	プラスチック リサイクル 設備	災害に強いリサイク ル設備(体CO <sub>2</sub> 型)リサ イクル(高濃度処理)整 備促進緊急対策	平成20年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の単独浄化槽及び合併浄化槽の設置 状況(設置後経過年数、破損、漏水等)について緊急点検を行い、約400万基ある単独浄化槽のうち産業 廃棄物処理施設整備計画に基づき単独浄化槽であった、早期に緊急必要な浄化槽が確認し ていることが明らかとなった。浄化槽が破損することにより土壌や地下水への大規模な汚染の流出等、生活環境の悪 化リスクも増加し、伝染病等の発生につながる。災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽の整備等 の緊急対策を実施する。	災害時の基幹的なリサイクル拠点を 240か所	2020年度まで	災害時の基幹的なリサイクル拠点を 240か所	環境省 非営利法人	
125	環境	浄化槽	全国の浄化槽に関す る緊急対策	平成20年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、全国の単独浄化槽及び合併浄化槽の設置 状況(設置後経過年数、破損、漏水等)について緊急点検を行い、約400万基ある単独浄化槽のうち産業 廃棄物処理施設整備計画に基づき単独浄化槽であった、早期に緊急必要な浄化槽が確認し ていることが明らかとなった。浄化槽が破損することにより土壌や地下水への大規模な汚染の流出等、生活環境の悪 化リスクも増加し、伝染病等の発生につながる。災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽の整備等 の緊急対策を実施する。	浄化槽整備区域内の合併浄化槽整備率を、現状の 62%(平成29年度実績)から70%とする	2020年度まで	浄化槽整備区域内の合併浄化槽整備率を、現状の 62%(平成29年度実績)から70%とする	環境省	
126	環境	浄化槽	浄化槽長寿命化計画 策定のための緊急対 策	平成20年大規模地震を踏まえ、災害に備えるために、未処理の汚濁度PCB廃棄物及び使用済み品が未だに市中に 多数残されているといった課題を踏まえ、災害時のPCB廃棄物の発生リスクを低減するため、各都道府県・ 政令市(12自治体)における高濃度PCB廃棄物及び使用済み品の早期処理を促す等の緊急対策を実施する。	長寿命化計画策定のためのガイドラインの公表と関係自 治体への周知完了	2020年度まで	長寿命化計画策定のためのガイドラインの公表と関係自 治体への周知完了	環境省	
127	環境	PCB 廃棄物 処理施設	JESCO 高濃度 PCB 処理施設に関する緊 急対策	平成20年大規模地震を踏まえ、災害に備えるために、未処理の汚濁度PCB廃棄物及び使用済み品が未だに市中に 多数残されているといった課題を踏まえ、災害時のPCB廃棄物の発生リスクを低減するため、各都道府県・ 政令市(12自治体)における高濃度PCB廃棄物及び使用済み品の早期処理を促す等の緊急対策を実施する。	浄化槽整備率を上げている都道府 県、市町村	2020年度まで	JESCO 高濃度 PCB 処理施設(5か所)	環境省	
128	環境	PCB 廃棄物 保管事業場	PCB 早期処理のため の緊急対策	平成20年大規模地震を踏まえ、災害に備えるために、未処理の汚濁度PCB廃棄物及び使用済み品が未だに市中に 多数残されているといった課題を踏まえ、災害時のPCB廃棄物の発生リスクを低減するため、各都道府県・ 政令市(12自治体)における高濃度PCB廃棄物及び使用済み品の早期処理を促す等の緊急対策を実施する。	JESCO 高濃度 PCB 処理施設(5か所)	2020年度まで	対象となる全ての施設で補修・改修を完了	環境省	
					各都道府県・政令市(12自治体)	2020年度まで	全ての自治体に対し、支援・周知を完了	環境省	

137	道路 道路法面・盛土等	道路法面・盛土等に 関する緊急対策(法 面・盛土対策、道路孤 棚等)	平成30年7月豪雨を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、法面・盛土の緊急点検を行い、土砂災害等の危険性が高く、鉄道近接や広域交通など社会的影響が大きい箇所が存在が判明したため、約2000箇所について土砂災害等に対処した道路法面・盛土対策、土砂災害等を回避する改良や道路孤棚などの緊急対策を実施する。また、災害復旧に関する特種車両の迅速な処置のための特種車両のシステム構築や電子データ化を行うとともに、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<道路法面対策等> 約2000箇所	2020年度まで	幹線道路等において、豪雨により土砂災害等が発生するリスク箇所約2000箇所について対策を概ね完了	国、高速道路会社、地方自治体	国土交通省
138	道路 排水施設等の 道路構造 物	道路の排水施設等に 関する緊急対策	平成30年7月豪雨等の道路の冠水被害を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、冠水の危険性について緊急点検を行い、冠水被害の恐れのある約1400箇所について、排水施設等の補修を行う等の緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<冠水対策> 排水施設等の補修等 約200箇所 <冠水対策> 排水施設等の補修等 約200箇所	2020年度まで	<冠水対策> 排水施設等の補修等 約200箇所について対策を概ね完了 冠水の危険性が高い箇所について、豪雨により冠水が想定される約1200箇所について対策を概ね完了	国、高速道路会社、地方自治体等	国土交通省
139	道路 消波ブロック 等の道路構 造物	道路における冠水・ 津波に関する緊急対 策	台風21号等の高潮による冠水被害や過去の地震による津波被害を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、冠水・津波の危険性について緊急点検を行い、冠水・津波の危険性のある約80箇所について、消波ブロック設置等の冠水防止対策、ネットワーク整備による冠水・津波による冠水被害を軽減する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<冠水防止対策やネットワーク整備等> 約80箇所	2020年度まで	<冠水防止対策やネットワーク整備等> 約80箇所について対策を概ね完了	国、地方自治体	国土交通省
140	道路 橋梁、道の 駅等	道路橋、道の駅等の 耐震補強に関する緊 急対策	平成30年大坂北部地震、北海道胆振東部地震において、橋梁に損傷がなかったものの、一部、橋梁前後の盛土部で路面陥没が発生した。これを踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、橋梁の耐震対策の実施状況(橋脚区間含む)について点検を行い、耐震対策未実施の約600箇所について耐震補強に係る緊急対策を実施する。道の駅については北海道道政課が実施している点検として活用された実績を踏まえ、耐震対策の実施状況について点検を行い、耐震対策未実施の約30箇所について耐震補強に係る緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<橋梁の耐震対策の実施> 約600箇所 <道の駅の耐震対策の実施> 約30箇所	2020年度まで	<橋梁の耐震対策の実施> 約600箇所について、緊急輸送道路上の橋梁の内、今後30年間に震度6以上の揺れに耐えられる耐震が98%以上の地域とある橋梁約900箇所について対策を概ね完了 <道の駅の耐震対策の実施> 国、地方自治体が管理する道の駅で地域防災計画に位置づけがあり、耐震対策未実施の道の駅約30箇所について対策を概ね完了	国、高速道路会社、地方自治体	国土交通省
141	道路 踏切	全国の踏切道に 関する緊急対策	平成30年大坂北部地震を踏まえ、全国の踏切道約33,000箇所を対象に、事前点検期間(大層な迂回が必要となる箇所)の緊急点検を行い、緊急活動や人流・物流等に大きく影響を与える可能性のある箇所が約200箇所判明したため、関係機関が長期間点検期間中に優先的に開放する踏切への指定等や踏切の立休交差化といった緊急対策を実施する。	<優先的に開放する踏切への指定等や立休交差化の整備> 約200箇所	2020年度まで	長期間点検期間(大層な迂回が必要となる踏切)において、関係機関が優先的に開放する踏切への指定等を行うとともに、踏切の立休交差化を推進(うち、約200箇所において期間で立休交差化を完了)	国、地方自治体、鉄道事業者	国土交通省
142	道路 道路施設(道 路照明、ト ネル照明、 CCTV等)、 道の駅、斤 舎等	道路における無停電 設備等に関する緊急 対策	平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、道路施設、道の駅等の緊急点検を行い、停電により情報が遮断され管理上支障が生じる恐れのある道路施設約1,800箇所、道の駅約80箇所等において、無停電設備(発電機、蓄電池)の整備に係る緊急対策を実施する。	<道路施設の無停電対策> 約1,800箇所 <道の駅の無停電対策> 約80箇所	2020年度まで	<道路施設の無停電対策> 約1,800箇所について対策を概ね完了 <道の駅の無停電対策> 国、地方自治体が管理する道の駅で地域防災計画に位置づけのある道の駅約80箇所について対策を概ね完了	国、高速道路会社等、地方自治体	国土交通省
143	道路 道路法面、 橋梁等の道 路構造物	大震災時の車両滑り危 険箇所に関する緊急 対策	平成30年豪雨による道路上下の車両滑溜の発生を踏まえ、広域交通を担う幹線道路等において、緊急点検を行い、待避場所や除雪車の不足等の課題があり、大規模な車両滑溜リスクが判明したため、約700箇所について待避場所等のスポート対策や除雪車の体制強化等の緊急対策を実施する。また、災害時の情報収集の強化及び提供情報の質の向上に資するための緊急対策を実施する。	<待避場所等のスポート対策、除雪車増強の体制強化等> 対策箇所:約700箇所	2020年度まで	大震災時の大規模な車両滑溜リスクを低減させるため、必要な対策箇所約700箇所について、対策を概ね完了	国、高速道路会社、地方自治体	国土交通省
144	道路 電柱	市街地における電柱 に関する緊急対策	平成30年台風21号の暴風に伴う電柱倒壊を踏まえ、市街地における電柱の危険性等の緊急点検を行い、飛来物等による電柱倒壊の危険性の高い緊急輸送道路の区間(約175km)において、緊急性の高い、災害拠点へのアクセスルートで事業継続環境が変化した区間について、道路貯水等を防止する無電柱化による緊急対策を実施する。また、自治体の無電柱化実施体制を点検し、必要性が確認されたため、事業実施体制の支援による緊急対策を実施する。	<電柱倒壊防止対策> 約1,000km	2020年度まで	電柱倒壊の危険性が高い市街地の緊急輸送道路(約175km)において、災害拠点へのアクセスルートのうち約1,000kmについて工事着手(地中埋設等)を完了	国、地方自治体、電柱管理業者	国土交通省

151	台湾	内閣コンピュータボードスターミナル	全国の主要な内閣コンピュータボードスターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な内閣コンピュータボードスターミナルにおいて、地震時の緊急点検を行い、コンピュータ流出リスク、電源流出リスク、地震リスク等の課題がある施設について、浸水対策、停電対策、耐震対策、港域BCPの充実化の緊急対策を実施する。	コンピュータ流出対策:2施設、電源流出対策:2施設、フェリリー可動橋の緊急点検:約10施設、耐震対策:5施設、港域BCPの充実化:約65港	2020年度まで	<p>＜浸水対策＞</p> <p>浸水被害リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整ったコンピュータ流出対策2施設、電源流出対策2施設の対策を概ね完了</p> <p>＜停電対策＞</p> <p>フェリリー可動橋の非常用電源が設置されていない施設のうち、事業実施環境が整った約10施設について対策を概ね完了</p> <p>＜耐震対策＞</p> <p>地震リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った5施設について、耐震対策を概ね完了</p> <p>＜港域BCPの充実化＞</p> <p>各種課題に対する港域BCPの充実化が必要な約65港において、BCPの充実化を完了</p>	国土交通省 港湾管理者
152	台湾	クルーズターミナル	全国の主要なクルーズターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要なクルーズターミナルにおいて、地震時の情報提供体制の確保、情報提供の体制が不十分等の課題がある施設について、情報提供体制の構築や港域BCPの充実化の緊急対策を実施する。	情報提供体制の確保:2箇所、港域BCPの充実化:約40港	2020年度まで	<p>＜概要への情報提供体制の確保＞</p> <p>地震時の情報提供体制に課題がある2施設について、対策を概ね完了</p> <p>＜港域BCPの充実化＞</p> <p>各種課題に対する港域BCPの充実化が必要な約40港において、BCPの充実化を完了</p>	国土交通省 港湾管理者等
153	台湾	緊急物資輸送ターミナル	全国の主要な緊急物資輸送ターミナルに関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な緊急物資輸送ターミナルにおいて、岸壁の耐震性等の緊急点検を行い、地震時の緊急物資輸送に十分対応できない恐れがある等の課題がある施設について、耐震強化岸壁の整備や港域BCPの充実化の緊急対策を実施する。	耐震強化岸壁の整備:約10施設、港域BCPの充実化:約70港	2020年度まで	<p>＜耐震強化岸壁の整備＞</p> <p>地震時の緊急物資輸送に十分対応できない恐れがある施設のうち、事業実施環境が整った約10施設について、対策を概ね完了</p> <p>＜港域BCPの充実化＞</p> <p>各種課題に対する港域BCPの充実化が必要な約70港において、BCPの充実化を完了</p>	国土交通省 港湾管理者
154	台湾	臨海道路(橋梁・トンネルを含む)	全国の主要な臨海道路に関する緊急対策	平成30年台風21号、平成30年北海道胆振東部地震を踏まえ、主要な臨海道路において、トンネルの浸水対策等の緊急点検を行い、トンネルの浸水リスク、橋梁の地震リスク、道路の液状化リスク等の課題がある施設について、トンネルの浸水対策や道路の液状化対策、橋梁の耐震補強、港域BCPの充実化の緊急対策を実施する。	トンネルの浸水対策:2施設、橋梁の耐震補強:約15施設、道路の液状化対策:5施設、港域BCPの充実化:約85港	2020年度まで	<p>＜トンネルの浸水対策＞</p> <p>浸水リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った2施設について、対策を概ね完了</p> <p>＜橋梁の耐震補強＞</p> <p>地震リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った約15施設について、耐震対策を概ね完了</p> <p>＜道路の液状化対策＞</p> <p>液状化リスクが高く、対策が実施されていない施設のうち、事業実施環境が整った5施設について、対策を概ね完了</p> <p>＜港域BCPの充実化＞</p> <p>各種課題に対する港域BCPの充実化が必要な約85港において、BCPの充実化を完了</p>	国土交通省 港湾管理者